

【表紙】	
【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長 殿
【提出日】	平成23年3月10日提出
【計算期間】	第1期（自 平成22年3月12日 至 平成22年12月10日）
【ファンド名】	アムンディ・チャインドネシア株投信 アムンディ・チャインドネシア株投信マネー
【発行者名】	アムンディ・ジャパン株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役 クリスチャン・ロメイヤー
【本店の所在の場所】	東京都千代田区内幸町一丁目2番2号
【事務連絡者氏名】	横田 陽子
【連絡場所】	東京都千代田区内幸町一丁目2番2号
【電話番号】	03-3593-5928
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

<アムンディ・チャインドネシア株投信>

（以下「チャインドネシア株」といいます。）

投資信託財産の中長期的な成長をはかることを目標として運用を行います。

<アムンディ・チャインドネシア株投信マネー>

（以下「チャインドネシア株マネー」といいます。）

安定した収益の確保をはかることを目標として運用を行います。

原則として「アムンディ・チャインドネシア株投信」からのスイッチングでのみお買付可能なファンドです。

（以下、両ファンドを総称して「ファンド」といいます。）

ファンドの基本的性格

<チャインドネシア株> 追加型投信 / 海外 / 株式に属します。

<チャインドネシア株マネー> 追加型投信 / 国内 / 債券に属します。

商品分類については社団法人 投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき分類し、ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。ファンドの仕組みについては後述の「（３）ファンドの仕組み」をご参照ください。

<チャインドネシア株>

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類
単位型投信	国内	株式	M M F	インデックス型 特殊型
	海外	債券 不動産投信	M R F	
追加型投信	内外	その他資産（ ） 資産複合	E T F	

（注）ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

なお、ファンドが該当する各分類（表の網掛け部分）の定義は以下のとおりとなっております。

追加型投信	一度設定されたファンドであっても、その後追加設定が行われ従来の投資信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
海外	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
株式	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替 ヘッジ	対象 インデックス	特殊型
株式	年 1 回	グローバル				
一般						
大型株						
中小型株	年 2 回	日本			日経225	ブル・ベア型
債券		北米				
一般	年 4 回	欧州	ファミリー ファンド	あり ()		条件付運用型
公債						
社債	年 6 回	アジア			TOPIX	
その他債券 クレジット属性 ()	(隔月)	オセアニア				ロング・ショ ート型/絶対 収益追求型
不動産投信	年 1 2 回 (毎月)	中南米	ファンド・ オブ・ ファンズ	なし		
その他資産 (投資信託証券 (株式))		アフリカ			その他 ()	その他 ()
資産複合 ()	日々	中近東 (中東)				
資産配分固定型	その他	エマージング				
資産配分変更型	()					

(注) ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

なお、ファンドが該当する各分類（表の網掛け部分）の定義は以下のとおりとなっています。

その他資産 (投資信託証券 (株式))	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が、実質的に株式に投資することを目的とする投資信託を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
年 1 回	目論見書または投資信託約款において、年 1 回決算する旨の記載があるものをいいます。
アジア	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
ファンド・オブ・ファンズ	「投資信託等の運用に関する規則」第 2 条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。
為替ヘッジなし	目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式で運用されます。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券（株式）））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（株式）とが異なります。

<チャインドネシア株マネー>

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類
単位型投信	国内	株式	MMF	インデックス型 特殊型
	海外	債券	MRF	
		不動産投信		
		その他資産() 資産複合		
追加型投信	内外		ETF	

(注) ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

なお、ファンドが該当する各分類（表の網掛け部分）の定義は以下のとおりとなっております。

追加型投信	一度設定されたファンドであっても、その後追加設定が行われ従来の投資信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
国内	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
債券	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象 インデックス	特殊型
株式	年 1 回					
一般		グローバル				
大型株						
中小型株	年 2 回	日本			日経225	ブル・ベア型
債券		北米				
一般	年 4 回	欧州	ファミリー ファンド	あり ()		条件付運用型
公債						
社債						
その他債券	年 6 回 (隔月)	アジア			TOPIX	
クレジット属性 ()		オセアニア				ロング・ショ ート型/絶対 収益追求型
不動産投信	年 1 2 回 (毎月)	中南米	ファンド・ オブ・ ファンズ	なし		
その他資産 (投資信託証券 (債券))		アフリカ			その他 ()	その他 ()
資産複合 ()	日々	中近東（中東）				
資産配分固定型	その他	エマージング				
資産配分変更型	()					

（注）ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

なお、ファンドが該当する各分類（表の網掛け部分）の定義は以下のとおりとなっています。

その他資産 (投資信託証券 (債券))	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券に投資することを目的とする投資信託を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
年1回	目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。
日本	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
ファミリーファ ンド	目論見書または投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいいます。

ファンドは、ファミリーファンド方式で運用されます。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券（債券）））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（債券）とが異なります。

* 商品分類表および属性区分表に記載された当該ファンドにかかる定義（上記網掛け部分）以外の定義については、社団法人 投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

信託金の限度額

<チャインドネシア株> 信託金の限度額は1兆円です。

<チャインドネシア株マネー> 信託金の限度額は3,000億円です。

ただし、委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

ファンドの特色

<チャインドネシア株>

1

「アムンディ・チャインドネシア株投信」は、主として中国、インド、インドネシアの企業または当該各国で主な事業を展開する企業の上場株式等を実質的に投資し、投資信託財産の長期的な成長を目指します。

- ・ ファンド・オブ・ファンズ方式で運用します。当社設定「中国株式ファンドF（適格機関投資家専用）」（以下「中国株式サブファンド」といいます。）、「ノムラ・ファンズ・アイルランド-インド・エクイティ・ファンド（以下「インド株式サブファンド」といいます。）」、当社設定「インドネシア株式ファンドF（適格機関投資家専用）」（以下「インドネシア株式サブファンド」といいます。）への投資を通じて、それぞれ中国、インド、インドネシアの企業または当該各国で主な事業を展開する企業の上場株式等を実質的に投資します。
- ・ 各サブファンドへの基本配分比率は原則として3分の1ずつとし、定期的にリバランスを行います。
- ・ 実質的な組入貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ・ 株式の実質組入比率は、原則として高位に保ちます。

2

各サブファンドの運用にあたっては、中国株式サブファンドは「アムンディ・ホンコン・リミテッド」が、インド株式サブファンドは「ノムラ・アセット・マネジメント・シンガポール・リミテッド」が、インドネシア株式サブファンドは「フラトン・ファンド・マネジメント・カンパニー・リミテッド」が、海外の株式等の運用を行います。

インド株式サブファンド

- インドの上場株式等を主要投資対象とします。
- MSCIインド指数を参考指数とします。

* MSCIチャイナ指数、MSCIインド指数、およびMSCIインドネシア指数は、MSCI Inc.が開発した指数です。同指数に関する著作権、およびその他知的所有権はMSCI Inc.に帰属しております。

中国株式サブファンド

- 中国・香港の上場株式等を主要投資対象とします。
- MSCIチャイナ指数を参考指数とします。

インドネシア株式サブファンド

- インドネシアの上場株式等を主要投資対象とします。
- MSCIインドネシア指数を参考指数とします。

3

「アムンディ・チャインドネシア株投信」は、「アムンディ・チャインドネシア株投信マネー」との間でスイッチング※が可能です。

「アムンディ・チャインドネシア株投信」または「アムンディ・チャインドネシア株投信マネー」を換金した場合の手取金をもって、その換金のお申込受付日に、もう一方のファンドの取得のお申込みを行うことをいいます。

- ・ スwitchingの際には、購入時および換金時と同様に、費用・税金がかかりますのでご注意ください。

<チャインドネシア株マネー>

円建の公社債（国債、地方債、政府保証債、利付金融債、事業債等）および短期金融資産等を主要投資対象とする「アムンディ・マネープール・マザーファンド」への投資を通じて、投資信託財産

の安定した収益の確保を目指します。なお、公社債等に直接投資する場合があります。

資金動向および市況動向等によっては、前記のような運用ができない場合があります。

（２）【ファンドの沿革】

平成22年3月12日 ファンドの投資信託契約締結、ファンドの設定・運用開始

（３）【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組みは、以下の通りです。

<チャインドネシア株>

「アムンディ・チャインドネシア株投信」は、複数の投資信託（サブファンド）に投資するファンド・オブ・ファンズ方式で運用します。ファンド・オブ・ファンズ方式とは一つのファンド（投資信託）が、株式や債券などへ投資する複数のファンド（投資信託）に分散投資し、運用を行う仕組みです。

<チャインドネシア株マネー>

「アムンディ・チャインドネシア株投信マネー」は「アムンディ・マネープール・マザーファンド」をマザーファンドとするファミリーファンド方式で運用します。ファミリーファンド方式とは、投資者の資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドに投資して、実質的な運用を行う仕組みです。

<イメージ図>

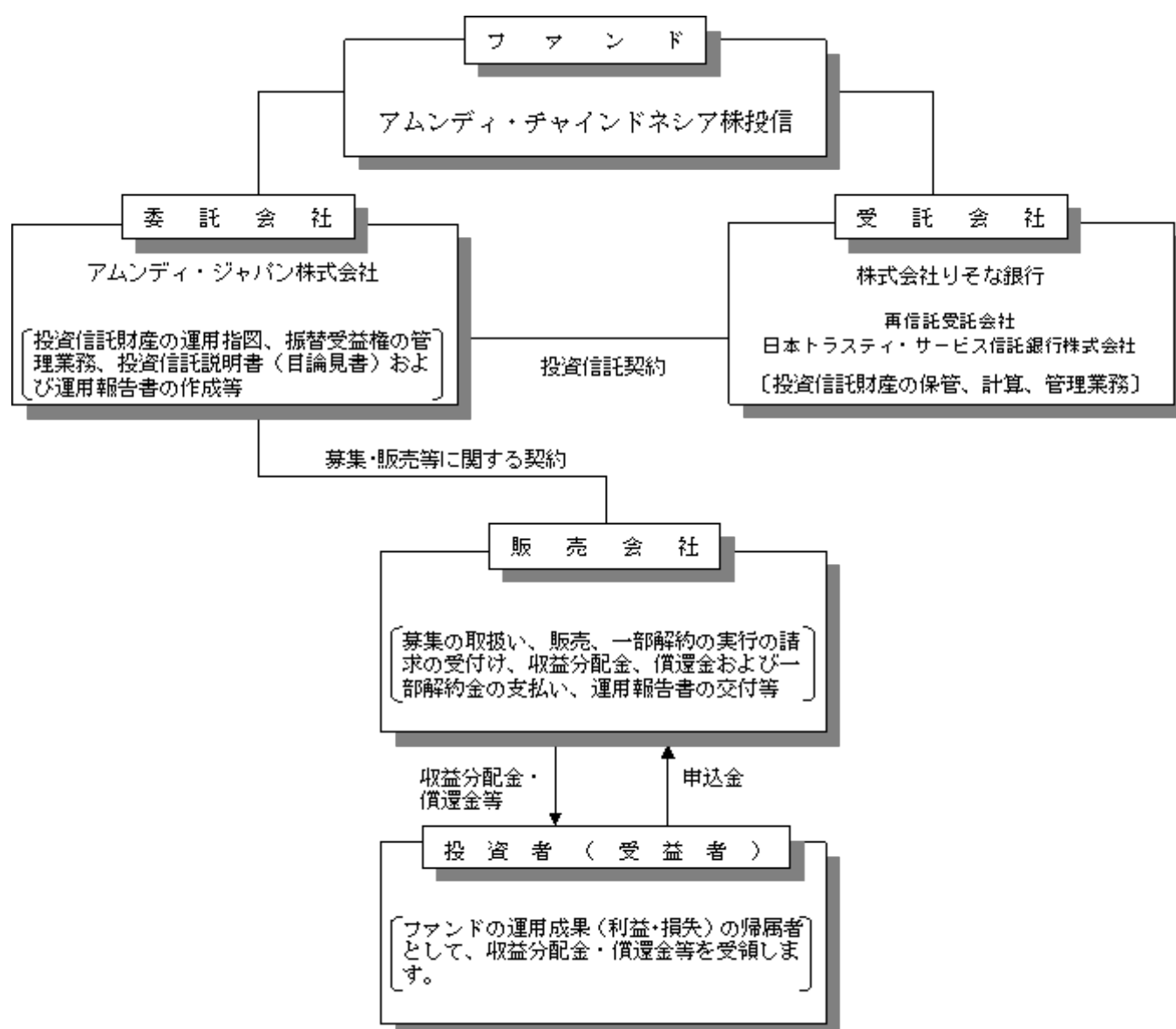


「アムンディ・チャインドネシア株投信マネー」は、スイッチング以外による購入のお申込みはできません。また、スイッチングの際には、購入時および換金時と同様に、費用・税金がかかりますのでご注意ください。

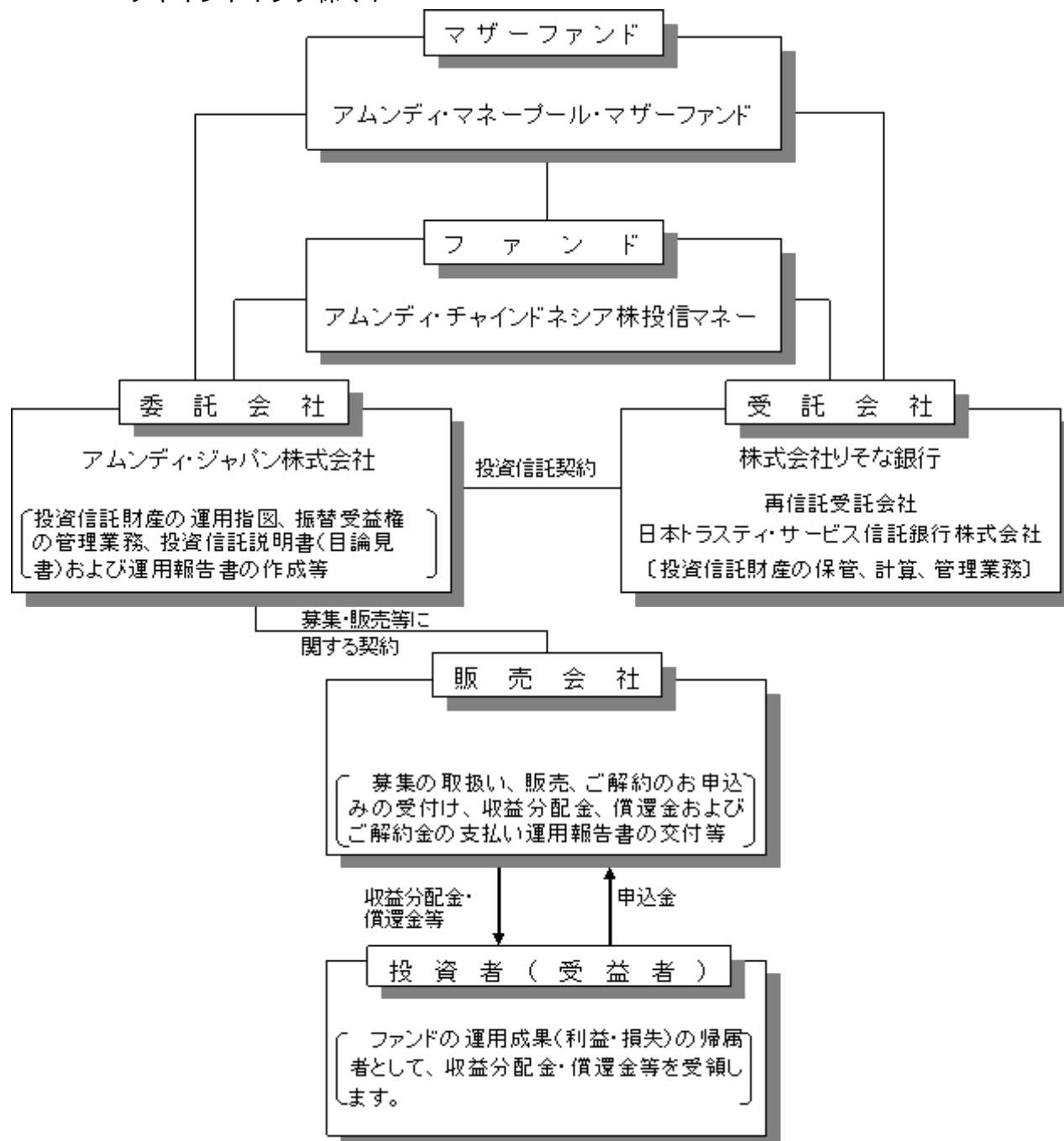
ファンドの関係法人および関係業務は、以下の通りです。

<チャインドネシア株>

ファンドの関係法人



<チャインドネシア株マネー>



各契約の概要

各契約の種類	契約の概要
募集・販売等に関する契約	委託会社と販売会社の間で締結する、募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求の受付け、収益分配金、償還金および一部解約金の支払い等に関する契約
投資信託契約 (証券投資信託にかかる投資信託契約 (投資信託約款))	委託会社と受託会社の間で締結する、当該証券投資信託の設定から償還にいたるまでの運営にかかる取り決め事項に関する契約

委託会社の概況

名称等	アムンディ・ジャパン株式会社（金融商品取引業者 登録番号 関東財務局長（金商）第350号）				
資本の額	1 2 億円				
会社の沿革	昭和46年11月22日	山一投資カウンセリング株式会社設立			
	昭和55年 1月 4日	山一投資カウンセリング株式会社から山一投資顧問株式会社へ社名変更			
	平成10年11月28日	ソシエテジェネラル投資顧問株式会社（現アムンディ・ジャパンホールディング株式会社）が主要株主となる			
	平成10年12月1日	山一投資顧問株式会社からエスジー山一アセットマネジメント株式会社へ社名変更			
	平成10年12月1日	証券投資信託委託会社の免許取得			
	平成11年8月1日	リネアアセットマネジメント株式会社と合併し、ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社へ社名変更			
	平成19年9月30日	金融商品取引業の施行に伴い同法の規定に基づく金融商品取引業者の登録を行う			
	平成22年7月1日	クイックアセットマネジメント株式会社と合併し、アムンディ・ジャパン株式会社へ社名変更			
大株主	名 称		住 所	所有株式数	比率
の状況	アムンディ・ジャパンホールディング株式会社		東京都千代田区内幸町一丁目2番2号	2,400,000株	100%

（本書作成日現在）

《アムンディ概要》

アムンディは、運用資産規模で6,880億ユーロ（約86兆円、1ユーロ＝124.92円で換算、2010年3月末現在）を超え、欧州第3位¹、世界ではトップ・テン²に入るグローバルプレーヤーの運用会社です。世界30カ国以上の主要な投資地域の中心に拠点を持ち、すべてのアセットクラスや主要通貨を網羅する広範囲な運用商品を提供します。

アムンディは、世界中の1億人以上のリテールのお客様のニーズに応えるべく、貯蓄・投資手段の提供に力を注ぎます。また、機関投資家のお客様については、個別の要望やリスク許容度に応じた、革新的で良好なパフォーマンスを生み出すような商品を開発、提供します。

¹ インベストメント・ペンション・ヨーロッパによるトップ400社調査 - 2009年7月版（数値は2008年12月末）アムンディによる試算（数値は2010年3月末現在）

² グローバル・インベスターズによる100社ランキング - 2008年9月版（数値は2008年6月）

2【投資方針】

（１）【投資方針】

<チャインドネシア株>

運用方針

この投資信託は、投資信託財産の長期的な成長をはかることを目標として運用を行い、投資信託証券への投資を通じて中国、インド、インドネシアの企業または当該各国で主な事業を展開する企業の上場株式等へ実質的な投資を行います。

投資態度

- （イ）主として国内籍投資信託「中国株式ファンドF（適格機関投資家専用）」、アイルランド籍会社型投資信託「ノムラ・ファンズ・アイルランド-インディア・エクイティ・ファンド」および国内籍投資信託「インドネシア株式ファンドF（適格機関投資家専用）」（以下、全ファンドを総称してまたは個別に「サブファンド」という場合があります。）の投資信託証券を投資対象とします。
- （ロ）この投資信託の運用はファンド・オブ・ファンズ形式で運用を行い、実質的な投資は、サブファンドの投資信託証券への投資を通じて行います。
- （ハ）投資対象のサブファンドにおいては、中国、インド、インドネシアの企業または当該各国で主な事業を展開する企業の株式等へ投資し、投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。
- （ニ）投資信託証券の組入比率は、原則として高位を保ちます。
- （ホ）原則として実質的に組み入れる外貨建資産の為替ヘッジは行いません。

ただし、資金動向、市況動向等の急変により前記の運用が困難となった場合、暫定的に前記と異なる運用を行う場合があります。

<チャインドネシア株マネー>

運用方針

投資信託財産の安定した収益の確保をはかることを目標として運用を行います。

投資態度

ファンドはマザーファンド受益証券への投資を通じて、安定した収益の確保を図ることを目指して運用を行います。なお、公社債等に直接投資する場合があります。

ただし、資金動向、市況動向等の急変により前記の運用が困難となった場合、上記と異なる運用を行う場合があります。

参 考 情 報

「アムンディ・マネープール・マザーファンド」について

運用方針

投資信託財産の安定した収益と流動性の確保をはかることを目標として運用を行います。

投資態度

- （イ）本邦通貨表示の公社債等に投資を行い、安定した収益と流動性の確保をはかることを目的として運用を行います。
- （ロ）残存期間の短い公社債やコマーシャル・ペーパー等の短期有価証券への投資により利息等収益の確保をはかり、あわせてコール・ローン等で運用を行うことで流動性の確保をはかります。

ただし、資金動向、市況動向等の急変により前記の運用が困難となった場合、上記と異なる運用を行う場合があります。

（２）【投資対象】

<チャインドネシア株>

投資の対象とする資産の種類

- １．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ 有価証券

ロ 金銭債権

ハ 約束手形

- ２．次に掲げる特定資産以外の資産

イ 為替手形

投資対象とする有価証券

ファンドは、主としてサブファンドの投資信託証券に投資するほか、次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することができます。

(a) コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

(b) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、(a)の証券または証書の性質を有するもの

(c) 国債証券、地方債証券、特別の法律により設立された法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）

(d) 外国法人が発行する譲渡性預金証書

投資対象とする金融商品

委託会社は、信託金を、前記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

(a) 預金

(b) コール・ローン

(c) 手形割引市場において売買される手形

(d) 外国の者に対する権利で(c)の権利の性質を有するもの

前記 にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を(a)から(d)までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

参 考 情 報**ファンドが投資するサブファンドの概要**

ファンド名	中国株式ファンドF（適格機関投資家専用）
商品性格	国内籍投信／適格機関投資家私募（専らファンドオブファンズにのみ取得されるファンド）
商品分類	追加型投信／海外／株式
課税上の区分	追加型株式投資信託
主な投資対象	中国籍の企業または同国において主な事業を展開する企業の上場株式等
運用の基本方針	中国籍の企業または同国において主な事業を展開する企業の上場株式等に投資し、信託財産の長期的な成長を目指します。
主な投資制限	外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
ベンチマーク	ベンチマークはありません。ただし、MSCI チャイナ指数を参考指数とします。
信託期間	設定日2010年3月15日から2020年12月9日まで
クローズド期間	ありません。
決算日	年1回、原則6月30日（休業日の場合は翌営業日）。第1期決算日は2010年6月30日。
分配方針	信託財産から生じる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、期中には分配を行いません。
取得・解約手数料	ありません。
取得・解約の制限	金融商品市場における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断によりファンドの取得・解約の申込みの受付を中止すること、およびすでに受付けた取得・解約の申込みの受け取りを中止することができます。
信託財産留保額	ありません。
信託報酬	年率0.7875%（税抜0.75%）とします。
ファンド監査	ファンド監査を行います。
運用報告書	作成・交付しません。
その他の費用	投資信託財産に関する租税、信託事務の処理等に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息は、信託財産中から支弁することができます。
償還条項	一部解約により受益権の残存口数に基準価額を乗じた純資産総額が5億円を下回ることとなった場合、または投資信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情により、受託者と合意のうえ、委託会社の判断で繰上償還することがあります。
委託会社	アムンディ・ジャパン株式会社
投資顧問会社	アムンディ・ホンコン・リミテッド（Amundi Hong Kong Limited）
受託会社	株式会社りそな銀行（再信託受託会社：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）
監査法人	あらた監査法人

ファンド名	アイルランド籍会社型投資信託ノムラ・ファンズ・アイルランド-インディア・エクイティ・ファンド (Nomura Funds Ireland - India Equity Fund)
形態	アイルランド籍 オープン・エンド・アンブレラ型会社型投資信託 (UCITS III) ノムラ・ファンズ・アイルランド (以下「会社」) のサブファンド、インディア・エクイティ・ファンド (米ドル建) (以下「サブファンド」) の円建クラスS
主な投資対象	インドの取引所に上場はまたは取引されている株式および関連証券 (預託証書 (DR)、転換証券、優先株、仕組証券等)
運用の基本方針	主としてインドの取引所に上場または取引されている株式及び関連証券に投資することによってサブファンド資産の長期的成長を目指します。
主な投資制限	UCITS IIIの投資制限 ・ サブファンドの資産の10%以上を同一銘柄に投資しません。 ・ 空売りは行いません。 ・ サブファンドの借入れは、一時的な手段として上限10%とします。
ベンチマーク	ベンチマークはありません。ただし、MSCIインド指数を参考指数とします。
設立日	サブファンド設立日： 2007年1月15日 (円建クラスS 設定日：2010年3月12日)
決算日	年1回、原則12月31日
分配方針	信託財産から生じる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、期中には分配を行いません。
解約の制限	サブファンド運用資産総額の10分の1を超える解約申込に対し課される解約制限は、クラスSにおいて通常の場合は適用しません。ただし、市場流動性の低下や価格変動が激しい等の理由により解約申込を受け付けることが既存株主の不利益となると判断する場合、ノムラ・アセット・マネジメントU.K. リミテッドはクラスSについても解約申込の受付を制限もしくは受け付けない権利を保持します。
運用報酬	年率0.75%
信託財産留保額	ありません。
成功報酬	ありません。
アンチ・ダイリビューション課金	会社は、買付、解約申込の結果 (ネット金額が) サブファンドの純資産額の1%を超過する場合、市場のスプレッドや諸費用を反映した課金を適用する権利を有します。
その他の費用	管理、受託、監査費用、有価証券売買委託手数料等がかかります。
投資顧問会社	ノムラ・アセット・マネジメントU.K. リミテッド (Nomura Asset Management U.K. Limited)
副投資顧問会社	ノムラ・アセット・マネジメント シンガポール リミテッド (Nomura Asset Management Singapore Limited)
管理事務代行会社	ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・ファンド・アドミニストレーション・サービス (アイルランド) (Brown Brothers Harriman Fund Administration Services (Ireland))
保管銀行	ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスティ・サービス (アイルランド) リミテッド (Brown Brothers Harriman Trustee Services (Ireland) Limited)
監査法人	Ernst & Young

ファンド名	インドネシア株式ファンドF（適格機関投資家専用）
商品性格	国内籍投信 / 適格機関投資家私募（専らファンドオブファンズにのみ取得されるファンド）
商品分類	追加型投信 / 海外 / 株式
課税上の区分	追加型株式投資信託
主な投資対象	インドネシア企業もしくは同国において主な事業を展開する企業の上場株式等
運用の基本方針	インドネシア企業もしくは同国において主な事業を展開する企業の上場株式等に投資し、信託財産の長期的な成長を目指します。
主な投資制限	外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
ベンチマーク	ベンチマークはありません。ただし、MSCIインドネシア指数を参考指数とします。
信託期間	設定日2010年3月15日から2020年12月9日まで
クローズド期間	ありません。
決算日	年1回、原則6月30日（休業日の場合は翌営業日）。第1期決算日は2010年6月30日。
分配方針	信託財産から生じる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、期中には分配を行いません。
取得・解約手数料	ありません。
取得・解約の制限	金融商品市場における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断によりファンドの取得・解約の申込みの受付を中止すること、およびすでに受付けた取得・解約の申込みの受付を取消することができます。このほか、ファンドが主に投資するインドネシアでは、イスラム教の重要な祭日であるラマダン明け祭および犠牲祭等の期間に金融商品市場が数日間休場となる可能性があります。投資対象国の金融商品市場の休場日にも、委託会社の判断により、ファンドの取得・解約のお申込みの受付を中止すること、あるいは、すでに受付けた取得・解約のお申込みの受付を取り消すことがあります。取得または解約の申込みの受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の取得または解約の申込みを撤回できます。
信託財産留保額	ありません。
信託報酬	年率0.7875%（税抜0.75%）とします。
ファンド監査	ファンド監査を行います。
運用報告書	作成・交付しません。
その他の費用	受託、監査費用、有価証券売買委託手数料、その他ファンドの運営に必要な各種経費等がかかります。
償還条項	一部解約により受益権の残存口数に基準価額を乗じた純資産総額が5億円を下回ることとなった場合、または投資信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情により、受託者と合意のうえ、委託会社の判断で繰上償還することがあります。
委託会社	アムンディ・ジャパン株式会社
投資顧問会社	フラトン・ファンド・マネジメント・カンパニー・リミテッド （Fullerton Fund Management Company Limited）
受託会社	株式会社りそな銀行（再信託受託会社：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）
監査法人	あらた監査法人

各投資信託証券の表示内容は本書作成日現在の情報です。今後変更になることがあります。

<チャインドネシア株マネー>

投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、投資信託約款第22条、第23条および第24条に定めるものに限ります。）
 - ハ. 金銭債権
 - ニ. 約束手形
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

投資対象とする有価証券

ファンドは、主として「アムンディ・マネープール・マザーファンド」に投資するほか、次に掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することができます。

1. 国債証券
2. 地方債証券
3. 特別の法律により法人の発行する債券
4. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券を除きます。新株予約権付社債券については、会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債（総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）に限ります。）
5. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
6. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
7. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
8. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券（単位未満優先出資証券を含みます。）または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
9. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
10. 転換社債の転換および転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の行使により取得した株券
11. 外国または外国の者の発行する本邦通貨表示の証券または証書で、1. から10. の証券または証書の性質を有するもの
12. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいい、法令により当該受益証券とみなされる受益権を含みます。）
13. 投資証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
14. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
15. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
16. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

17. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券 発行信託の受益証券に表示されるべきもの

18. 外国の者に対する権利で17. の有価証券の性質を有するもの

なお、10. の証券または証書、11. ならびに18. の証券または証書のうち10. の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、1. から5. までの証券および13. の証券のうち投資法人債券ならびに11. および18. の証券または証書のうち1. から5. までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、12. の証券および13. の証券（ただし、投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

投資対象とする金融商品

ファンドは、 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で5. の権利の性質を有するもの

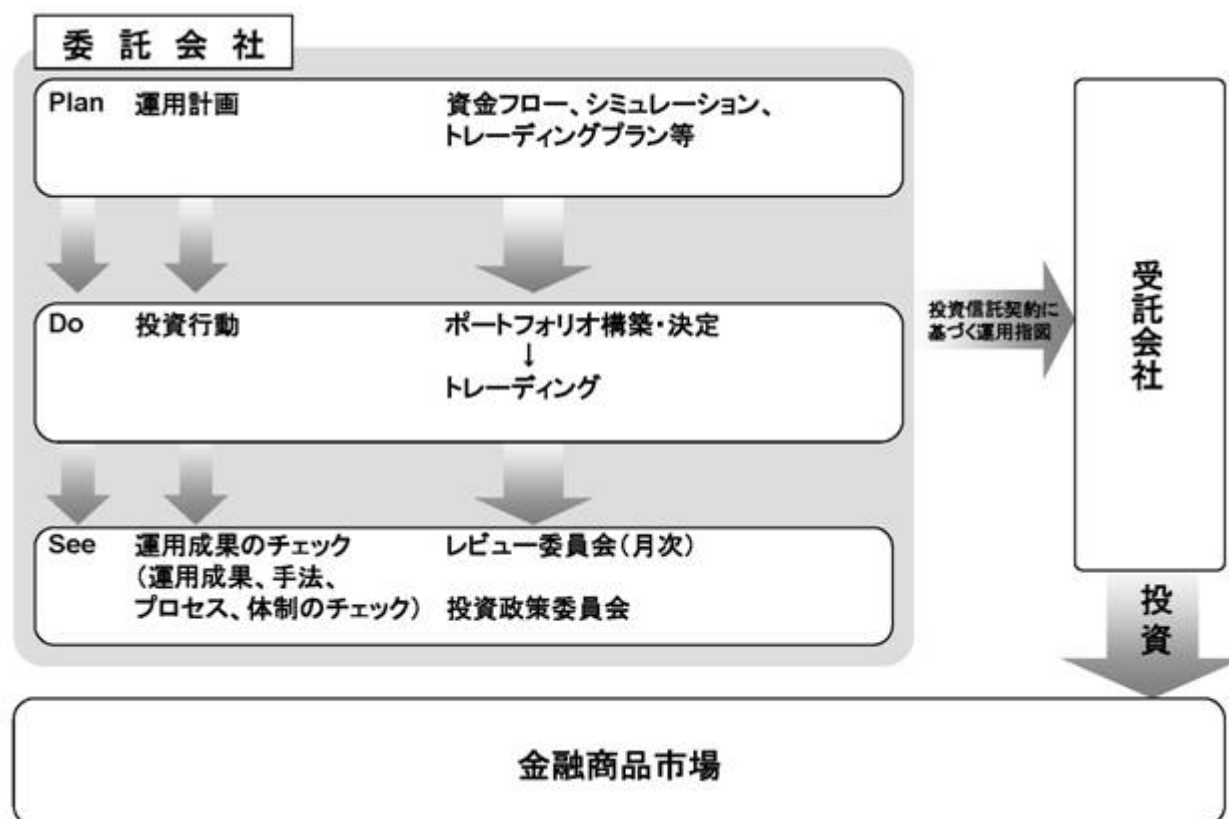
前記 にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を(a)から(d)までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

その他

- (a) わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含まれるものとします。
- (b) わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことができます。
- (c) わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことができます。
- (d) 一部解約金の支払資金に不足額が生じたときは、資金借入れをすることができます。

（３）【運用体制】

委託会社の運用体制は、運用本部所属のファンド・マネージャーがファンドの運用指図を行う体制となっています。ファンド・マネージャーは投資対象であるサブファンドまたはマザーファンドの買付、および組入れを高位に保つことを指図します。



ファンドの運用組織は以下の通りとなっております。

運用計画・・・・・・・・・・運用本部各運用部 4名程度（5名程度）

投資行動・・・・・・・・・・運用本部所属ファンド・マネージャー 4名程度（5名程度）

運用成果のチェック・・・レビュー委員会 7名以上（7名以上）、

投資政策委員会 3名以上（3名以上）

（注）カッコ内の人数はチャインドネシア株マネーにかかる人数を表示しています。

ファンドの運用を行うに当たっての社内規定

- ・証券投資信託の運用に関する規則
- ・証券先物取引に関する社内基準
- ・服務規程（ファンド・マネージャー用）
- ・各種業務マニュアル
- ・リスク管理基本規程
- ・コンプライアンス・マニュアル

関係法人に関する管理体制

受託会社・・・・年１回以上、ミーティングまたは内部統制報告書に基づくレビューを実施

前記は本書作成日現在の運用体制です。運用体制は変更されることがあります。

（４）【分配方針】

収益分配方針

毎決算時（年1回、12月10日、休業日の場合は翌営業日。）に、原則として次のとおり収益分配を行う方針です。

（a）分配対象額

配当等収益¹および売買益²等の合計額から経費³を控除した額に、前期から繰り越された分配準備積立金がある場合は当該分配準備積立金を加算した額とします。

1 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額をいいます。

2 売買損益に評価損益を加減して得た利益金額をいいます。

3 信託事務の処理等に要する諸費用（当該諸費用にかかる消費税に相当する金額を含みます。）、受託会社の立て替えた立替金の利息ならびに投資信託財産の財務諸表の監査報酬および当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額（以下「諸経費」といいます。）、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額等をいいます。

（b）分配対象額についての分配方針

収益分配金額は委託会社が基準価額水準、市況動向および運用状況等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。

（c）収益分配にあてず、投資信託財産に留保した利益（留保益）の運用方針

留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

（d）留保益の処理

分配対象額は、次期以降の収益分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てること、および繰越欠損金のあるときはその全額を補てんすることができます。

収益分配金の交付

「一般コース」をお申込みの場合、収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いを開始します。支払いは、委託会社の指定する販売会社において行うものとします。なお、「一般コース」の受益者が、支払い開始日から5年間支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

「自動けいぞく投資コース」の受益者の場合は、収益分配金は税引後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。なお、収益分配金の再投資は、毎計算期間終了日の基準価額にて、その翌営業日に収益分配金の手取額をもって、ファンドの買付けを自動的に行います。

（５）【投資制限】

投資信託約款に基づく投資制限

<チャインドネシア株>

- （イ）株式への直接投資は行いません。
- （ロ）投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- （ハ）外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

<チャインドネシア株マネー>

- （イ）株式への直接投資は行いません。株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権付社債のうち会社法第236条第１項第３号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ３第１項第７号および第８号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権の行使により取得したものに限るものとし、実質投資割合は取得時において投資信託財産の純資産総額の10％以下とします。
- （ロ）外貨建資産への投資は行いません。
- （ハ）同一銘柄の株式への実質投資割合は、原則として投資信託財産の純資産総額の10％以下とします。
- （ニ）同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10％以下とします。
- （ホ）デリバティブ取引等は、投資信託約款第22条、第23条および第24条の範囲で行います。
- （ヘ）有価証券の貸付は、投資信託約款第25条の範囲で行います。

法令等に基づく主な投資制限

投資信託及び投資法人に関する法律、金融商品取引法等により、次に掲げる取引は制限されます。

（イ）同一法人の発行する株式の投資制限

投資信託委託会社は、同一法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式にかかる議決権（株主総会において議決をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第３項の規定により議決権を有するとみなされる株式についての議決権を含みます。）の総数が、当該株式にかかる議決権の総数の50％を超えることとなる場合は、投資信託財産をもって当該株式を取得することはできません。

（ロ）デリバティブ取引にかかる投資制限

投資信託委託会社は、投資信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ投資信託委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該投資信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを内容とした運用を行うことはできません。

3【投資リスク】

(1) 基準価額の変動要因（投資リスク）

<チャインドネシア株>

ファンドは、投資対象サブファンドへの投資を通じて、主として外国株式など値動きのある有価証券（外貨建資産には為替変動リスクがあります。）に実質的に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本が保証されているものではありません。ファンドの基準価額の下落により、損失を被り投資元本を割込むことがあります。ファンドの運用による損益は、すべて投資者に帰属します。

価格変動リスク

株式は、国内外の政治・経済情勢等の影響を受け、価格が下落するリスクがあります。一般に、株式市場が下落した場合には、その影響を受けファンドの基準価額が下落する要因となります。また、株価指数先物取引等については、買建てを行いその先物指数等が下落した場合や、売建てを行いその先物指数等が上昇した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。したがって、購入金額を下回り、損失を被ることがあります。

信用リスク

組入有価証券の発行体が破たんした場合または発行体の破たんが予想される場合もしくは財務状況の悪化等により社債等の利息または償還金の支払いが遅延または履行されないことが生じた場合または予想される場合には、有価証券の価格が下落することがあります（ゼロになる場合もあります。）。これらの影響を受け、ファンドの基準価額が下落する要因となります。したがって、購入金額を下回り、損失を被ることがあります。

流動性リスク

短期間で大量の換金があった場合または大口の換金を受けた場合、換金資金の手当てのために有価証券を市場で売却した結果、市場に大きなインパクトを与えることがあります。その際、市場動向や流動性の状況によっては、基準価額が下落することがあります。市場規模や取引量が比較的小さな市場に投資する場合、市場で売買可能な株式数の少ない株式では、売却価格が著しく低下することがあり、市場実勢から期待される価格で売買できないことがあります。また、投資対象の市場環境の悪化により流動性の低い銘柄の価格が著しく低下することがあります。こうした影響を受け、購入金額を下回り、損失を被ることがあります。

カントリーリスク

海外市場に投資する場合、投資対象国・地域の社会情勢または国際情勢の変化により、金融商品市場が不安定になったり、混乱したりすることがあります。規制や混乱により期待される価格で売買できないといった場合には、ファンドの基準価額が下落する要因となります。したがって、購入金額を下回り、損失を被ることがあります。

一般に、ファンドの主要投資先である中国、インド、インドネシアなどのエマージング市場は、先進諸国の市場と比べた場合、取引市場独自の規制があることや取引量が小さいことから流動性が低くなる傾向があります。このため、価格変動が大きく、市場実勢から期待される価格で売買できない場合があります。また、決済制度が未発達なために決済の遅延・不能などが生じて的確な投資を行えない可能性、あるいは企業内容の開示・会計制度が未発達なために開示内容の質と量にばらつきが生じる可能性があります。さらに中国、インド、インドネシアについては、地政学的な問題も抱えていることから、政治的・経済的な急変時には流動性が極端に減少し、より一層価格変動が大きくなることも想定されます。

為替変動リスク

外貨建資産を保有する場合、為替レートの変動により当該外貨建資産の円換算価格が変動します。当該外貨建資産の表示通貨での資産価格が変わらなくても、投資している国・地域の通貨に対して円高の場合、当該資産の円換算価格が下落するため、ファンドの基準価額の下落要因となります。ファンドは、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジを原則として行いません。そのため外貨建資産は為替レートの変動の影響を直接受けます。したがって、購入金額を下回り、損失を生じることがあります。

その他の留意事項

購入・換金の申込総額が多額な場合、投資信託財産の効率的な運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合、または金融商品市場における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資対象国・地域における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更等）などの諸事情による金融商品市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等およびその他やむを得ない事情がある時等、委託会社の判断により、ファンドの購入・換金の申込の受付を中止すること、あるいは、すでに受付けたそれらの申込の受付を取消すことがあります。

このほか、ファンドが実質的に投資するインドネシアでは、イスラム教の重要な祭日であるラマダン明け祭および犠牲祭等の期間に金融商品市場が数日間休場となる可能性があります。投資対象各国の金融商品市場の休場日が集中した場合にも、委託会社の判断により、ファンドの購入・換金のお申込みの受け付けを中止すること、あるいは、すでに受付けた購入・換金の申込の受付を取消すことがあります。

購入・換金の申込の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の取得・換金の申込を撤回できます。

基準価額の変動要因（投資リスク）は上記に限定されるものではありません。

<チャインドネシア株マネー>

ファンドは、マザーファンドへの投資を通じて、主として円建の公社債（国債、地方債、政府保証債、利付金融債、事業債等）など値動きのある有価証券に実質的に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本が保証されているものではありません。ファンドの基準価額の下落により、損失を被り投資元本を割込むことがあります。ファンドの運用による損益は、すべて投資者に帰属します。

金利変動リスク

ファンドは主として債券に実質的に投資を行います。一般に金利が上昇した場合には、債券価格は下落し、ファンドの基準価額が下落する要因となります。各債券の値動きの幅は、残存期間、発行体の信用力、債券の種類等に左右されます。したがって、購入金額を下回り、損失を被ることがあります。

信用リスク

実質組入有価証券の発行体が破たんした場合または発行体の破たんが予想される場合もしくは財務状況の悪化等により社債等の利息または償還金の支払いが遅延または履行されないことが生じた場合または予想される場合には、有価証券の価格が下落することがあります（ゼロになる場合もあります。）。これらの影響を受け、ファンドの基準価額が下落する要因となります。したがって、購入金額を下回り、損失を被ることがあります。

流動性リスク

短期間で大量の換金があった場合または大口の換金を受けた場合、換金資金の手当てのために有価証券を市場で売却した結果、市場に大きなインパクトを与えることがあります。その際、市況動向や流動性の状況によっては、基準価額が下落することがあります。市場規模や取引量が比較的小

さな市場に投資する場合、市場実勢から期待される価格で売買できないことがあります。また、投資対象の市場環境の悪化により流動性の低い銘柄の価格が著しく低下することがあります。こうした影響を受け、購入金額を下回り、損失を被ることがあります。

購入・換金の中止等

購入・換金の申込総額が多額な場合、投資信託財産の効率的な運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合、または金融商品市場における取引の停止、決済機能の停止およびその他やむを得ない事情がある時等は、委託会社の判断により、ファンドの購入・換金の申込の受付を中止すること、あるいは、すでに受付けたそれらの申込の受付を取り消すことがあります。

購入・換金の申込の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の購入・換金の申込を撤回できます。

基準価額の変動要因（投資リスク）は上記に限定されるものではありません。

(2) その他の留意点

<チャインドネシア株>

ファンドの繰上償還

ファンドは、償還することが受益者に有利であると認めたとき、やむを得ない事情が発生したとき、受益権の残存口数に基準価額を乗じた純資産総額が15億円を下回った場合等には、信託を終了させることがあります。

銘柄選択方法に関するリスク

サブファンドは、主にボトム・アップ・アプローチにより銘柄を選定するアクティブ運用を行うため、ポートフォリオの構成銘柄は、株式市場全体の構成銘柄とは異なるものになります。また、少数の銘柄に集中して投資する場合があります。そのため、サブファンドの運用資産の価値は、株式市場全体の動きと異なり、大きく上下する可能性があります。また、投資対象国での規制等により株式による投資が困難な場合、特定の企業の株式を取得する代わりに、一部スワップ等の手法を使う場合があります。この場合には、スワップ取引のリスクが生じます。スワップ取引には、スワップ契約の相手方が信用状況の悪化等により決済不履行となるリスクがあります。そのため、スワップ取引の全部または一部の取引が不成立となる恐れがある場合等のやむを得ない事情が発生する可能性があり、投資収益の獲得に影響を与え、ファンドの基準価額が下落する要因となります。これにより、投資元本を割り込む場合があります。

運用体制の変更

信託期間の途中において運用体制が変更となる場合があります。この場合において、運用方針が変更されることはありませんが、組入銘柄の入替等が行われる場合があります。

<チャインドネシア株マネー>

有価証券の貸付等におけるリスク

有価証券の貸付等において、取引先リスク（取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる危険のこと）が生じる可能性があります。したがって、購入金額を下回り、損失を被ることがあります。

ファンドの繰上償還

ファンドは、償還することが受益者に有利であると認めたとき、やむを得ない事情が発生したとき、換金により受益権総口数が10億口を下回った場合等には、信託を終了させることがあります。

「アムンディ・チャインドネシア株投信」が償還することとなる場合には、信託を終了させます。

ファミリーファンド方式の留意点

マザーファンドを共有する他のファンドの資金の急激な増減がマザーファンドの運用に影響を与える場合があります、その影響がマザーファンドを共有する他のファンドにおよぶ可能性があります。

(3) 投資信託と預金および預金等保護制度との関係について

- ・投資信託は、金融機関の預金とは異なります。
- ・投資信託は、預金保険の対象および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関を通じてご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の保護の対象ではありません。

(4) 投資信託についての一般的な留意事項です。

投資信託は、その商品の性格から次の特徴をご理解のうえご購入くださいますようお願い申し上げます。

- ・投資信託の設定・運用は投資信託委託会社が行います（証券会社、登録金融機関は販売の窓口となります）。
- ・投資信託は値動きのある証券（外貨建資産には為替変動リスクがあります）に投資するため、投資元本および分配金が保証された商品ではありません。
- ・投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客さまが負うことになります。
- ・投資信託のご購入時にはお申込手数料、保有期間中は信託報酬およびその他の費用等がかかります。
- ・投資信託のお申込みに関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

(5) リスク管理体制

アムンディ・ジャパン株式会社では、以下のように2段階でリスクのモニタリングおよび管理を行っております。

運用パフォーマンスの評価・分析

リスクマネジメント部が運用リスク全般の状況をモニタリングするとともに、運用パフォーマンスの分析および評価を行い、定期的にリスク委員会に報告しております。

運用リスクの管理

リスクマネジメント部が法令諸規則および運用ガイドライン等の遵守状況のモニタリングを行い、運用状況を検証および管理しており、定期的にリスク委員会に報告しております。また、コンプライアンス部は運用に関連する社内規程、関連法規の遵守にかかる管理を行っており、重大なコンプライアンス事案については、コンプライアンス委員会で審議が行われ必要な方策を講じております。

前述のリスク管理過程について、グループ監査および内部監査部門が事後チェックを行います。

ファンドのリスク管理体制等は本書作成日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

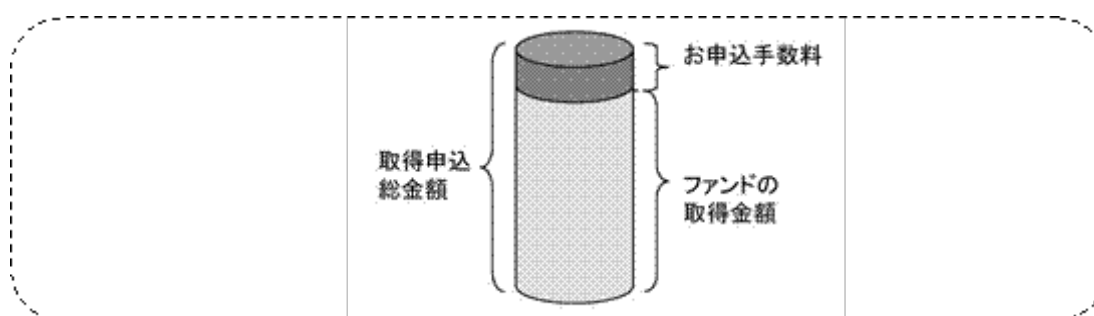
4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

<チャインドネシア株>

申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の１口当たりの基準価額に、取得口数を乗じて得た額に、販売会社が独自に定める申込手数料率を乗じて得た額とし、取得申込時にご負担いただくものとします。なお、本書作成日現在、この申込手数料率は3.675%（税抜3.500%）が上限となっております。

<取得申込時にお支払いいただく金額>



<チャインドネシア株マネー>

申込手数料はありません。

販売会社が独自に定める申込手数料率についての詳細は、販売会社（販売会社については、下記お問合せ先にご照会ください。）にお問合せください。



（２）【換金（解約）手数料】

<チャインドネシア株>

換金（解約）手数料はありません。

ただし、一部解約の申込みを受け付けた日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た信託財産留保額 が控除されます。

「信託財産留保額」とは運用の安定性を高めるために換金する受益者が負担する金額で投資信託財産に留保されます。

<チャインドネシア株>

換金（解約）手数料はありません。

（３）【信託報酬等】

<チャインドネシア株>

信託報酬の総額は、投資信託財産の純資産総額に対し年率1.2075%（税抜1.1500%）を乗じて得た金額とし、ファンドの計算期間を通じて毎日、費用計上されます。信託報酬の配分は以下の通りとします。

（年率）

委託会社	販売会社	受託会社
0.3150% （税抜0.3000%）	0.8715% （税抜0.8300%）	0.0210% （税抜0.0200%）

信託報酬は、毎計算期間の最初の６ヵ月終了日および毎計算期間末または信託終了のときに、投資信託財産中から支弁します。なお、信託報酬の販売会社への配分は、販売会社の行う業務に対する代行手数料であり、委託会社がいったん投資信託財産から収受した後、販売会社ごとの純資産総額に応じて支払います。

ファンドが投資する「中国株式ファンドF（適格機関投資家専用）」、「ノムラ・ファンズ・アイルランド-インド・エクイティ・ファンド」および「インドネシア株式ファンドF（適格機関投資家専用）」の本書作成日現在の運用報酬額の上限額は、それぞれの運用資産の純資産総額に対し、それぞれ年率0.7875%（税抜0.75%）、0.75%および0.7875%（税抜0.75%）を乗じて得た額となります。したがって、当該信託報酬を考慮した場合のファンドの実質的な信託報酬率の上限は、年率1.995%（＝1.2075%＋0.7875%、国内投資信託にかかる消費税を含む。）となり、実際の信託報酬額はサブファンドの組入状況によって変動します。

<チャインドネシア株マネー>

信託報酬の総額は、投資信託財産の純資産総額に対し以下の報酬率を乗じて得た金額とし、ファンドの計算期間を通じて毎日、費用計上されます。

信託報酬率は月次で決定するものとします。前月の最終営業日の翌日から当月の最終営業日までの信託報酬率は、各月の前月最終営業日を除く最終５営業日間における無担保コール翌日物レート（加重平均）（以下「コールレート」といいます。）の平均値に応じて定める料率とします。また、信託報酬の各関係法人への配分は以下の通りとします。

当該コールレート 平均値	信託報酬率	（内訳）		
		委託会社	販売会社	受託会社
0.65%以上の場合	0.5775%以内 （税抜 0.5500%）	信託報酬率 ×0.4	信託報酬率 ×0.5	信託報酬率 ×0.1
0.65%未満かつ 0.01%を上回る場合	当該コールレート平均値 ×0.63以内 （税抜 0.60以内）			
0.01%以下の場合	0.0063%以内 （税抜 0.0060%以内）			

信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期間末または信託終了のときに、投資信託財産中から支弁します。なお、信託報酬の販売会社への配分は、販売会社の行う業務に対する代行手数料であり、委託会社がいったん投資信託財産から収受した後、販売会社ごとの純資産総額に応じて支払います。

（４）【その他の手数料等】

<チャインドネシア株>

投資信託財産に関する租税、信託事務の処理等に要する諸費用（監査費用、法律顧問・税務顧問への報酬、目論見書・運用報告書等の印刷費用、有価証券届出書関連費用、郵送費用、公告費用、格付費用、受益権の管理事務に関連する費用等およびこれらの諸費用にかかる消費税等に相当する金額を含みます。）および受託会社の立て替えた立替金の利息は、投資者の負担とし、投資信託財産中から支弁することができます。

委託会社は、前記の信託事務の処理等に要する諸費用の支払いを投資信託財産のために行い、支払金額の支弁を投資信託財産から受けることができます。この場合、現に投資信託財産のために支払った金額の支弁を受ける際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託会社は実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積ったうえで、実際の費用にかかわらず固定率または固定金額にて投資信託財産からその支弁を受けることができます。この場合、委託会社は、投資信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、あらかじめ委託会社が定めた範囲内でかかる上限、固定率または固定金額を変更することができます。諸費用の固定率または固定金額を定める場合、かかる費用の額は、当該計算期間を通じて毎日投資信託財産の純資産総額に応じて計算した金額を、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期間末または信託終了のとき当該消費税等相当額とともに投資信託財産からその支弁を受けることができます。

組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料は、投資信託財産が負担します。このほかに、売買委託手数料に対する消費税等相当額、先物取引・オプション取引等およびコール取引等に要する費用ならびに外国における資産の保管等に要する費用についても投資信託財産が負担します。投資信託財産の金融商品取引等に伴う手数料や税金は投資信託財産が負担しますが、売買委託手数料等は国や市場によって異なります。また、売買金額によっても異なります。

サブファンドにおいては管理費用、受託費用、監査費用および有価証券売買委託手数料等がかかります。またインド株式サブファンドには、アンチ・ダイリューション課金がかかる場合があります。

その他の手数料等は運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

費用の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

<チャインドネシア株マネー>

投資信託財産に関する租税、信託事務の処理等に要する諸費用（監査費用、法律顧問・税務顧問への報酬、目論見書・運用報告書等の印刷費用、有価証券届出書関連費用、郵送費用、公告費用、格付費用、受益権の管理事務に関連する費用等およびこれらの諸費用にかかる消費税等に相当する金額を含みます。）および受託会社の立て替えた立替金の利息は、投資者の負担とし、投資信託財産中から支弁することができます。

委託会社は、前記の信託事務の処理等に要する諸費用の支払いを投資信託財産のために行い、支払金額の支弁を投資信託財産から受けることができます。この場合、現に投資信託財産のために支払った金額の支弁を受ける際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託会社は実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積ったうえで、実際の費用にかかわらず固定率または固定金額にて投資信託財産からその支弁を受けることができます。この場合、委託会社は、投資信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、あらかじめ委託会社が定めた範囲内でかかる上限、固定率または固定金額を変更することができます。諸費用の固定率または固定金額を定める場合、かかる費用の額は、当該計算期間を通じて毎日投資信託財産の純資産総額に応じて計算した金額を、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期間末または信託終了のとき当該消費税等相当額とともに投資信託財産からその支弁を受けることができます。

組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料は、投資信託財産が負担します。このほかに、売買委託手数料に対する消費税等相当額、先物取引・オプション取引等およびコール取引等に要する費用ならびに外国における資産の保管等に要する費用についても投資信託財産が負担します。投資信託財産の金融商品取引等に伴う手数料や税金は投資信託財産が負担しますが、売買委託手数料等は国や市場によって異なります。また、売買金額によっても異なります。

その他の手数料等は運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

費用の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

（５）【課税上の取扱い】

個人の受益者に対する課税

○収益分配金のうち課税扱い（配当所得）となる普通分配金における源泉徴収の税率は、平成23年12月31日までは10%（所得税7%および地方税3%）、平成24年1月1日からは20%（所得税15%および地方税5%）となり、原則として、確定申告は不要です。なお、確定申告を行い、申告分離課税または総合課税を選択することができます。

○解約時および償還時における差益は譲渡所得とみなして課税され、税率は、平成23年12月31日までは10%（所得税7%および地方税3%）となり（特定口座（源泉徴収選択口座）を利用している場合は、原則として、確定申告は不要となります。）、平成24年1月1日からは20%（所得税15%および地方税5%）となる予定です。

確定申告により、申告分離課税を選択した場合、上場株式等の配当所得（収益分配金を含みます。）と上場株式等の譲渡損益との損益通算をすることが可能です。

ファンドは、配当控除は適用されません。

法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、平成23年12月31日までは7%（所得税）、平成24年1月1日からは15%（所得税）の税率で源泉徴収されます（地方税の源泉徴収はありません。）。

ファンドは、益金不算入制度は適用されません。

個別元本について

- 1) 追加型の株式投資信託について、受益者ごとの取得申込時のファンドの価額等（申込手数料は含まれません。）が受益者の元本（個別元本）に当たります。

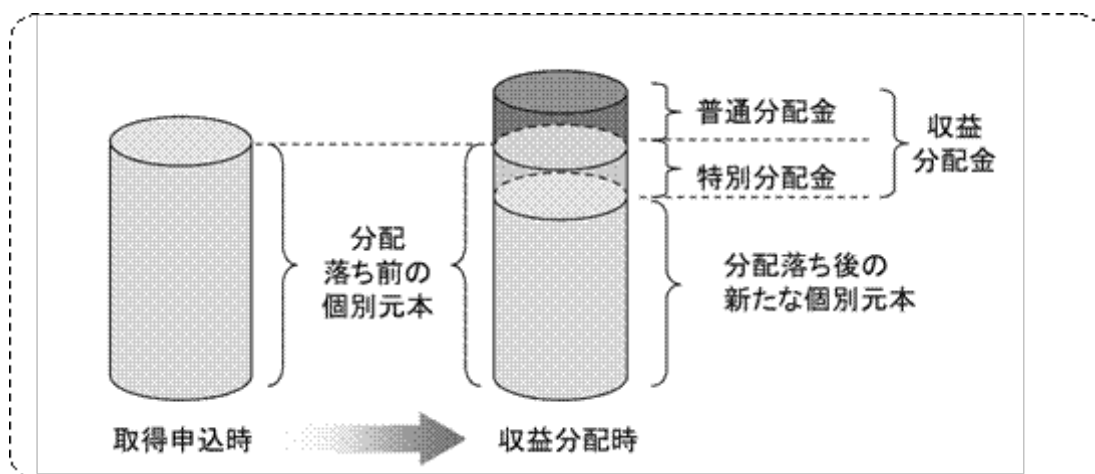
- 2) 受益者が同一ファンドを複数回取得した場合の個別元本は、受益者が追加信託を行うつど、その受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- 3) 振替受益権については振替受益権ごとに同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については販売会社ごとに、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は支店等ごとに、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」とがあり、両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。
- 4) 受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から特別分配金を控除した額が、その後の個別元本となります。

「特別分配金」については、下記「収益分配金の課税について」をご参照ください。

収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、収益分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本と同額の場合または受益者の個別元本を上回っている場合には、収益分配金の全額が普通分配金となり、収益分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、収益分配金から前記特別分配金を控除した額が普通分配金となります。なお、受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から特別分配金を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。



上図は収益分配金のイメージ図であり、収益分配金の支払いおよびその水準を保証するものではありません。

課税上の取り扱いは、平成22年9月末現在の内容に基づいて記載しておりますので、税法が改正された場合等には、上記「(5) 課税上の取扱い」の他、本書における税制等に関する記載内容が変更されることがあります。

課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認ください。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

<チャインドネシア株>

(平成22年12月末日現在)

資産の種類	国名	時価評価額(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	日本	39,159,267,572	63.76
投資証券	アイルランド	20,573,967,975	33.50
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	1,681,994,994	2.74
合計(純資産総額)	-	61,415,230,541	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価評価額の比率をいいます。

参考

中国株式ファンドF（適格機関投資家専用）

(平成22年12月末日現在)

資産の種類	国名	時価評価額(円)	投資比率(%)
株式	中国	8,061,943,054	41.30
	ケイマン	4,863,782,588	24.92
	香港	4,313,395,002	22.10
	バミューダ	1,875,698,406	9.61
	英ヴァージン諸島	311,691,900	1.60
	小計	19,426,510,950	99.51
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	94,969,420	0.49
合計(純資産総額)	-	19,521,480,370	100.00

(注) 投資比率とは、サブファンドの純資産総額に対する当該資産の時価評価額の比率をいいます。

ノムラ・ファンズ・アイルランド インディア・エクイティ

(平成22年12月末日現在)

資産の種類	国名	時価評価額(USD)	投資比率(%)
株式	インド	325,970,531.18	95.12
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	16,718,977.99	4.88
合計(純資産総額)	-	342,689,509.17	100.00

(注) 投資比率とは、サブファンドの純資産総額に対する当該資産の時価評価額の比率をいいます。

インドネシア株式ファンドF（適格機関投資家専用）

(平成22年12月末日現在)

資産の種類	国名	時価評価額(円)	投資比率(%)
株式	インドネシア	19,153,825,576	97.54
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	483,771,420	2.46
合計(純資産総額)	-	19,637,596,996	100.00

(注) 投資比率とは、サブファンドの純資産総額に対する当該資産の時価評価額の比率をいいます。

<チャインドネシア株マネー>

(平成22年12月末日現在)

資産の種類	国名	時価評価額(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	-	151,473,662	98.84
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	1,782,257	1.16
合計(純資産総額)	-	153,255,919	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価評価額の比率をいいます。

アムンディ・マネー・プール・マザーファンド

（平成22年12月末日現在）

資産の種類	国名	時価評価額(円)	投資比率(%)
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	154,939,835	100.00
合計(純資産総額)	-	154,939,835	100.00

（注）投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価評価額の比率をいいます。

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

<チャインドネシア株>

（平成22年12月末日現在）

種類	国／地域	銘柄名	数量	帳簿価額(円)		評価額(円)		投資比率(%)
				単価	金額	単価	金額	
投資信託受益証券	日本	インドネシア株式ファンドF (適格機関投資家専用)	17,814,497,003	1.1557	20,588,214,186	1.1023	19,636,920,046	31.97
投資信託受益証券	日本	中国株式ファンドF (適格機関投資家専用)	20,435,829,087	1.007	20,578,879,890	0.9553	19,522,347,526	31.79
投資証券	アイルランド	ノムラ・ファンズ・アイルランド インディア・エクイティ	20,029,174,431	1.0063	20,155,358,229	1.0272	20,573,967,975	33.50

種類別投資比率

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	63.76
投資証券	33.50
合計	97.26

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価評価額の比率をいいます。

<チャインドネシア株マネー>

（平成22年12月末日現在）

種類	国／地域	銘柄名	数量	帳簿価額(円)		評価額(円)		投資比率(%)
				単価	金額	単価	金額	
親投資信託受益証券	日本	アムンディ・マネー・プール・マザーファンド	151,382,833	1.0006	151,473,663	1.0006	151,473,662	98.84

種類別投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	98.84
合計	98.84

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価評価額の比率をいいます。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

参考

中国株式ファンドF（適格機関投資家専用）
投資有価証券の主要銘柄

（平成22年12月末日現在）

種類	国／地域	銘柄名	業種	数量	帳簿価額(円)		評価額(円)		投資比率 (%)
					単価	金額	単価	金額	
株式	香港	CNOOC LTD	エネルギー	7,720,000	144.67	1,116,914,301	193.27	1,492,092,264	7.64
	中国	CHINA CONSTRUCTION BANK CORP	銀行	16,166,310	69.22	1,119,051,504	71.61	1,157,747,057	5.93
	中国	INDUSTRIAL & COMMERCIAL BANK OF CHINA-H	銀行	18,822,650	60.22	1,133,533,009	59.46	1,119,375,466	5.73
	香港	CHINA MOBILE LTD	電気通信サービス	1,228,000	821.79	1,009,158,488	804.09	987,429,888	5.06
	中国	BANK OF CHINA LTD-H	銀行	22,160,000	40.62	900,218,976	42.61	944,301,864	4.84
	バミューダ	CHINA YURUN FOOD GROUP LTD	食品・飲料・タバコ	3,364,000	261.12	878,413,735	271.69	913,987,026	4.68
	中国	PING AN INSURANCE GROUP CO OF CHINA LTD	保険	964,500	692.38	667,801,570	888.37	856,842,027	4.39
	ケイマン	CHINA STATE CONSTRUCTION INTERNATIONAL	資本財	10,056,000	42.35	425,897,460	75.59	760,167,230	3.89
	中国	CHINA LIFE INSURANCE CO LTD-H	保険	2,050,000	370	758,520,090	331.37	679,319,775	3.48
	中国	DONGFANG ELECTRICAL MACHIN-H	資本財	1,472,200	275.98	406,311,300	384.77	566,462,074	2.9

（注１）上位10銘柄

（注２）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価評価額の比率をいいます。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

ノムラ・ファンズ・アイルランド インディア・エクイティ

投資有価証券の主要銘柄

（平成22年12月末日現在）

種類	国／地域	銘柄名	通貨	業種	数量	簿価(USD)	評価額(USD)	投資比率 (%)
Equity	INDIA	INFOSYS TECHNOLOGIES /INR/ /NSDL/	INR	Information Technology	468,000	25,545,087.41	34,910,186.17	10.19
		TATA CONSULTANCY SVCS /INR/	INR	Information Technology	1,375,000	22,878,164.52	34,769,642.07	10.15
		HDFC BANK LTD /INR/ /NSDL/	INR	Financials	645,000	22,778,781.98	31,721,077.13	9.26
		TATA MOTORS LTD /NSDL/ /INR/	INR	Industrials	750,000	12,204,813.97	21,698,803.19	6.33
		RELIANCE INDUSTRIES LTD /NSDL/DEMAT SHARES /INR/	INR	Energy	753,000	15,907,126.88	17,682,649.60	5.16
		ICIC BANKING /INR/ /NSDL/	INR	Financials	669,000	12,868,143.68	16,638,261.30	4.86
		ITC LTD /INR/	INR	Consumer Staples	4,290,000	11,415,228.69	16,154,055.85	4.71
		LARSEN & TOUBRO LTD /INR/	INR	Industrials	340,000	12,208,372.64	14,794,747.34	4.32
		UNITECH LIMITED /INR/	INR	Financials	9,300,000	14,318,958.29	13,047,207.45	3.81
		DR REDDYS LABORATORIES LTD /NSDL/ /INR/	INR	Health Care	347,000	8,414,540.65	12,962,895.61	3.78

（注１）上位10銘柄

（注２）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価評価額の比率をいいます。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

インドネシア株式ファンドF（適格機関投資家専用）
投資有価証券の主要銘柄

（平成22年12月末日現在）

国/ 地域	種類	銘柄名	業種	数量	帳簿価額(円)		評価額(円)		投資比率 (%)
					単価	金額	単価	金額	
インドネシア	株式	ASTRA INTERNATIONAL TBK PT	自動車・自動車部品	5,493,000	437	2,400,441,000	496.8	2,728,922,400	13.9
		BANK CENTRAL ASIA TBK PT	銀行	28,976,001	53.35	1,546,159,413	59.79	1,732,764,859	8.82
		BANK RAKYAT INDONESIA	銀行	17,050,000	84.41	1,439,190,500	97.52	1,662,716,000	8.47
		BANK MANDIRI TBK PT	銀行	26,070,000	54.28	1,415,079,600	60.72	1,582,970,400	8.06
		ADARO ENERGY PT	エネルギー	62,790,000	18.86	1,184,566,401	23.23	1,458,611,700	7.43
		TELEKOMUNIKASI TBK PT	電気通信サービス	18,230,000	71.79	1,308,855,664	73.6	1,341,728,000	6.83
		UNITED TRACTORS TBK PT	資本財	5,424,000	198.64	1,077,467,546	217.12	1,177,658,880	6.00
		INDO TAMBANGRAYA MEGAH PT	エネルギー	2,175,000	379.12	824,594,218	468.74	1,019,509,500	5.19
		GUDANG GARAM TBK PT	食品・飲料・タバコ	2,580,000	314.71	811,961,088	373.98	964,868,400	4.91
		BUMI RESOURCES TBK PT	エネルギー	28,700,000	22.17	636,519,109	28.29	811,923,000	4.13

（注1）上位10銘柄

（注2）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価評価額の比率をいいます。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

資産の種類			数量	帳簿価額 (円)	評価額 (円)	投資比率 (%)
為替予約取引	買建	インドネシアルピア	20,851,516,085.00	189,366,994	191,833,947	0.98
	売建	ドル	2,323,806.54	189,366,994	189,320,518	0.96

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（3）【運用実績】

【純資産の推移】

平成22年12月末日および同日1年以内における各月末ならびに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

<チャインドネシア株>

	純資産総額 (百万円)	1万口当たり基準価額 (円)
第1期計算期間末 (平成22年12月10日)	63,519 (64,444)	10,292 (10,442)
平成22年3月末	73,353	10,408
4月末	84,248	10,515
5月末	76,137	9,428
6月末	76,576	9,660
7月末	78,239	9,963
8月末	75,371	9,589
9月末	76,727	10,530
10月末	68,073	10,347
11月末	64,634	10,362
12月末	61,415	10,028

（注）カッコ内の数字は分配付きの金額を表しています。

< チャインドネシア株マネー >

	純資産総額 (百万円)	1万口当たり基準価額 (円)
第1期計算期間末 (平成22年12月10日)	154 (154)	10,002 (10,002)
平成22年3月末	0	10,000
4月末	74	10,000
5月末	40	10,002
6月末	14	10,002
7月末	15	10,001
8月末	12	10,002
9月末	201	10,002
10月末	148	10,002
11月末	190	10,003
12月末	153	10,002

(注) カッコ内の数字は分配付きの金額を表しています。

【分配の推移】

< チャインドネシア株 >

計算期間	1万口当たり分配金 (税引前)(円)
第1期計算期間(平成22年3月12日～平成22年12月10日)	150

< チャインドネシア株マネー >

計算期間	1万口当たり分配金 (税引前)(円)
第1期計算期間(平成22年3月12日～平成22年12月10日)	0

【収益率の推移】

< チャインドネシア株 >

計算期間	収益率(%)
第1期計算期間(平成22年3月12日～平成22年12月10日)	4.42

(注) 収益率とは、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額(分配落の額、第1期計算期間の場合は当該計算期間の期初の基準価額(当初1万口当たり10,000円)。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して100を乗じて得た数値をいいます。

< チャインドネシア株マネー >

計算期間	収益率(%)
第1期計算期間(平成22年3月12日～平成22年12月10日)	0.02

(注) 収益率とは、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額(分配落の額、第1期計算期間の場合は当該計算期間の期初の基準価額(当初1万口当たり10,000円)。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して100を乗じて得た数値をいいます。

（４）【設定及び解約の実績】

<チャインドネシア株>

計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第1期計算期間（平成22年3月12日～平成22年12月10日）	87,415,920,164	25,696,349,830

（注１）本邦外における設定および解約の実績はありません。

（注２）第１期計算期間における設定数量は、当初申込期間中の設定数量を含みます。

<チャインドネシア株マネー>

計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第1期計算期間（平成22年3月12日～平成22年12月10日）	530,416,115	375,601,505

（注１）本邦外における設定および解約の実績はありません。

（注２）第１期計算期間における設定数量は、当初申込期間中の設定数量を含みます。

< 参考情報 >

運用実績

NEW GOLDEN TRIANGLE

2010年12月30日現在

基準価額・純資産の推移、分配の推移

基準価額と純資産の推移



基準価額と純資産総額

	チャインドネシア株	チャインドネシア株 マネー
基準価額	10,028円	10,002円
純資産総額	61,415百万円	153百万円



分配の推移

決算日	チャインドネシア株	チャインドネシア株 マネー
1期(2010年12月10日)	150円	0円
設定来累計	150円	0円

※分配金は1万口当たり・税引前。

※基準価額の計算において信託報酬は控除しています。

※再投資後基準価額は、税引前分配金を分配時に再投資したものと表示しています。

騰落率

	1ヵ月	3ヵ月	6ヵ月	1年	3年	設定来
チャインドネシア株	-1.81	-3.38	5.32	—	—	1.74
チャインドネシア株マネー	-0.01	0.00	0.00	—	—	0.02

(%)

※騰落率は、税引前分配金を分配時に再投資したものと計算しています。
したがって、実際の投資家利回りとは異なります。

主要な資産の状況

資産配分

◆ チャインドネシア株 ◆

資産	純資産比(%)
インド株式サブファンド	33.5
インドネシア株式サブファンド	32.0
中国株式サブファンド	31.8
現金・その他	2.7

※四捨五入の関係で100%にならない場合があります。

◆ チャインドネシア株マネー ◆

ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行っており、「アムンディ・マネープール・マザーファンド」の状況を記載しています。

資産	純資産比(%)
現金・その他	100.0

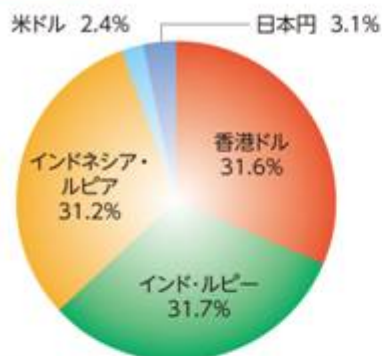
※上記の運用実績は、過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。

※運用実績等については、表紙に記載の委託会社ホームページにおいて閲覧することができます。

◆ チャインドネシア株 ◆

ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式により運用を行っており、組入上位5銘柄は各サブファンドのポートフォリオの状況を記載しています。

通貨別構成比



※四捨五入の関係で合計が100%にならない場合があります。

組入上位10業種

	業種	比率 (%)
1	金融	30.4
2	エネルギー	13.2
3	資本財・サービス	12.7
4	情報技術	10.7
5	生活必需品	9.9
6	一般消費財・サービス	8.6
7	素材	5.1
8	電気通信サービス	5.0
9	ヘルスケア	2.9
10	公益事業	1.3

※組入比率は、各サブファンドの組入有価証券評価額合計に対する、各サブファンド組入銘柄評価額の業種別合計の割合です。

組入上位5銘柄

<中国株式サブファンド>

	銘柄名	業種	組入比率 (%)
1	シノック	エネルギー	7.6
2	中国建設銀行	金融	5.9
3	中国工商银行	金融	5.7
4	チャイナ・モバイル	電気通信サービス	5.1
5	中国銀行	金融	4.8

<インド株式サブファンド>

	銘柄名	業種	組入比率 (%)
1	インフォシス・テクノロジーズ	情報技術	10.0
2	タタ・コンサルタンシー・サービス	情報技術	10.0
3	HDFC銀行	金融	9.1
4	タタ・モーターズ	資本財・サービス	6.2
5	リライアンス・インダストリーズ	エネルギー	5.1

<インドネシア株式サブファンド>

	銘柄名	業種	組入比率 (%)
1	アストラ・インターナショナル	一般消費財・サービス	13.9
2	バンク・セントラル・アジア	金融	8.8
3	バンク・ラヤット・インドネシア	金融	8.5
4	バンク・マンディリ	金融	8.1
5	アダロ・エナジー	エネルギー	7.4

※組入比率は、各サブファンドの純資産総額に対する評価額の割合です。

年間収益率の推移

◆ チャインドネシア株 ◆



◆ チャインドネシア株マネー ◆



※年間収益率は、税引前分配金を分配時に再投資したと仮定したものとして計算しています。

※ファンドにはベンチマークはありません。

※2010年は設定日(3月12日)から2010年12月末までの騰落率を表示しています。

※上記の運用実績は、過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。
※運用実績等については、表紙に記載の委託会社ホームページにおいて閲覧することができます。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

<チャインドネシア株>

販売会社は、申込期間中の販売会社の営業日において、ファンドの募集・販売の取扱いを行います。ただし、香港、ダブリン、インド、ロンドン、シンガポールもしくはインドネシアの銀行休業日または香港証券取引所もしくはインドネシア証券取引所の休場日の場合には、取得申込みの受付は行いません。ファンドの取得申込者は、販売会社取引口座を開設のうえ、販売会社に対しファンドの取得申込みと同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。

取得申込みの受付は、午後3時までとし、受付時間を過ぎた場合は翌営業日の取扱いとします。販売会社により異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せください。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

ファンドの価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。基準価額は、委託会社の毎営業日に計算され、販売会社または委託会社に問合せることにより知ることができます。

アムンディ・ジャパン株式会社
 お客様サポートライン 0120-202-900(フリーダイヤル)
 受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで
 ホームページアドレス： <http://www.amundi.co.jp>

最低申込口数および申込単位は販売会社が定める単位とします。また、収益分配金の受取方法により、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」とがあります。各申込コースの申込単位は以下の通りです。詳細は販売会社へお問合せください。（購入後のコース変更はできません。）

申込コース	申込単位
一般コース	1万口以上 1万口単位
自動けいぞく投資コース	1万円以上 1円単位

「チャインドネシア株」または「チャインドネシア株マネー」の受益権を自動けいぞく投資コースで保有する受益者が、当該受益権全部をご換金した場合の手取金の全額をもって、もう一方のファンドの受益権の取得申込みを行う場合は、1口単位での買付申込みが可能です。

取得申込時には申込手数料をご負担いただくものとします。ただし、「自動けいぞく投資コース」において収益分配金を再投資する場合には、申込手数料はありません。

委託会社は、取得申込総額が多額な場合、投資信託財産の効率的な運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合、または金融商品市場における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等を含みます。）があるときは、委託会社の判断により、ファンドの取得申込みの受付を中止すること、およびすでに受付けた取得申込みの受付を取り消すことができます。

このほか、イスラム教の重要な祭日であるラマダン明け祭および犠牲祭等の期間において、取得申込みの受付を行わないことがあります。

<チャインドネシア株マネー>

「チャインドネシア株マネー」は、「チャインドネシア株」からのスイッチングでのみお買付け可能なファンドです。

「チャインドネシア株」または「チャインドネシア株マネー」をご換金した場合の手取金をもって、そ
のご換金のお申込受付日に、もう一方のファンドの取得のお申込みを行うことをいいます。

販売会社は、申込期間中の販売会社の営業日において、ファンドの募集・販売の取扱いを行います。ファンドの取得申込者は、販売会社取引口座を開設のうえ、販売会社に対しファンドの取得申込みと同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。取得申込みの受付は、午後3時までとし、受付時間を過ぎた場合は翌営業日の取扱いとします。販売会社により異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せください。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

ファンドの価額は、継続申込期間においては取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。基準価額は、委託会社の毎営業日に計算され、販売会社または委託会社にお問い合わせることにより知ることができます。

アムンディ・ジャパン株式会社
 お客様サポートライン 0120-202-900(フリーダイヤル)
 受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで
 ホームページアドレス : <http://www.amundi.co.jp>

最低申込口数および申込単位は販売会社が定める単位とします。また、収益分配金の受取方法により、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」とがあります。各申込コースの申込単位は以下の通りです。詳細は販売会社へお問い合わせください。（購入後のコース変更はできません。）

申込コース	申込単位
一般コース	1万口以上 1万口単位
自動けいぞく投資コース	1万円以上 1円単位

「チャインドネシア株」または「チャインドネシア株マネー」の受益権を自動けいぞく投資コースで保有する受益者が、当該受益権全部をご換金した場合の手取金の全額をもって、もう一方のファンドの受益権の取得申込みを行う場合は、1口単位での買付申込みが可能です。

申込手数料はありません。

委託会社は、取得申込総額が多額な場合、投資信託財産の効率的な運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合、または金融商品市場における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断により、ファンドの取得申込みの受付を中止すること、およびすでに受付けた取得申込みの受付を取り消すことができます。

2【換金（解約）手続等】

<チャインドネシア株>

換金の請求を行う受益者（販売会社を含みます。）は、自己に帰属する受益権につき、販売会社の営業日において、販売会社が定める解約単位をもって一部解約の実行の請求（以下「解約請求」といいます。）を行うことで換金ができます。解約請求は、振替受益権をもって行うものとします。

申込コース	解約単位
一般コース	1万口単位
自動けいぞく投資コース	1円単位

ただし、香港、ダブリン、インド、ロンドン、シンガポールもしくはインドネシアの銀行休業日または香港証券取引所もしくはインドネシア証券取引所の休場日の場合には、解約請求の申込みは受け付けません。

解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の解約請求にかかるこの投資信託契約の一部解約の実行を委託会社が行うのと引換えに、当該解約請求にか

かる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。解約請求の申込みの受付けは、午後3時までとし、受付時間を過ぎた場合は翌営業日の取扱いとします。販売会社により異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せください。解約請求に関する詳細については販売会社にお問い合わせください。

解約の価額は、解約請求の申込みを受付けた日の翌営業日の基準価額から、当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。なお解約代金は、解約受益者の解約請求を受付けた日から起算して、原則として、8営業日目から受益者に支払います。なお、換金（解約）手数料はありません。

解約価額 = 基準価額 - 信託財産留保額 = 基準価額 - (基準価額 × 0.3%)

受益者が、換金にかかる解約請求の申込みをするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

委託会社は、解約請求を受付けた場合には、この投資信託契約の一部を解約します。

委託会社は、1日1件3億円を超える換金のお申込みは受け付けません。また投資信託財産の効率的な運用が妨げられると委託者が合理的に判断する場合、または金融商品市場における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、外国投資証券の払戻しにおける制限事項等の影響を受ける場合その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等を含みます。）があるときは、解約請求の受付けを制限または中止すること、およびすでに受付けた請求を取り消すことができます。

このほか、イスラム教の重要な祭日であるラマダン明け祭および犠牲祭等の期間において、解約請求申込みの受付けを行わないことがあります。

買取請求による換金（解約）のお取扱いについては販売会社によって異なりますので、詳しくはお申込みの販売会社にお問い合わせください。

<チャインドネシア株マネー>

換金の請求を行う受益者（販売会社を含みます。）は、自己に帰属する受益権につき、販売会社の営業日において、販売会社が定める解約単位をもって一部解約の実行の請求（以下「解約請求」といいます。）を行うことで換金ができます。解約請求は、振替受益権をもって行うものとします。

申込コース	解約単位
一般コース	1 万口単位
自動けいぞく投資コース	1 円単位

解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の解約請求にかかるこの投資信託契約の一部解約の実行を委託会社が行うのと引換えに、当該解約請求にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。解約請求の申込みの受付は、午後3時までとし、受付時間を過ぎた場合は翌営業日の取扱いとします。販売会社により異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せください。解約請求に関する詳細については販売会社にお問い合わせください。

解約の価額は、解約請求の申込みを受付けた日の翌営業日の基準価額とします。なお解約代金は、解約受益者の解約請求を受付けた日から起算して、原則として、8 営業日目から受益者に支払います。なお、換金（解約）手数料はありません。

受益者が、換金にかかる解約請求の申込みをするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

委託会社は、解約請求を受付けた場合には、この投資信託契約の一部を解約します。

委託会社は、解約請求申込受付日の一部解約の実行の請求の総額が多額である場合、投資信託財産の効率的な運用が妨げられると委託者が合理的に判断する場合、または金融商品市場における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受け付けを制限または中止すること、およびすでに受付けた請求を取り消すことができます。

このような場合には、投資者の皆様は一部解約の実行の請求を撤回することができます。撤回しない場合は、委託会社が当該受付の中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に、この一部解約の実行の請求を受付けたものとします。

買取請求による換金（解約）のお取扱いについては販売会社によって異なりますので、詳しくはお申込みの販売会社にお問い合わせください。

	時期	価額決定日	お受取可能日
取得のお申込み	毎営業日 取得申込受付可能※	取得申込受付日の 翌営業日	
決算日 収益分配	原則毎年12月10日 〈休業日の場合は翌営業日〉	原則毎年12月10日 〈休業日の場合は翌営業日〉	原則として決算日から 5営業日目までにお支払いを開始
ご解約	毎営業日 解約申込受付可能※	解約申込受付日の 翌営業日	解約申込受付日から 8営業日目よりお支払い

チャインドネシア株については、香港、ダブリン、インド、ロンドン、シンガポールもしくはインドネシアの銀行休業日または香港証券取引所もしくはインドネシア証券取引所の休場日の場合は取得のお申込みの受け付け、およびご解約のお申込みの受け付けは行いません。

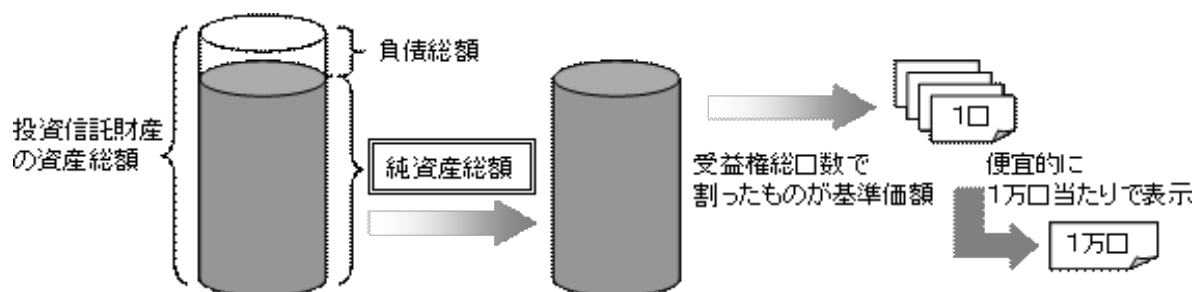
<ラマダン・犠牲祭等による休日に該当する場合の取扱い>

ファンドが実質的に投資するインドネシアでは、イスラム教の重要な祭日であるラマダン明け祭および犠牲祭等の期間に金融商品市場が数日間休場となる可能性があります。投資対象国の金融商品市場の休場日の場合にも、委託会社の判断により、ファンドの購入・換金のお申込の受付を中止すること、あるいは、すでに受付けた購入・換金の申込の受付を取り消すことがあります。

3【資産管理等の概要】**(1)【資産の評価】****基準価額の算定**

基準価額とは、投資信託財産に属する資産を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した受益権1口当たりの価額をいいます。

償却原価法とは、残存期間が1年以内の公社債等について一定の条件のもとで適用することができる評価方法（アキュムレーションやアモチゼーション）をいいます。

**<チャインドネシア株>**

外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。））、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における当日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

<チャインドネシア株マネー>

主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

資産の種類	評価方法
公社債等	原則として、基準価額計算日における以下のいずれかの価額で評価します。 ■ 日本証券業協会が発表する公社債店頭売買参考統計値（平均値） ■ 金融商品取引業者、銀行等の提示する価額 ■ 価格情報会社の提供する価額

残存期間が1年以内の公社債等については、一部償却原価法による評価を適用することができます。

基準価額の算出頻度と公表

基準価額は、委託会社によって毎営業日計算され、販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができます。

アムンディ・ジャパン株式会社
 お客様サポートライン 0120-202-900（フリーダイヤル）
 受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで
 ホームページアドレス： <http://www.amundi.co.jp>

追加信託金等の計算方法

追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当日の追加信託される受益権の口数を乗じて得た額とします。

収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金¹は、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額等²に応じて計算されるものとします。

1「収益調整金」とは、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

2「受益者ごとの信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

（２）【保管】

該当事項はありません。

（３）【信託期間】

平成22年3月12日から平成32年12月10日まで です。

ただし信託期間中にこの投資信託契約を終了させる場合があります。詳細は後記「信託の終了」をご覧ください。また委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めた場合は、受託会社と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

（４）【計算期間】

原則として、毎年12月11日から翌年12月10日までとします。

ただし、第1期計算期間は平成22年3月12日から平成22年12月10日までとします。

各計算期間終了日に該当する日が休業日のときは、翌営業日とします。

（５）【その他】

信託の終了（投資信託契約の解約）

< チャインドネシア株 >

(a) 委託会社は、次の場合においては、受託会社と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合には、あらかじめ、監督官庁に届け出ます。

A 投資信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めたとき

B やむを得ない事情が発生したとき

C 投資信託契約の一部を解約することにより、受益権総口数に基準価額を乗じて得られる純資産総額が15億円を下回ることとなった場合

委託会社は、前述の事項AからCについて、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに投資信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、これらの事項を記載した書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を受益者に発します。受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなす旨を定めています。

(b) (a) の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

(c) 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

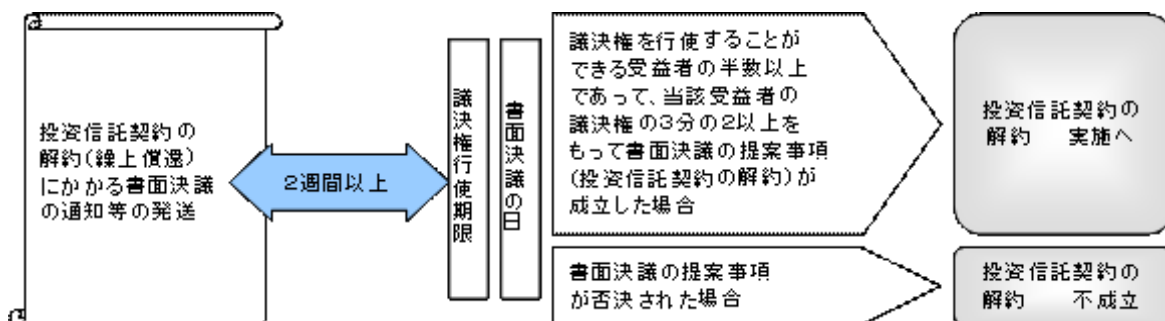
(d) (a)から(c)の手続は、委託会社が投資信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また(a)により投資信託契約を解約する場合であっても、投資

信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合には適用しません。

<チャインドネシア株マネー>

- (a) 委託会社は、次の場合においては、受託会社と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合には、あらかじめ、監督官庁に届け出ます。
- A 投資信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めたとき
 - B やむを得ない事情が発生したとき
 - C 投資信託契約の一部を解約することにより、受益権総口数が10億口を下回ることとなった場合
 - D AからCにかかわらず、「チャインドネシア株」が信託終了日を繰上げ、償還となった場合
- 委託会社は、前述の事項AからCについて、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに投資信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、これらの事項を記載した書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を受益者に発します。受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなす旨を定めています。
- (b) (a) の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- (c) 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- (d) (a)から(c)の手続は、(a)のDおよび、委託会社が投資信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また(a)のAからCにより投資信託契約を解約する場合であっても、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合には適用しません。

<信託の終了の手続>



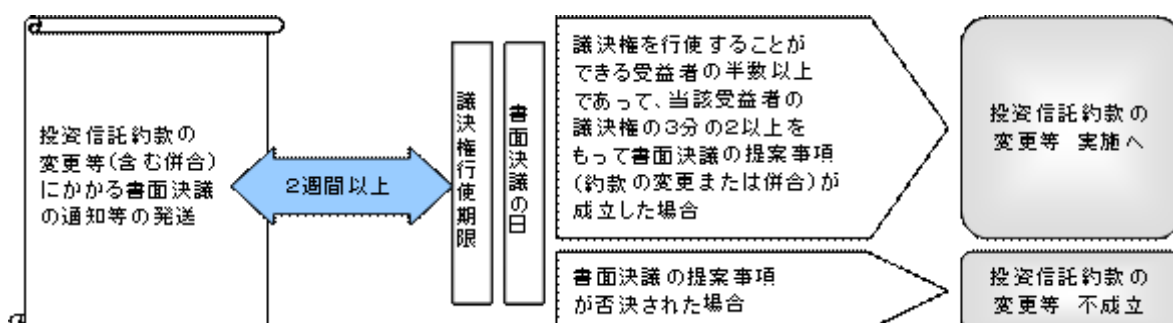
- (e) 書面決議において当該変更等に対して反対した受益者は、販売会社を通じ受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、投資信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。
- (f) 委託会社は、次の場合においては、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。
- A 委託会社が解散したとき、または業務を廃止したとき
 - B 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき
 - C 監督官庁から投資信託契約の解約の命令を受けたとき
- BまたはCにおいて、監督官庁がこの投資信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、前記「投資信託約款の変更等」の書面決議で提案事項を否決された場合を除き、委託会社と受託会社との間において存続します。

投資信託約款の変更等

- (a) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この投資信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ監督官庁に届出ます。

- (b) 委託会社は、(a)の変更事項の内容が重大なものおよび併合について書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、これらの事項を記載した書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を受益者に発します。受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなす旨を定めています。
- (c) (b)の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- (d) 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- (e) (b)から(d)の手続は、委託会社が重大な投資信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- (f) 書面決議において当該変更等に対して反対した受益者は、販売会社を通じ受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、投資信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

< 投資信託約款の変更等の内容が重大なものである場合の手続 >



運用報告書

毎決算時および償還時に運用報告書を作成し、知っている受益者に販売会社よりお届けいたします。

公告

日本経済新聞に掲載します。

開示

ファンドについて、法令の定めるところにより、有価証券報告書を毎計算期間の終了後3カ月以内および半期報告書を毎計算期間の6カ月経過後3カ月以内に提出します。また、これらの開示書類は、金融庁の電子開示システム（EDINET）によって提出されており、同庁が提供するホームページ（<http://info.edinet-fsa.go.jp/>）にて閲覧することができます。

4【受益者の権利等】

(1) 収益分配金請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を、持分に応じて請求することができます。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のた

め販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者（すなわち、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いを開始いたします。なお、「一般コース」の受益者が支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、これに相当する金銭は委託会社に帰属します。

「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、収益分配金は税引き後無手数料で自動的に再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。なお、収益分配金の再投資は、毎計算期間終了日の基準価額にて、その翌営業日に収益分配金の手取額をもって、ファンドの買付けを自動的に行います。

(2) 一部解約の実行請求権

受益者は、一部解約の実行を信託約款の規定および本書の記載にしたがって請求することができます。

(3) 償還金請求権

受益者は償還金を投資信託約款の規定および本書の記載にしたがって請求することができます。ただし、受益者が支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、これに相当する金銭は委託会社に帰属します。

(4) 帳簿閲覧権

受益者は委託会社に対し、委託会社の営業時間内において、当該受益者にかかる投資信託財産に関する書類の閲覧を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

アムンディ・チャインドネシア株投信

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1期計算期間（平成22年3月12日から平成22年12月10日まで）の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

- (3) ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社は平成22年7月1日をもって、クレディ・アグリコルアセットマネジメント株式会社と合併し、商号をアムンディ・ジャパン株式会社に変更しております。

1【財務諸表】

【アムンディ・チャインドネシア株投信】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

第1期 (平成22年12月10日現在)	
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	1,904,689,762
投資信託受益証券	42,679,653,907
投資証券	20,649,109,074
未収利息	2,609
流動資産合計	65,233,455,352
資産合計	65,233,455,352
負債の部	
流動負債	
未払収益分配金	925,793,555
未払解約金	573,796,620
未払受託者報酬	3,704,292
未払委託者報酬	209,292,433
その他未払費用	1,763,920
流動負債合計	1,714,350,820
負債合計	1,714,350,820
純資産の部	
元本等	
元本	61,719,570,334
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	1,799,534,198
（分配準備積立金）	1,201,376,952
元本等合計	63,519,104,532
純資産合計	63,519,104,532
負債純資産合計	65,233,455,352

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

		第 1 期
		自 平成22年 3 月12日
		至 平成22年12月10日
営業収益		
受取利息		1,372,881
有価証券売買等損益		3,443,750,982
営業収益合計		3,445,123,863
営業費用		
受託者報酬		11,728,076
委託者報酬		662,636,004
その他費用		11,667,521
営業費用合計		686,031,601
営業利益		2,759,092,262
経常利益		2,759,092,262
当期純利益		2,759,092,262
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額		631,921,755
期首剰余金又は期首欠損金（ ）		-
剰余金増加額又は欠損金減少額		826,238,802
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		826,238,802
剰余金減少額又は欠損金増加額		228,081,556
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		228,081,556
分配金		925,793,555
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		1,799,534,198

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

期 別	第1期
項 目	自 平成22年 3月12日 至 平成22年12月10日
1. 運用資産の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券、投資証券 基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。
3. その他	当ファンドの計算期間は平成22年3月12日（設定日）から平成22年12月10日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

第1期 (平成22年12月10日現在)	
1. 計算期間の末日における受益権の総数	61,719,570,334口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	1.0292円
(10,000口当たり純資産額	10,292円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第1期 自 平成22年 3月12日 至 平成22年12月10日		
分配金の計算過程 計算期末における分配対象金額 2,725,327,753円（1万口当たり441円）のうち、925,793,555円（1万口当たり150円）を分配金額としております。		
項 目		
費用控除後の配当等収益額	A	1,007,711円
費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	B	2,126,162,796円
収益調整金額	C	598,157,246円
分配準備積立金額	D	- 円
当ファンドの分配対象収益額	$E = A + B + C + D$	2,725,327,753円
当ファンドの期末残存口数	F	61,719,570,334口
1万口当たり収益分配対象額	$G = E / F \times 10,000$	441円
1万口当たり分配金額	H	150円
収益分配金金額	$I = F \times H / 10,000$	925,793,555円

（金融商品に関する注記）

1. 金融商品の状況に関する事項

期 別 項 目	第1期 自 平成22年 3月12日 至 平成22年12月10日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、その取扱いについては、信託約款の定めに従うとともに、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク	(1)金融商品の内容 有価証券 （その他の注記）2. 有価証券関係に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 (2)金融商品に係るリスク 有価証券 有価証券に関しては、次のリスクが存在しております。 ・ 価格変動リスク ・ 信用リスク ・ 流動性リスク ・ カントリーリスク ・ 為替変動リスク
3. 金融商品に関するリスク管理体制	委託会社において、独立した投資リスク管理に関する委員会を設けており、当該委員会でパフォーマンスの分析及び投資リスクの管理を行っております。パフォーマンスの分析では、月次でファンドの特性をふまえたパフォーマンス評価及び検討を行っています。また、投資リスクの管理においては、運用部門から独立したリスクマネジメント部が信託約款等の遵守状況、市場リスク、信用リスク、カントリーリスク及び流動性リスク等をモニターしており、委員会において報告されております。 市場リスクの管理 価格変動リスク及び為替変動リスクについては、ポートフォリオにおけるリスクとファンドの商品特性に照らして想定されるリスクとの比較分析を行っております。 信用リスク、カントリーリスク及び流動性リスクの管理 格付その他発行体等に関する情報を収集・分析のうえ、ファンドの商品特性に照らして組入銘柄の信用リスク、カントリーリスクを管理しております。また、市場流動性の状況を把握し、流動性リスクを管理しております。

4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。
----------------------------	---

2. 金融商品の時価等に関する事項

期 別	第1期
項 目	自 平成22年 3月12日 至 平成22年12月10日
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	当ファンドの保有する金融商品は原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しているため省略しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

（関連当事者との取引に関する注記）

第1期（自 平成22年 3月12日 至 平成22年12月10日）

該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

第1期（自 平成22年 3月12日 至 平成22年12月10日）

該当事項はありません。

（その他の注記）

1. 元本の移動

第1期 自 平成22年 3月12日 至 平成22年12月10日	
期首元本額	49,193,603,950円
期中追加設定元本額	38,222,316,214円
期中一部解約元本額	25,696,349,830円

2. 有価証券関係

売買目的有価証券の貸借対照表計上額等

第1期 自 平成22年 3月12日 至 平成22年12月10日	
種 類	損益に含まれた評価差額(円)
投資信託受益証券	2,691,316,438
投資証券	190,136,783
合 計	2,501,179,655

3. デリバティブ取引関係

第1期（平成22年12月10日現在）

該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(平成22年12月10日現在)

種類	通貨	銘柄	口数(口)	評価単価	評価額	備考
投資信託 受益証券	日本円	中国株式ファンドF（適格 機関投資家専用）	21,435,129,577	10,070	21,585,175,484	
		インドネシア株式ファンド F（適格機関投資家専用）	18,252,555,528	11,557	21,094,478,423	
	小 計	銘柄数：2			42,679,653,907	
		組入時価比率：67.2%			67.4%	
投資証券	日本円	インディア・エクイティ・ ファンド - Sクラス	20,519,834,120	10,063	20,649,109,074	
	小 計	銘柄数：1			20,649,109,074	
		組入時価比率：32.5%			32.6%	
	合 計				63,328,762,981	

(注) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

参考

中国株式ファンドF（適格機関投資家専用）、インドネシア株式ファンドF（適格機関投資家専用）
インドニア・エクイティ・ファンド

当ファンドは、「中国株式ファンドF（適格機関投資家専用）」、「インドネシア株式ファンドF（適格機関投資家専用）」及び「インドニア・エクイティ・ファンド」を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」ならびに「投資証券」はこれら投資信託受益証券、投資証券です。

尚、投資信託受益証券ならびに投資証券の状況は次の通りです。

「中国株式ファンドF（適格機関投資家専用）」、「インドネシア株式ファンドF（適格機関投資家専用）」の状況については、平成22年6月30日現在のあらた監査法人による監査を受けた財務諸表から一部抜粋して開示しております。

「インドニア・エクイティ・ファンド」は設定日が平成22年3月12日、決算日が平成22年12月31日のため、投資証券の状況は記載しておりません。

以下に記載した状況は当ファンドの監査の対象外となっております。

1「中国株式ファンドF（適格機関投資家専用）」の状況

(1) 貸借対照表

(単位：円)

期 別 科 目	第1期 (平成22年6月30日現在)
	金 額
資産の部	
流動資産	
預金	1,906,856,955
コール・ローン	66,648,402
株式	22,799,328,887
未収配当金	117,173,594
未収利息	91
流動資産合計	24,890,007,929
資産合計	24,890,007,929
負債の部	
流動負債	
未払受託者報酬	2,975,959
未払委託者報酬	52,823,177
その他未払費用	250,950
流動負債合計	56,050,086
負債合計	56,050,086
純資産の部	
元本等	
元本	
元本	27,167,161,831
剰余金	
期末欠損金	2,333,203,988
(分配準備積立金)	(287,333,070)
純資産合計	24,833,957,843
負債・純資産合計	24,890,007,929

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

期 別 項 目	第1期 自 平成22年3月15日 至 平成22年6月30日
1. 運用資産の評価基準 及び評価方法	(1) 株式 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価額のある有価証券についてはその最終相場（計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場）で評価しております。 (2) 外国為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
2. 外貨建資産・負債の 本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3. 費用・収益の計上基準	受取配当金の計上基準 受取配当金は、原則として株式の配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。
4. その他	当ファンドの計算期間は平成22年3月15日（設定日）から平成22年6月30日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

第1期 (平成22年6月30日現在)	
1. 計算期間の末日における受益権の総数	27,167,161,831口
2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損	2,333,203,988円
3. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額)	0.9141円 9,141円)

（金融商品に関する注記）

1. 金融商品の状況に関する事項

期 別 項 目	第1期 自 平成22年3月15日 至 平成22年6月30日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、その取扱いについては、信託約款の定めに従うとともに、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 有価証券 （その他の注記）2. 有価証券関係に記載しております。 デリバティブ取引 当ファンドが利用しているデリバティブ取引は為替予約取引であります。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券 有価証券に関しては、次のリスクが存在しております。 ・ 価格変動リスク ・ 信用リスク ・ 流動性リスク ・ カントリーリスク ・ 為替変動リスク デリバティブ取引 為替予約取引に係る主要なリスクは、為替相場の変動による価格変動リスク及び取引相手の信用状況の変化により損失が発生する信用リスクであります。
3. 金融商品に関するリスク管理体制	委託会社において、独立した投資リスク管理に関する委員会を設けており、当該委員会でパフォーマンスの分析及び投資リスクの管理を行っております。パフォーマンスの分析では、月次でファンドの特性をふまえたパフォーマンス評価及び検討を行っています。また、投資リスクの管理においては、運用部門から独立した運用審査部が信託約款等の遵守状況、市場リスク、信用リスク、カントリーリスク及び流動性リスク等をモニターしており、委員会において報告されております。

4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	市場リスクの管理 価格変動リスク及び為替変動リスクについては、ポートフォリオにおけるリスクとファンドの商品特性に照らして想定されるリスクとの比較分析を行っております。 信用リスク、カントリーリスク及び流動性リスクの管理 格付その他発行体等に関する情報を収集・分析のうえ、ファンドの商品特性に照らして組入銘柄の信用リスク、カントリーリスクを管理しております。また、市場流動性の状況を把握し、流動性リスクを管理しております。 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。
----------------------------	---

2. 金融商品の時価等に関する事項

期 別 項 目	第1期 自 平成22年3月15日 至 平成22年6月30日
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	当ファンドの保有する金融商品は原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しているため省略しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(その他の注記)

元本の移動

第1期 自 平成22年3月15日 至 平成22年6月30日	
期首元本額	- 円
期中追加設定元本額	27,167,161,831円
期中一部解約元本額	- 円

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

(平成22年6月30日現在)

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
香港ドル	CHINA PETROLEUM & CHEMICAL-H	10,800,000	6.37	68,796,000.00	
	CHINA SHENHUA ENERGY CO LTD	1,564,500	28.50	44,588,250.00	
	CNOOC LTD	9,600,000	13.34	128,064,000.00	
	PETROCHINA CO LTD-H	6,480,000	8.75	56,700,000.00	
	YANZHOU COAL MINING CO-H	1,882,000	14.86	27,966,520.00	
	ANHUI CONCH CEMENT CO LTD-H	1,700,000	23.50	39,950,000.00	
	REAL GOLD MINING LTD	4,100,000	12.00	49,200,000.00	
	*NEW DONGFANG ELECTRICAL MACHIN-H	680,000	25.05	17,034,000.00	
	CHINA SINGYES SOLAR TECHNOLOGIES HOLDING	4,696,000	3.59	16,858,640.00	
	DONGFANG ELECTRICAL MACHIN-H	320,000	25.05	8,016,000.00	
	POLY HONG KONG INVESTMENT LTD	7,000,000	7.90	55,300,000.00	
	SANY HEAVY EQUIPMENT INTL	2,400,000	8.75	21,000,000.00	
	WEICHAJ POWER CO LTD-H	600,000	51.65	30,990,000.00	
	AIR CHINA LIMITED-H	3,000,000	7.75	23,250,000.00	
	JIANGSU EXPRESS CO LTD-H	2,900,000	7.20	20,880,000.00	
	GREAT WALL MOTOR CO LTD -H	1,483,500	14.06	20,858,010.00	
	MINTH GROUP LTD	2,000,000	9.35	18,700,000.00	
	ZHONGSHENG GROUP HOLDINGS LTD	2,200,000	9.40	20,680,000.00	
	ANTA SPORTS PRODUCTS LTD	2,250,000	14.50	32,625,000.00	
	LEE & MAN HOLDING LTD	2,200,000	5.86	12,892,000.00	
	SHENZHOU INTERNATIONAL GROUP HOLDINGS	3,800,000	8.74	33,212,000.00	
	TEXWINCA HOLDINGS LTD	3,000,000	7.24	21,720,000.00	
	BEIJING JINGKE LONG CO LTD-H	2,900,000	8.79	25,491,000.00	
	CHINA YURUN FOOD GROUP LTD	2,200,000	23.70	52,140,000.00	
	RUINIAN INTERNATIONAL LTD	4,641,000	5.67	26,314,470.00	
	LIJUN INTL PHARMACETL HOLDINGS	13,240,000	2.77	36,674,800.00	
	BANK OF CHINA LTD-H	28,900,000	3.97	114,733,000.00	
	BANK OF COMMUNICATION CO LTD	2,640,000	8.41	22,202,400.00	
	CHINA CONSTRUCTION BANK CORP	24,103,000	6.61	159,320,830.00	
	CHINA MERCHANTS BANK CO LTD-H	2,600,000	18.96	49,296,000.00	
	INDUSTRIAL & COMMERCIAL BANK OF CHINA-H	23,700,000	5.74	136,038,000.00	
	CHINA LIFE INSURANCE CO LTD-H	3,200,000	34.55	110,560,000.00	
	CHINA PACIFIC INSURANCE GROUP CO LTD-H	1,500,000	31.05	46,575,000.00	
	PING AN INSURANCE GROUP CO OF CHINA LTD	874,500	64.20	56,142,900.00	
	K WAH INTERNATIONAL HOLDINGS LTD	8,800,000	2.44	21,472,000.00	
	SHIMAO PROPERTY HOLDING LTD	3,500,000	12.28	42,980,000.00	
	TENCENT HOLDINGS LTD	200,000	127.60	25,520,000.00	
	BEIJING ENTERPRISES WATER GROUP LTD	3,200,000	2.51	8,032,000.00	
	COMBA TELECOM SYSTEMS HOLDIN	4,180,000	8.60	35,948,000.00	
	ZTE CORP-H	1,020,000	25.10	25,602,000.00	
	CHINA MOBILE LTD	2,282,000	77.60	177,083,200.00	
	CHINA TELECOM CORP LTD-H	17,200,000	3.71	63,812,000.00	
小計	銘柄数：42			2,005,218,020.00	
	組入時価比率：91.8%		100.0%	(22,799,328,887)	
合計				22,799,328,887	
				(22,799,328,887)	

(注) 1. 通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。

2. 合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

3. 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

(2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2「インドネシア株式ファンドF（適格機関投資家専用）」

(1) 貸借対照表

（単位：円）

期 別 科 目	第1期 (平成22年6月30日現在)
	金 額
資産の部	
流動資産	
預金	875,369,534
コール・ローン	75,094,734
株式	23,949,397,452
未収配当金	118,438,119
未収利息	102
流動資産合計	25,018,299,941
資産合計	25,018,299,941
負債の部	
流動負債	
未払受託者報酬	2,992,269
未払委託者報酬	53,112,706
その他未払費用	250,950
流動負債合計	56,355,925
負債合計	56,355,925
純資産の部	
元本等	
元本	
元本	24,206,399,039
剰余金	
期末剰余金	755,544,977
(分配準備積立金)	(569,050,403)
純資産合計	24,961,944,016
負債・純資産合計	25,018,299,941

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

期 別 項 目	第1期 自 平成22年3月15日 至 平成22年6月30日
1. 運用資産の評価基準 及び評価方法	(1) 株式 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価額のある有価証券についてはその最終相場（計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場）で評価しております。 (2) 外国為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
2. 外貨建資産・負債の 本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3. 費用・収益の計上基準	受取配当金の計上基準 受取配当金は、原則として株式の配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。
4. その他	当ファンドの計算期間は平成22年3月15日（設定日）から平成22年6月30日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

第1期 (平成22年6月30日現在)	
1. 計算期間の末日における受益権の総数	24,206,399,039口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	1.0312円
(10,000口当たり純資産額	10,312円)

（金融商品に関する注記）

1. 金融商品の状況に関する事項

期 別 項 目	第1期 自 平成22年3月15日 至 平成22年6月30日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、その取扱いについては、信託約款の定めに従うとともに、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク	(1)金融商品の内容 有価証券 （その他の注記）2.有価証券関係に記載しております。 デリバティブ取引 当ファンドが利用しているデリバティブ取引は為替予約取引であります。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 (2)金融商品に係るリスク 有価証券 有価証券に関しては、次のリスクが存在しております。 ・価格変動リスク ・信用リスク ・流動性リスク ・カントリーリスク ・為替変動リスク デリバティブ取引 為替予約取引に係る主要なリスクは、為替相場の変動による価格変動リスク及び取引相手の信用状況の変化により損失が発生する信用リスクであります。
3. 金融商品に関するリスク管理体制	委託会社において、独立した投資リスク管理に関する委員会を設けており、当該委員会でパフォーマンスの分析及び投資リスクの管理を行っております。パフォーマンスの分析では、月次でファンドの特性をふまえたパフォーマンス評価及び検討を行っています。また、投資リスクの管理においては、運用部門から独立した運用審査部が信託約款等の遵守状況、市場リスク、信用リスク、カントリーリスク及び流動性リスク等をモニターしており、委員会において報告されております。

4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	市場リスクの管理 価格変動リスク及び為替変動リスクについては、ポートフォリオにおけるリスクとファンドの商品特性に照らして想定されるリスクとの比較分析を行っております。 信用リスク、カントリーリスク及び流動性リスクの管理 格付その他発行体等に関する情報を収集・分析のうえ、ファンドの商品特性に照らして組入銘柄の信用リスク、カントリーリスクを管理しております。また、市場流動性の状況を把握し、流動性リスクを管理しております。 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。
----------------------------	---

2. 金融商品の時価等に関する事項

期 別 項 目	第1期 自 平成22年3月15日 至 平成22年6月30日
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	当ファンドの保有する金融商品は原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しているため省略しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

（その他の注記）

元本の移動

第1期 自 平成22年3月15日 至 平成22年6月30日	
期首元本額	- 円
期中追加設定元本額	25,617,632,457円
期中一部解約元本額	1,411,233,418円

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

(平成22年6月30日現在)

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
インドネシア ルピア	ADARO ENERGY PT	41,990,000	1,970.00	82,720,300,000.00	
	BUMI RESOURCES TBK PT	45,200,000	1,870.00	84,524,000,000.00	
	INDO TAMBANGRAYA MEGAH PT	1,807,500	37,700.00	68,142,750,000.00	
	TAMBANG BATUBARA BUKIT ASAM TBK PT	1,650,000	17,000.00	28,050,000,000.00	
	ANEKA TAMBANG TBK PT	9,830,000	1,940.00	19,070,200,000.00	
	INDOCEMENT TUNGGAL PRAKARSA	7,223,500	15,450.00	111,603,075,000.00	
	INTERNATIONAL NICKEL INDONESIA TBK PT	8,285,000	3,775.00	31,275,875,000.00	
	SEMEN GRESIK PERSERO TBK PT	3,454,000	8,550.00	29,531,700,000.00	
	UNITED TRACTORS TBK PT	6,974,000	18,800.00	131,111,200,000.00	
	ASTRA INTERNATIONAL TBK PT	8,323,000	47,500.00	395,342,500,000.00	
	GUDANG GARAM TBK PT	2,860,000	34,150.00	97,669,000,000.00	
	INDOFOOD SUKSES MAKMUR TBK PT	24,950,000	4,050.00	101,047,500,000.00	
	UNILEVER INDONESIA TBK PT	1,788,000	17,500.00	31,290,000,000.00	
	BANK CENTRAL ASIA TBK PT	47,776,001	5,800.00	277,100,805,800.00	
	BANK DANAMON INDONESIA TBK PT	3,800,000	5,300.00	20,140,000,000.00	
	BANK MANDIRI TBK PT	33,100,000	5,900.00	195,290,000,000.00	
	BANK RAKYAT INDONESIA	20,200,000	9,150.00	184,830,000,000.00	
	CIPUTRA DEVELOPMENT TBK PT	58,700,000	330.00	19,371,000,000.00	
	SUMMARECON AGUNG TBK PT	25,500,000	840.00	21,420,000,000.00	
	TELEKOMUNIKASI TBK PT	36,680,000	7,700.00	282,436,000,000.00	
	XL AXIATA TBK PT	8,786,000	4,050.00	35,583,300,000.00	
	PERUSAHAAN GAS NEGARA PT	44,858,000	3,825.00	171,581,850,000.00	
小計	銘柄数：22			2,419,131,055,800.00	
	組入時価比率：95.9%		100.0%	(23,949,397,452)	
合計				23,949,397,452	
				(23,949,397,452)	

(注) 1.通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。

2.合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

3.比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

(2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

アムンディ・チャインドネシア株投信マネー

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1期計算期間（平成22年3月12日から平成22年12月10日まで）の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

(3) ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社は平成22年7月1日をもって、クレディ・アグリコルアセットマネジメント株式会社と合併し、商号をアムンディ・ジャパン株式会社に変更しております。

【アムンディ・チャインドネシア株投信マネー】
（１）【貸借対照表】

（単位：円）

第 1 期 (平成22年12月10日現在)	
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	1,897,130
親投資信託受益証券	188,383,083
未収入金	1,549,985
未収利息	2
流動資産合計	191,830,200
資産合計	191,830,200
負債の部	
流動負債	
未払解約金	36,965,724
未払受託者報酬	1,151
未払委託者報酬	10,156
流動負債合計	36,977,031
負債合計	36,977,031
純資産の部	
元本等	
元本	154,814,610
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	38,559
（分配準備積立金）	13,539
元本等合計	154,853,169
純資産合計	154,853,169
負債純資産合計	191,830,200

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

		第 1 期
		自 平成22年 3 月12日
		至 平成22年12月10日
営業収益		
受取利息		799
有価証券売買等損益		26,296
営業収益合計		27,095
営業費用		
受託者報酬		1,598
委託者報酬		14,088
営業費用合計		15,686
営業利益		11,409
経常利益		11,409
当期純利益		11,409
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額		7,250
期首剰余金又は期首欠損金（ ）		-
剰余金増加額又は欠損金減少額		68,193
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		68,193
剰余金減少額又は欠損金増加額		33,793
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		33,793
分配金		-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		38,559

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

期 別	第1期
項 目	自 平成22年 3月12日 至 平成22年12月10日
1. 運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。
3. その他	当ファンドの計算期間は平成22年3月12日（設定日）から平成22年12月10日までとなっております。

（貸借対照表に関する注記）

第1期 (平成22年12月10日現在)	
1. 計算期間の末日における受益権の総数	154,814,610口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	1.0002円
(10,000口当たり純資産額	10,002円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第1期 自 平成22年 3月12日 至 平成22年12月10日
分配金の計算過程 該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

1. 金融商品の状況に関する事項

期 別 項 目	第1期 自 平成22年 3月12日 至 平成22年12月10日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、その取扱いについては、信託約款の定めに従うとともに、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 有価証券 （その他の注記）2. 有価証券関係に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券 有価証券に関しては、次のリスクが存在しております。 ・ 価格変動リスク ・ 信用リスク ・ 流動性リスク
3. 金融商品に関するリスク管理体制	委託会社において、独立した投資リスク管理に関する委員会を設けており、当該委員会でパフォーマンスの分析及び投資リスクの管理を行っております。パフォーマンスの分析では、月次でファンドの特性をふまえたパフォーマンス評価及び検討を行っています。また、投資リスクの管理においては、運用部門から独立したリスクマネジメント部が信託約款等の遵守状況、市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等をモニターしており、委員会において報告されております。 市場リスクの管理 価格変動リスクについては、ポートフォリオにおけるリスクとファンドの商品特性に照らして想定されるリスクとの比較分析を行っております。 信用リスク及び流動性リスクの管理 格付その他発行体等に関する情報を収集・分析のうえ、ファンドの商品特性に照らして組入銘柄の信用リスクを管理しております。また、市場流動性の状況を把握し、流動性リスクを管理しております。
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

期 別 項 目	第1期 自 平成22年 3月12日 至 平成22年12月10日
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	当ファンドの保有する金融商品は原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しているため省略しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

（関連当事者との取引に関する注記）

第1期（自 平成22年 3月12日 至 平成22年12月10日）

該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

第1期（自 平成22年 3月12日 至 平成22年12月10日）

該当事項はありません。

（その他の注記）

1. 元本の移動

第1期 自 平成22年 3月12日 至 平成22年12月10日	
期首元本額	100,000円
期中追加設定元本額	530,316,115円
期中一部解約元本額	375,601,505円

2. 有価証券関係

売買目的有価証券の貸借対照表計上額等

	第1期 自 平成22年 3月12日 至 平成22年12月10日
種 類	損益に含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	37,653
合 計	37,653

3. デリバティブ取引関係

第1期（平成22年12月10日現在）

該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

（平成22年12月10日現在）

種類	銘柄	口数(口)	評価額	備考
親投資信託 受益証券	アムンディ・マネープール・マザー ファンド	188,270,121	188,383,083	
	銘柄数：1		188,383,083	
	組入時価比率：121.7%		100%	
			188,383,083	

（注）比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

参考

アムンディ・マネープール・マザーファンド

当ファンドは「アムンディ・マネープール・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。
尚、同親投資信託の状況は次の通りです。

1「アムンディ・マネープール・マザーファンド」の状況

以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

(1)貸借対照表

（単位：円）

対象年月日	（平成22年12月10日現在）
科 目	金 額
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	193,394,389
未収利息	264
流動資産合計	193,394,653
資産合計	193,394,653
負債の部	
流動負債	
未払解約金	1,549,985
流動負債合計	1,549,985
負債合計	1,549,985
純資産の部	
元本等	
元本	
元本	191,726,978
剰余金	
剰余金	117,690
純資産合計	191,844,668
負債・純資産合計	193,394,653

(2)注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

1.金融商品の状況に関する事項

期 別 項 目	自 平成22年 3月12日 至 平成22年12月10日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、その取扱いについては、信託約款の定めに従うとともに、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク	当ファンドに投資する投資信託受益証券の「（金融商品に関する注記）1.金融商品の状況に関する事項」に記載しております。
3.金融商品に関するリスク管理体制	同上
4.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	同上

2.金融商品の時価等に関する事項

期 別 項 目	自 平成22年 3月12日 至 平成22年12月10日
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	当ファンドの保有する金融商品は原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2.時価の算定方法	コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

（その他の注記）

（平成22年12月10日現在）		
1. 期首	平成22年3月12日	
期首元本額	5,502,906円	
期首より平成22年12月10日までの期中追加設定元本額		471,053,018円
期首より平成22年12月10日までの期中一部解約元本額		284,828,946円
期末元本額	191,726,978円	
期末元本額の内訳		
アムンディ・中東株式 マネープール・ファンド	2,466,955円	
アムンディ・円マネーファンド（適格機関投資家専用）	989,902円	
アムンディ・チャインドネシア株投信マネー	188,270,121円	
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額		
1口当たり純資産額	1.0006円	
（10,000口当たり純資産額	10,006円）	

当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（３）附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

アムンディ・チャインドネシア株投信

平成22年12月末日

種類	金額
資産総額	61,664,809,101 円
負債総額	249,578,560 円
純資産総額(-)	61,415,230,541 円
発行済口数	61,245,153,956 口
1口当たり純資産額(/)	1.0028 円
(1万口当たり純資産額)	(10,028 円)

参考

中国株式ファンドF（適格機関投資家専用）
純資産額計算書

平成22年12月末日

種類	金額
資産総額	19,615,375,064 円
負債総額	93,894,694 円
純資産総額(-)	19,521,480,370 円
発行済口数	20,435,829,087 口
1口当たり純資産額(/)	0.9553 円
(1万口当たり純資産額)	(9,553 円)

ノムラ・ファンズ・アイルランド インディア・エクイティ
純資産額計算書

平成22年12月末日

種類	金額
資産総額	354,011,950.43 ドル
負債総額	11,322,441.26 ドル
純資産総額(-)	342,689,509.17 ドル
発行済口数	2,002,917.44 口
1口当たり純資産額	10,272.14 ドル

サブファンドの発行するSクラス分であります。

インドネシア株式ファンドF（適格機関投資家専用）
純資産額計算書

平成22年12月末日

種類	金額
資産総額	20,301,929,648 円
負債総額	664,332,652 円
純資産総額(-)	19,637,596,996 円
発行済口数	17,814,497,003 口
1口当たり純資産額(/)	1.1023 円
(1万口当たり純資産額)	(11,023 円)

純資産額計算書

アムンディ・チャインドネシア株投信マネー

平成22年12月末日

種類	金額
資産総額	154,747,179 円
負債総額	1,491,260 円
純資産総額(-)	153,255,919 円
発行済口数	153,221,247 口
1口当たり純資産額(/)	1.0002 円
(1万口当たり純資産額)	(10,002 円)

参考

アムンディ・マネープール・マザーファンド
純資産額計算書

平成22年12月末日

種類	金額
資産総額	156,427,484 円
負債総額	1,487,649 円
純資産総額(-)	154,939,835 円
発行済口数	154,839,690 口
1口当たり純資産額(/)	1.0006 円
(1万口当たり純資産額)	(10,006 円)

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

1 受益者に対する特典

該当事項はありません。

2 受益証券名義書き換えの事務等

ファンドの受益権は、振替制度における振替受益権であるため、委託会社はこの信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、ファンドの振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

3 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

前記の申請のある場合には、前記の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

前記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

4 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

5 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法の定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

6 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に支払います。

7 質権口記載または記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1)資本金の額

本書提出日現在

資本金の額 : 12億円

発行株式総数 : 9,000,000株

発行済株式総数 : 2,400,000株

過去5年間に於ける資本金の額の増減はありません。

(2)委託会社の概況

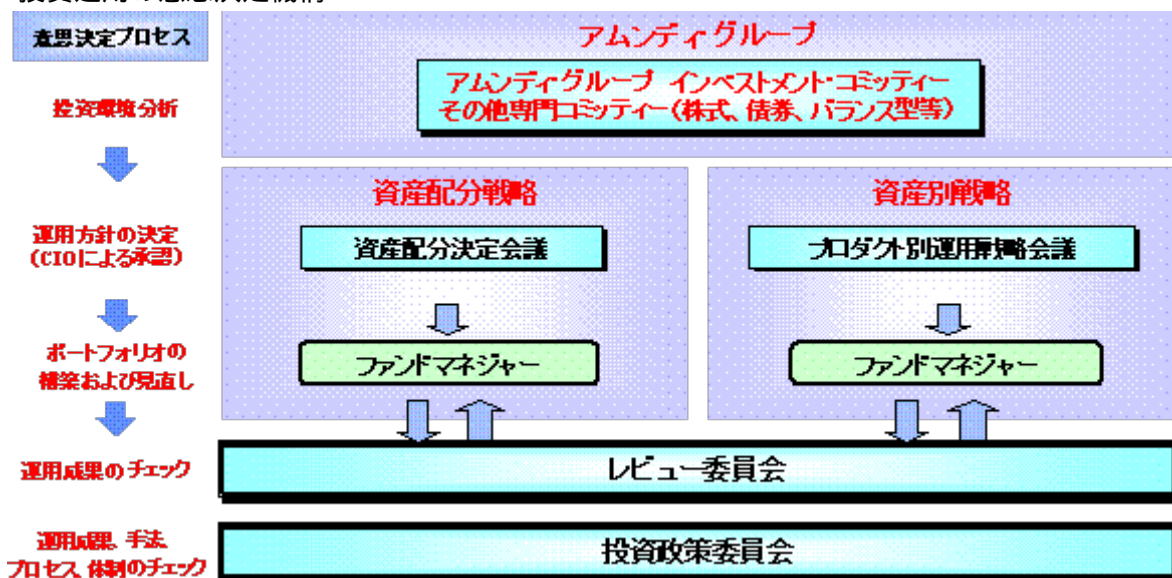
委託会社の意思決定機構

当社業務執行の最高機関としてある取締役会は3名以上の取締役で構成されます。

取締役会はその決議をもって、取締役中より代表取締役を選任します。

取締役会は、法令または定款に定める事項の他、業務執行に関する重要事項を決定します。その決議は、取締役会の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行います。

投資運用の意思決定機構



- ・アムンディ・グループで開催される投資に関する様々なコミッティーで、グループの株式・債券見直し、および運用戦略を決定します。
- ・アムンディ・グループで決定した戦略を取り込み、弊社が開催する資産配分決定会議、プロダクト別運用戦略会議において、資産配分、プロダクト別の投資戦略を協議し、決定します。
- ・決定事項にしたがい、ファンドマネジャーは資産配分やポートフォリオの構築・見直しを行います。
- ・月次で開催されるレビュー委員会において、資産配分戦略、各プロダクトにおける運用評価の結果を運用関係者にフィードバックします。また必要に応じて開催する投資政策委員会では、運用プロダクトの質について検証します。
- ・資産配分戦略、ならびにプロダクト別運用戦略にかかる諸会議を定期的に開催します。また投資環境急変時には臨時会合を召集します。

上記の意思決定機構等は本書作成日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

事業の内容

委託会社であるアムンディ・ジャパン株式会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融

商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業にかかる業務の一部および投資助言・代理業務を行っています。

営業の概況

平成22年12月末日現在、委託会社の運用する投資信託の本数、純資産額の合計額は以下の通りです。

種 類	本 数	純 資 産 (百 万 円)
単位型株式投資信託	130	389,372
単位型公社債投資信託	3	3,839
追加型株式投資信託	125	1,196,339
追加型公社債投資信託	1	20,018
合 計	259	1,609,568

3【委託会社等の経理状況】

- (1) 委託会社であるアムンディ・ジャパン株式会社（以下「当社」という）の財務諸表は、第28期事業年度（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）については、改正前の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて、第29期事業年度（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）については、改正後の財務諸表等規則並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

また、当社の中間財務諸表は「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号、以下「中間財務諸表等規則」という。）第38条及び第57条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づき作成しております。

- (2) 財務諸表及び中間財務諸表の金額については、千円未満の端数を四捨五入して記載しております。

- (3) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第28期事業年度（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）の財務諸表について、監査法人トーマツによる監査を受けており、第29期事業年度（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）の財務諸表については有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

なお、監査法人トーマツは、監査法人の種類の変更により、平成21年7月1日をもって有限責任監査法人トーマツとなっております。

また、第30期事業年度に係る中間会計期間（自平成22年4月1日 至平成22年9月30日）の中間財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、あらた監査法人による中間監査を受けております。

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社は、平成22年7月1日をもって、クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社と合併し、商号をアムンディ・ジャパン株式会社に変更しました。

当社の財務諸表に引き続き、合併消滅会社であるクレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社の第24期事業年度及び第25期事業年度の財務諸表を参考情報として添付しております。

(1)【貸借対照表】

期 別 科 目	第28期 (平成21年3月31日現在)			第29期 (平成22年3月31日現在)		
	金 額		構成比	金 額		構成比
	千円	千円	%	千円	千円	%
(資産の部)						
流動資産						
1 現金・預金		3,156,430			3,573,505	
2 有価証券		304,050			1,304,815	
3 関係会社短期貸付金 *1		-			850,000	
4 前払費用		73,159			46,715	
5 未収還付法人税等		220,066			-	
6 未収入金		21,409			-	
7 未収委託者報酬 *1		361,039			806,446	
8 未収運用受託報酬 *1		520,720			739,788	
9 未収投資助言報酬 *1		32,635			50,560	
10 繰延税金資産		48,000			-	
11 立替金		18,097			37,211	
12 差入保証金		-			219,207	
13 その他 *1		5,088			8,268	
14 貸倒引当金		4			-	
流動資産計		4,760,688	69.2		7,636,513	93.3
固定資産						
1 有形固定資産						
(1)建物 *2	97,726			2,185		
(2)器具備品 *2	132,384			52,785		
有形固定資産計		230,109	3.3		54,969	0.7
2 無形固定資産						
(1)ソフトウェア	13,317			11,690		
(2)電話加入権	2,219			2,219		
無形固定資産計		15,536	0.2		13,909	0.2
3 投資その他の資産						
(1)投資有価証券	618,262			312,532		
(2)関係会社株式	168,117			162,693		
(3)関係会社長期貸付金 *1	850,000			-		
(4)長期未収入金	9,000			8,000		
(5)長期差入保証金	230,137			4,930		
(6)ゴルフ会員権	5,440			60		
(7)繰延税金資産	1,000			-		
(8)貸倒引当金	12,640			8,000		
投資その他の資産計		1,869,316	27.2		480,216	5.9
固定資産計		2,114,962	30.8		549,094	6.7
資産合計		6,875,650	100.0		8,185,607	100.0

期 別 科 目	第28期 (平成21年3月31日現在)			第29期 (平成22年3月31日現在)		
	金 額		構成比	金 額		構成比
	千円	千円	%	千円	千円	%
(負債の部)						
流動負債						
1 リース債務		11,731			6,242	
2 預り金	*1	180,159			128,289	
3 未払金						
(1)未払償還金	14,564			14,564		
(2)未払手数料	*1	219,436		445,389		
(3)その他未払金	*1	23,057		359,883	819,836	
4 未払費用	*1	161,982			190,445	
5 未払法人税等		-			224,022	
6 未払消費税等		9,336			42,047	
7 前受収益		167			167	
8 賞与引当金		87,177			65,000	
9 役員賞与引当金		15,578			18,000	
10 統合関連費用引当金		-			368,000	
11 その他		7,387			7,568	
流動負債計		730,574	10.6		1,869,617	22.8
固定負債						
1 リース債務		9,733			3,532	
2 賞与引当金		3,293			-	
3 役員賞与引当金		3,417			-	
固定負債計		16,444	0.2		3,532	0.0
負債合計		747,018	10.9		1,873,149	22.9
(純資産の部)						
株主資本						
1 資本金		1,200,000	17.5		1,200,000	14.7
2 資本剰余金						
(1)資本準備金	1,076,268			1,076,268		
資本剰余金計		1,076,268	15.7		1,076,268	13.1
3 利益剰余金						
(1)利益準備金	110,093			110,093		
(2)その他利益剰余金						
別途積立金	1,600,000			1,600,000		
繰越利益剰余金	2,143,031			2,327,410		
利益剰余金計		3,853,124	56.0		4,037,503	49.3
株主資本計		6,129,392	89.1		6,313,771	77.1
評価・換算差額等						
1 その他有価証券評価差額金		761	0.0		1,313	0.0
評価・換算差額等計		761	0.0		1,313	0.0
純資産合計		6,128,631	89.1		6,312,459	77.1
負債・純資産合計		6,875,650	100.0		8,185,607	100.0

(2)【損益計算書】

期 別 科 目	第28期 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)			第29期 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)		
	金 額		百分比	金 額		百分比
	千円	千円	%	千円	千円	%
営業収益						
1 委託者報酬	2,690,051			2,824,507		
2 運用受託報酬	2,180,523			2,081,219		
3 投資助言報酬	235,867	5,106,441	100.0	116,617	5,022,343	100.0
営業費用						
1 支払手数料	1,343,455			1,435,977		
2 広告宣伝費	37,759			12,553		
3 公告費	5,544			3,942		
4 調査費						
(1)調査費	376,693			399,056		
(2)委託調査費	174,969			116,736		
5 営業雑経費						
(1)通信費	10,684			8,381		
(2)印刷費	104,833			75,346		
(3)協会費	8,675	2,062,613	40.4	8,142	2,060,134	41.0
一般管理費						
1 給料						
(1)役員報酬	131,505			109,283		
(2)給料・手当	1,598,540			1,542,436		
(3)賞与	210,561			159,280		
(4)役員賞与	1,100			6,216		
2 交際費	5,715			4,724		
3 旅費交通費	56,113			27,346		
4 租税公課	27,672			39,820		
5 不動産賃借料	219,017			241,861		
6 賞与引当金繰入	82,633			65,000		
7 役員賞与引当金繰入	12,161			14,764		
8 退職給付費用	45,921			71,285		
9 固定資産減価償却費	37,872			35,169		
10 福利厚生費	236,020			233,485		
11 諸経費	160,828	2,825,660	55.3	113,206	2,663,874	53.0
営業利益		218,168	4.3		298,335	5.9
営業外収益						
1 受取配当金 *1	30			1,001,109		
2 有価証券利息	19,324			14,705		
3 受取利息 *1	14,801			18,095		
4 ゴルフ会員権売却益	107			-		
5 有価証券売却益	-			374		
6 投資信託監査報酬差益	28,560			292		

7	法人税等還付加算金	-			6,464		
8	雑収入	2,378	65,199	1.3	6,277	1,047,316	20.9
営業外費用							
1	支払利息	53			43		
2	為替差損	36,422			7,892		
3	有価証券売却損	4,839			5,730		
4	ゴルフ会員権売却損	271			-		
5	雑損失	52	41,637	0.8	698	14,362	0.3
	経常利益		241,731	4.7		1,331,288	26.5
特別利益							
1	集団訴訟和解金 *2	4,592			6,809		
2	逸失利益補償損失引当金戻入益	17,932			-		
3	過年度償却債権取立益	5,169			-		
4	投資有価証券売却益	-			2,794		
5	分配金償還金時効益	7,729	35,422	0.7	-	9,603	0.2
特別損失							
1	器具備品除却損	26			-		
2	関係会社株式評価損 *3	-			5,424		
3	減損損失 *4	-			155,202		
4	統合関連費用引当金繰入	-	26	0.0	368,000	528,626	10.5
	税引前当期純利益		277,127	5.4		812,266	16.2
	法人税、住民税及び事業税 *1	20,953			574,992		
	法人税、住民税及び事業税還付税額	52,965			-		
	法人税、住民税及び事業税追徴税額	2,314			-		
	過年度法人税等	-			4,417		
	法人税等調整額	88,885	59,187	1.2	48,478	627,887	12.5
	当期純利益		217,940	4.3		184,379	3.7

(3)【株主資本等変動計算書】

第28期（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）

（単位：千円）

株主資本		
資本金	前期末残高	1,200,000
	当期末残高	1,200,000
資本剰余金		
資本準備金	前期末残高	1,076,268
	当期末残高	1,076,268
資本剰余金合計	前期末残高	1,076,268
	当期末残高	1,076,268
利益剰余金		
利益準備金	前期末残高	110,093
	当期末残高	110,093
その他利益剰余金		
別途積立金	前期末残高	1,600,000
	当期末残高	1,600,000
繰越利益剰余金	前期末残高	1,925,091
	当期変動額 当期純利益	217,940
	当期末残高	2,143,031
利益剰余金合計	前期末残高	3,635,184
	当期変動額	217,940
	当期末残高	3,853,124
株主資本合計	前期末残高	5,911,452
	当期変動額	217,940
	当期末残高	6,129,392
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	前期末残高	1,987
	当期変動額（純額）	2,747
	当期末残高	761
純資産合計	前期末残高	5,913,439
	当期変動額	215,193
	当期末残高	6,128,631

第29期（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）（単位：千円）

株主資本		
資本金	前期末残高	1,200,000
	当期末残高	1,200,000
資本剰余金		
資本準備金	前期末残高	1,076,268
	当期末残高	1,076,268
資本剰余金合計	前期末残高	1,076,268
	当期末残高	1,076,268
利益剰余金		
利益準備金	前期末残高	110,093
	当期末残高	110,093
その他利益剰余金		
別途積立金	前期末残高	1,600,000
	当期末残高	1,600,000
繰越利益剰余金	前期末残高	2,143,031
	当期変動額 当期純利益	184,379
	当期末残高	2,327,410
利益剰余金合計	前期末残高	3,853,124
	当期変動額	184,379
	当期末残高	4,037,503
株主資本合計	前期末残高	6,129,392
	当期変動額	184,379
	当期末残高	6,313,771
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	前期末残高	761
	当期変動額（純額）	552
	当期末残高	1,313
純資産合計	前期末残高	6,128,631
	当期変動額	183,827
	当期末残高	6,312,459

重要な会計方針

	第28期 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31 日)	第29期 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31 日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 有価証券 子会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。 その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。 時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。	(1) 有価証券 子会社株式 同 左 その他有価証券 時価のあるもの 同 左 時価のないもの 同 左
2. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 定額法により償却しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 15年～24年 器具備品 4年～20年 (2) 無形固定資産 定額法により償却しております。 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。 (3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。	(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 同 左 (2) 無形固定資産 同 左 (3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 同 左
3. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金	(1) 貸倒引当金

	債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金 従業員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に帰属する額を計上しております。 なお、ある条件を満たしたものに対して、一定金額を繰延支給する制度が導入されております。当該賞与は数年間に分割支給されるため、1年を超えて支払われる部分については固定負債に計上しております。 (3) 役員賞与引当金 役員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に帰属する額を計上しております。 なお、ある条件を満たしたものに対して、一定金額を繰延支給する制度が導入されております。当該役員賞与は数年間に分割支給されるため、1年を超えて支払われる部分については固定負債に計上しております。 _____	同 左 (2) 賞与引当金 従業員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に帰属する額を計上しております。 _____ (3) 役員賞与引当金 役員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に帰属する額を計上しております。 _____ (4) 統合関連費用引当金 将来のクレディ・アグリコルアセットマネジメント株式会社との合併及び事務所移転等に備えるため、将来発生すると認められる統合関連費用を合理的に見積もり計上しております。
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等 消費税等の会計処理は税抜方式によっております。 _____	(1) 消費税等 同 左 (2) 連結納税制度の適用 当事業年度から、S G A M ノースパシフィック株式会社を連結納税親会社とする連結納税制度を適用しております。

会計方針の変更

第28期 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31 日)	第29期 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31 日)
---	---

当事業年度から平成19年3月30日改正の「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準委員会 企業会計基準第13号）及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第16号）を適用しております。 なお、これによる営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。	_____
--	--------------

[次へ](#)

注記事項

（貸借対照表関係）

第28期 （平成21年3月31日現在）	第29期 （平成22年3月31日現在）																																		
*1. 各科目に含まれる関係会社に対するものは以下のとおりであります。 <table> <tr><td>未収委託者報酬</td><td>45,346千円</td></tr> <tr><td>未収運用受託報酬</td><td>33,616千円</td></tr> <tr><td>未収投資助言報酬</td><td>11,812千円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>3,636千円</td></tr> <tr><td>関係会社長期貸付金</td><td>850,000千円</td></tr> <tr><td>預り金</td><td>898千円</td></tr> <tr><td>未払手数料</td><td>7,579千円</td></tr> <tr><td>その他未払金</td><td>5,254千円</td></tr> <tr><td>未払費用</td><td>11,248千円</td></tr> </table>	未収委託者報酬	45,346千円	未収運用受託報酬	33,616千円	未収投資助言報酬	11,812千円	その他	3,636千円	関係会社長期貸付金	850,000千円	預り金	898千円	未払手数料	7,579千円	その他未払金	5,254千円	未払費用	11,248千円	*1. 各科目に含まれる関係会社に対するものは以下のとおりであります。 <table> <tr><td>未収運用受託報酬</td><td>11,412千円</td></tr> <tr><td>未収投資助言報酬</td><td>949千円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>3,636千円</td></tr> <tr><td>関係会社短期貸付金</td><td>850,000千円</td></tr> <tr><td>預り金</td><td>898千円</td></tr> <tr><td>未払手数料</td><td>16,782千円</td></tr> <tr><td>未払費用</td><td>10,849千円</td></tr> <tr><td>その他未払金</td><td>352,967千円</td></tr> </table> その他未払金は連結法人税額のうち、当社の個別帰属額であり、連結納税親会社へ支出すべき金額であります。	未収運用受託報酬	11,412千円	未収投資助言報酬	949千円	その他	3,636千円	関係会社短期貸付金	850,000千円	預り金	898千円	未払手数料	16,782千円	未払費用	10,849千円	その他未払金	352,967千円
未収委託者報酬	45,346千円																																		
未収運用受託報酬	33,616千円																																		
未収投資助言報酬	11,812千円																																		
その他	3,636千円																																		
関係会社長期貸付金	850,000千円																																		
預り金	898千円																																		
未払手数料	7,579千円																																		
その他未払金	5,254千円																																		
未払費用	11,248千円																																		
未収運用受託報酬	11,412千円																																		
未収投資助言報酬	949千円																																		
その他	3,636千円																																		
関係会社短期貸付金	850,000千円																																		
預り金	898千円																																		
未払手数料	16,782千円																																		
未払費用	10,849千円																																		
その他未払金	352,967千円																																		
*2. 有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。 <table> <tr><td>建物</td><td>66,636千円</td></tr> <tr><td>器具備品</td><td>57,790千円</td></tr> </table>	建物	66,636千円	器具備品	57,790千円	*2. 有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。 <table> <tr><td>建物</td><td>75,375千円</td></tr> <tr><td>器具備品</td><td>71,847千円</td></tr> </table>	建物	75,375千円	器具備品	71,847千円																										
建物	66,636千円																																		
器具備品	57,790千円																																		
建物	75,375千円																																		
器具備品	71,847千円																																		
3. 金融機関に25,000千円の支払保証を委託しており、保証が実行された場合には、当社に同額の求償債務が生じることになります。	――																																		

（損益計算書関係）

第28期 （自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31 日）	第29期 （自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31 日）								
*1. 各科目に含まれている関係会社に対するものは、以下のとおりであります。 <table> <tr><td>受取利息</td><td>14,758千円</td></tr> </table>	受取利息	14,758千円	*1. 各科目に含まれている関係会社に対するものは、以下のとおりであります。 <table> <tr><td>受取利息</td><td>14,758千円</td></tr> <tr><td>受取配当金</td><td>1,001,079千円</td></tr> <tr><td>法人税、住民税及び事業税</td><td>360,805千円</td></tr> </table> 法人税、住民税及び事業税は、連結法人税額のうち、当社の個別帰属額であり、連結納税親会社へ支出すべき金額であります。	受取利息	14,758千円	受取配当金	1,001,079千円	法人税、住民税及び事業税	360,805千円
受取利息	14,758千円								
受取利息	14,758千円								
受取配当金	1,001,079千円								
法人税、住民税及び事業税	360,805千円								
*2. 特別利益に含まれる集団訴訟和解金 集団訴訟和解金は、すでに償還済みのSGY外国株式マザーファンドで投資しておりました企業に関する集団訴訟が和解し、当該和解金を受領したものであります。	*2. 特別利益に含まれる集団訴訟和解金 集団訴訟和解金は、すでに償還済みの複数のファンドで投資しておりました企業に関する集団訴訟が和解し、当該和解金を受領したものであります。								
	*3. 特別損失に含まれる関係会社株式評価損								

	関係会社株式評価損は、当社の100%子会社であるデラウェア社について実質価額まで減損処理したものであります。															
	*4 特別損失に含まれる減損損失 当事業年度において、当社は以下の資産について減損損失を計上いたしました。 <table><tr><th>場所</th><th>用途</th><th>種類</th></tr><tr><td rowspan="2">本社</td><td rowspan="2">処分予定資産</td><td>器具備品（絵画）</td></tr><tr><td>建 物</td></tr></table> 当社は、資産運用会社であり、基本的に全資産が一体となってキャッシュフローを生み出す単位として取り扱っております。 今般、クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社との合併のために本社を移転することとなり、当初の予定より早期に資産を除却又は売却することが予定され、当該将来の使用が見込まれないものについては処分予定資産としてグルーピングを行っております。 器具備品（絵画）は従来より、会議室、エントランスホール等に装飾用として展示されておりましたが、将来において予定される移転に伴い展示場所の確保が困難となったため、売却を検討しております。その一環として鑑定業者4社に鑑定を依頼し、その結果、上記絵画の時価が著しく下落していることが判明したため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上いたしました。当該回収可能価額は正味売却価額により測定しており、上記器具備品（絵画）については4社の鑑定評価額のうち最も低い評価額により評価しております。 建物については、処分予定時における残存帳簿価額の金額を期末帳簿価額から直接減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上いたしました。 <table><tr><th colspan="2">（減損損失の金額）</th></tr><tr><td>建物</td><td>86,802千円</td></tr><tr><td>器具備品（絵画）</td><td>68,399千円</td></tr><tr><td>合計</td><td>155,202千円</td></tr></table>	場所	用途	種類	本社	処分予定資産	器具備品（絵画）	建 物	（減損損失の金額）		建物	86,802千円	器具備品（絵画）	68,399千円	合計	155,202千円
場所	用途	種類														
本社	処分予定資産	器具備品（絵画）														
		建 物														
（減損損失の金額）																
建物	86,802千円															
器具備品（絵画）	68,399千円															
合計	155,202千円															

（株主資本等変動計算書関係）

第28期 （自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）
1．発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末 (千株)	増加 (千株)	減少 (千株)	当事業年度末 (千株)
普通株式	2,400	-	-	2,400

第29期

(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末 (千株)	増加 (千株)	減少 (千株)	当事業年度末 (千株)
普通株式	2,400	-	-	2,400

2. 配当に関する事項

基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

平成22年6月30日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案する予定であります。

配当金の総額 480百万円

1株当たり配当額 200円

基準日 平成22年3月31日

効力発生日 平成22年7月1日

なお配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

(リース取引関係)

第28期 (自 平成20年4月 1 日 至 平成21年3月31 日)	第29期 (自 平成21年4月 1 日 至 平成22年3月31 日)
ファイナンス・リース取引 所有権移転外ファイナンス・リース取引 (1) リース資産の内容 有形固定資産 器具備品 (2) リース資産の減価償却方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額 法によっております。	ファイナンス・リース取引 所有権移転外ファイナンス・リース取引 (1) リース資産の内容 有形固定資産 同 左 (2) リース資産の減価償却方法 同 左

(金融商品に関する注記)

第29期

(自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については、短期的な預金・有価証券等に限定しております。資金の調達については、銀行等金融機関から借入はありません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

未収委託者報酬及び未収運用受託報酬並びに関係会社短期貸付金は、相手先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、相手先ごとの残高管理を行うとともに、延滞債権が発生した場合には管理部門役職者が顧客と直接交渉する体制としております。有価証券及び投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、運用先の信用リスクを極小化することを優先するため、主に国債もしくはこれに準ずるものに限定し、定期的に時価を把握し市場価格変動に留意しております。

未払手数料は、支払期日に支払いを実行できなくなる流動性リスクに晒されておりますが、手許流動性を維持することにより管理しております。

また当社は親会社であるSGAMノースパシフィック株式会社に対し貸付を行っており、信用リスクについては同社の財務状況等を定期的に把握し、管理しております。

2 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注2）参照）。

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額（*）	時価（*）	差額
（1）現金・預金	3,573,505	3,573,505	-
（2）関係会社短期貸付金	850,000	850,000	-
（3）未収委託者報酬	806,446	806,446	-
（4）未収運用受託報酬	739,788	739,788	-
（5）有価証券及び投資有価証券	1,617,348	1,617,348	-
（6）未払手数料	(445,389)	(445,389)	-

（*）負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（注1） 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

（1）現金・預金、（2）関係会社短期貸付金、（3）未収委託者報酬、（4）未収運用受託報酬、並びに（6）未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（5）有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、国債及び投資信託受益証券は、証券会社等からの時価情報によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記に記載しております。

（注2） 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区 分	貸借対照表額（千円）
関係会社株式	162,693千円

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。

（注3） 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金・預金	3,573,505	-	-	-
関係会社短期貸付金	850,000	-	-	-
未収委託者報酬	806,446	-	-	-
未収運用受託報酬	739,788	-	-	-
有価証券及び投資有価証券 その他の有価証券のうち 満期のあるもの（国債）	300,000	300,000	-	-
合計	6,269,739	300,000	-	-

（追加情報）

当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日改正）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日）を適用しております。

（有価証券関係）

第28期
 （自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

1. その他有価証券で時価のあるもの

	種類	取得原価 （千円）	貸借対照表計 上額（千円）	差額（千円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	（1）株式	-	-	-
	（2）債券	611,835	614,400	2,565
	（3）その他	-	-	-
	小計	611,835	614,400	2,565
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	（1）株式	-	-	-
	（2）債券	305,730	304,050	1,680
	（3）その他	6,000	3,832	2,168
	小計	311,730	307,882	3,848
合計		923,565	922,282	1,283

2. 当事業年度中に売却したその他有価証券

	売却額（千円）	売却益の合計額 （千円）	売却損の合計額 （千円）
国債	300,000	-	4,839
投資信託	1,100	14	-

3. 時価評価されていない主な有価証券の貸借対照表計上額

	貸借対照表計上額 (千円)
(1)子会社株式 子会社株式	168,117
(2)その他有価証券 非上場株式	30

4. その他有価証券のうち満期があるものの今後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年 以内(千円)	10年超 (千円)
1. 債券				
(1) 国債・地方債等	304,050	614,400	-	-
(2) 社債	-	-	-	-
(3) その他	-	-	-	-
2. その他	-	-	-	-
合計	304,050	614,400	-	-

第29期

(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

1. 子会社株式

子会社株式（貸借対照表計上額162,693千円）は市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

2. その他有価証券

	種類	取得原価 (千円)	貸借対照表計 上額(千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	305,685	308,040	2,355
	(3) その他	-	-	-
	小計	305,685	308,040	2,355
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	306,150	303,990	2,160
	(3) その他(注)	1,006,825	1,005,318	1,508
	小計	1,312,975	1,309,308	3,668
合計		1,618,660	1,617,348	1,313

(注)投資信託受益証券であります。

3. 当事業年度中に売却したその他有価証券

	売却額(千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
株 式	404	374	-
国 債	300,000	-	5,730
投資信託	96,794	2,794	-

4. 減損処理を行った有価証券

当事業年度において、子会社株式について、5,424千円の減損処理を行なっております。

（デリバティブ取引関係）

第28期
（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

第29期
（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

[次へ](#)

（関連当事者情報）

第28期（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）

1．関連当事者との取引

（追加情報）

当事業年度より、「関連当事者の開示に関する会計基準」（企業会計基準第11号 平成18年10月17日）及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第13号 平成18年10月17日）を適用しております。

なお、これによる開示対象範囲の変更はありません。

（1）当社の親会社及び法人主要株主等

種 類	会 社 等 の 名 称	所在地	資本金 又 は 出資金	事業の 内 容 又 は 職 業	議決権等 の所有 （被所有） 割 合	関連当事者との関係	取引の内容	取引 金額 （千円）	科 目	期末 残高 （千円）
親会社	ソシエテ ジェネラル アセットマネジメント	フランス パリ市	323百万 ユーロ	投 資 顧問業	（被所有） 間接100%	事業の統括及び管理 役員の兼任	運用受託報酬 *1	74,054	未収運用 受託報酬	21,642
							投資助言報酬 *1	120,419	未収投資 助言報酬	9,131
親会社	SGAM ノースパシフィック 株式会社	東京都 中央区	3,150 百万円	有価証券の 保有	（被所有） 直接100%	持株会社 役員の兼任	資金の貸付	-	長期貸付 金	850,000
							利息の受取 *2	14,758	未収利息	3,636

（注）

- 1．ソシエテ ジェネラル アセットマネジメントは、SGAM ノースパシフィック株式会社の議決権を99.2%直接所有しております。
- 2．取引条件及び取引条件の決定方針等
*1 運用受託報酬及び投資助言報酬については、当該各契約に基いて決定しております。
*2 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定し、返済条件は一括返済としております。なお担保は受け入れておりません。
- 3．上記金額には消費税等は含まれておりません。

（2）当社と同一の親会社を持つ会社

種 類	会 社 等 の 名 称	所在地	資本金 又 は 出資金	事業の 内 容 又 は 職 業	議決権等 の所有 （被所有） 割 合	関連当事者との関係	取引の内容	取引 金額 （千円）	科 目	期末 残高 （千円）
同一の 親会社 を持つ 会社	ソシエテジェネラルアセット マネジメント オルタナ ティブ インベストメント	フランス パリ市	82,035 千ユーロ	投 資 顧問業	なし	運用再委託	支払投信手数料 *1	14,415	未払手数料	10,284
						運用再委託	支払投資顧問料 *1	53,448	未払投資 顧問料	993
						業務補助	経費の立替 *2	23,799	立替金	-
同一の 親会社 を持つ 会社	ソシエテ ジェネラル バン ク アンド トラスト ルク センブルグ	ルクセンブ ルグ ルクセンブ ルグ市	1,179 百万ユー ロ	銀行業	なし	運用再委託	運用受託報酬 *1	71,659	未収運用 受託報酬	344
同一の 親会社 を持つ 会社	ソシエテ ジェネラル ア セット マネジメント ルク センブルグ	ルクセンブ ルグ ルクセンブ ルグ市	5,000 千ユーロ	投 資 顧問業	なし	運用再委託	運用受託報酬 *1	44,531	未収運用 受託報酬	7,315

（注）

- ソシエテジェネラルアセットマネジメント オルタナティブ インベストメント及びソシエテジェネラルアセットマネジメント ルクセンブルグは、ソシエテジェネラルアセットマネジメントの子会社であり、ソシエテジェネラル バンク アンド トラスト ルクセンブルグはソシエテジェネラル（ソシエテジェネラルアセットマネジメントの親会社）の子会社です。
- 取引条件及び取引条件の決定方針等
 - 運用受託報酬、支払投資顧問料及び支払投信手数料については、当該各契約に基いて決定しております。
 - 経費の立替は、契約に基づいて当社が当該同一の親会社を持つ会社のために行っている支払であり、人件費及び経費の実額であります。
- 上記金額には消費税等は含まれておりません。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

ソシエテジェネラルアセットマネジメント（非上場）

S G A M ノースパシフィック株式会社（非上場）

第29期（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）

1. 関連当事者との取引

（1）当社の親会社及び法人主要株主等

種 類	会 社 等 の 名 称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内 容 又は 職 業	議決権等 の所有 （被所有） 割 合	関 係 内 容		取引の内容	取引 金額 （千円）	科 目	期末 残高 （千円）
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
親会社	SGAM ノースパシフィック 株式会社	東京都 中央区	3,150 百万円	有価証券の 保有	（被所有） 直接100%	兼任 1人	持株会社	資金の貸付 *1	-	関係会社 短期貸付 金	850,000
								利息の受取 *1	14,748	未収収益	3,636
								連結法人税の 支払	360,805	その他 未払金	352,967

（注）

1. 親会社の異動

前事業年度末において当社の親会社であったソシエテジェネラルアセットマネジメント エス アーは、同社が所有しておりました S G A M ノースパシフィック株式会社の株式を、平成21年12月31日付で、すべてアムンディ エス アーに譲渡いたしました。したがって、同日以降アムンディ エス アーが当社の親会社となりました。また、前事業年度末において当社の親会社であったソシエテジェネラルアセットマネジメント エス アーは、平成21年12月31日に資産運用に関するすべての業務を、当社の兄弟会社であるソシエテジェネラルジェスチョン エス アーに移管しております。したがって、前事業年度において「1. 当社の親会社及び法人主要株主等」で開示をしていたソシエテジェネラルアセットマネジメント エス アーとの取引は、当事業年度においては「2. 当社と同一の親会社を持つ会社」のソシエテジェネラルジェスチョン エス アーとの取引において注記開示しております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

*1 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定し、返済条件は、返済期日平成22年7月2日の一括返済としております。なお担保は受け入れておりません。

3. 上記金額には消費税等は含まれておりません。

（2）当社と同一の親会社を持つ会社

種 類	会 社 等 の 名 称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内 容 又は 職 業	議決権等 の所有 （被所有） 割 合	関 係 内 容		取引の内容	取引 金額 （千円）	科 目	期末 残高 （千円）
						役員の 兼任等	事業上 の関係				

親会社 の子会 社	ソシエテジェネラル ジェスチョン エス アー	フランス パリ市	567,034 千ユーロ	投 資 顧問業	なし	なし	運用再委託	運用受託報酬 *1	58,933	未収運用 受託報酬	23,615
							運用助言	投資助言報酬 *1	54,503	未収投資 助言報酬	40,873
							運用再委託	委託者報酬 *1	198,158	未収委託 者報酬	136,620
親会社 の子会 社	ソシエテ ジェネラル アセッ ト マネジメント ルクセンブ ルグ エス アー	ルクセンブ ルグ ルクセンブ ルグ市	5,000 千ユーロ	投 資 顧問業	なし	なし	運用再委託	運用受託報酬 *1	39,155	未収運用 受託報酬	2,190

(注)

- ソシエテジェネラルジェスチョン エス アー及びソシエテジェネラルアセットマネジメント ルクセンブルグ エス アーは、平成21年12月31日以降、当社の親会社でありますアムンディ エス アーの子会社であります。また、前事業年度末において当社の親会社であったソシエテジェネラルアセットマネジメント エス アーは、平成21年12月31日に資産運用に関するすべての業務をソシエテジェネラルジェスチョン エス アーに移管しております。したがって、上表のソシエテジェネラルジェスチョン エス アーとの取引は、平成21年4月1日から平成21年12月31日の親会社としてのソシエテジェネラルアセットマネジメント エス アーとの取引（運用受託報酬52,146千円、投資助言報酬41,035千円、委託者報酬 157,636千円）を含めて開示しております。
- 取引条件及び取引条件の決定方針等
*1 運用受託報酬、投資助言報酬、及び委託者報酬については、当該各契約に基いて決定しております。
- 上記金額には消費税等は含まれておりません。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

S G A M ノースパシフィック株式会社（非上場）

アムンディ エス アー（非上場）

（税効果会計関係）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第28期 (平成21年3月31日現在)	第29期 (平成22年3月31日現在)
	千円	千円
繰延税金資産		
子会社株式に係る株式配当認定益	17,208	17,208
賞与引当金等損金算入限度超過額	53,885	40,333
貸倒引当金損金算入限度超過額	5,145	3,255
未払事業税等否認額	11,623	55,885
ゴルフ会員権評価損否認額	7,430	8,927
その他有価証券評価差額金	522	485
統合関連費用引当金繰入否認額	-	149,739
関係会社株式に係る評価損否認額	-	2,207
固定資産減損損失否認額	-	63,152
未払費用否認額	-	16,228
繰延税金資産小計	95,812	357,420
評価性引当額	29,556	357,420
繰延税金資産合計	66,257	-
繰延税金負債		
事業税還付未収金	17,257	-
繰延税金資産の純額	49,000	-

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	第28期 (平成21年3月31日現在)	第29期 (平成22年3月31日現在)
法定実効税率	40.69%	40.69%
(調 整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	8.02%	8.46%
住民税均等割	0.83%	0.28%
評価性引当額	7.95%	40.36%
過年度法人税等還付額	19.11%	-
過年度法人税等追徴額	0.84%	-
過年度法人税等	-	0.54%
税額控除額	1.41%	12.95%
その他	0.55%	0.08%

税効果会計適用後の法人税等の負担率

21.36%

77.30%

（退職給付関係）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、平成14年10月1日より、確定拠出型年金制度を採用しております。

2. 退職給付費用の額

（単位：千円）

	第28期 （平成21年3月31日現在）	第29期 （平成22年3月31日現在）
退職給付費用*1	1,333	20,900
その他 *2	44,588	50,386
合計	45,921	71,285

*1退職給付費用は、退職金支払額であります。

*2 その他は、確定拠出型年金への掛金支払額であります。

（1株当たり情報）

第28期 （自 平成20年4月 1 日 至 平成21年3月31 日）	第29期 （自 平成21年4月 1 日 至 平成22年3月31 日）
1株当たり純資産額 2,553.60円	1株当たり純資産額 2,630.19円
1株当たり当期純利益金額 90.81円	1株当たり当期純利益金額 76.82円
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。 当期純利益 217,940千円 普通株式に係る当期純利益 217,940千円 期中平均株式数 2,400千株	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。 当期純利益 184,379千円 普通株式に係る当期純利益 184,379千円 期中平均株式数 2,400千株

（重要な後発事象）

第28期 （自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）
該当事項はありません。

第29期 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
(企業結合等関係)
当社は、クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社（以下「CAAMJ」という）と平成22年4月30日に合併契約書を締結し、平成22年5月20日開催の臨時株主総会において同契約書の承認を得ました。
合併の理由： 両社の親会社（最終株主）の統合に伴うもの
合併の概要： 合併する相手先の名称：CAAMJ 合併の方法：当社を存続会社とし、CAAMJは解散する。 合併後の会社の名称：アムンディ・ジャパン株式会社と称する。 合併に際して発行する株式：本合併は、無対価とし、当社は、合併に際して株式を発行しない。 資本金及び準備金等：本合併は、無対価であるため、合併により当社の資本金、資本準備金は増加せず、資本金・資本準備金以外の株主資本については会社計算規則に従う。 効力発生日：合併の効力発生日は、平成22年7月1日とする。 財産の引継ぎ：CAAMJは、平成22年3月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算書を基礎とし、これに合併の効力発生日前日までの増減を加除した一切の財産、負債及び権利義務を合併の効力発生日において当社に引継ぐ。 合併交付金：当社は、合併の効力発生日現在のCAAMJの株主名簿に記載された株主に対して、合併交付金は支払わない。

[次へ](#)

（参考情報）

クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社の経理状況

1. 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、第24期事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）については、改正前の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、改正前の「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に従って作成しております。

また、第25期事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）については、改正後の「財務諸表等規則」並びに同規則第2条により、改正後の「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第24期事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）及び第25期事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

(1)貸借対照表

		(単位：千円)	
		第24期	第25期
		(平成21年3月31日)	(平成22年3月31日)
資産の部			
流動資産			
現金・預金	626,501	1,391,318	
前払費用	661,779	539,396	
未収入金	17,590	19,701	
未収委託者報酬	390,561	694,263	
未収収益	*1 74,644	*1 66,270	
繰延税金資産	372,728	555,962	
立替金	29,494	28,307	
未収還付法人税等	132,022	945	
未収消費税等	45,403	-	
その他	99	132	
流動資産合計	2,350,826	3,296,298	
固定資産			
有形固定資産			
建物付属設備（純額）	*2 73,647	*2 59,837	
器具備品（純額）	*2 94,832	*2 72,213	
リース資産（純額）	*2 4,732	*2 3,753	
有形固定資産合計	173,212	135,804	
無形固定資産			
ソフトウェア	9,871	6,102	
電話加入権	584	584	
無形固定資産合計	10,455	6,687	
投資その他の資産			
投資有価証券	19,036	11,041	
長期差入保証金	248,007	181,948	
長期前払費用	2,142	1,190	
関係会社株式	10,000	-	
繰延税金資産	586,032	-	
投資その他の資産合計	865,218	194,179	
固定資産合計	1,048,887	336,670	
資産合計	3,399,713	3,632,969	
負債の部			
流動負債			
リース債務	979	979	
預り金	23,335	78,111	
未払金	244,327	426,947	
未払手数料	196,354	355,815	
その他未払金	47,972	71,131	

未払費用	214,655	272,678
未払法人税等	14,049	5,381
未払消費税等	-	25,477
前受収益	2,482,840	1,986,670
賞与引当金	31,450	44,412
役員賞与引当金	5,550	7,837
流動負債合計	3,017,187	2,848,496
固定負債		
リース債務	3,753	2,774
退職給付引当金	38,734	35,184
固定負債合計	42,488	37,958
負債合計	3,059,675	2,886,455
純資産の部		
株主資本		
資本金	300,000	300,000
資本剰余金		
資本準備金	395,012	1,042,566
資本剰余金合計	395,012	1,042,566
利益剰余金		
その他利益剰余金	352,446	596,551
繰越利益剰余金	352,446	596,551
利益剰余金合計	352,446	596,551
株主資本合計	342,566	746,015
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	2,528	498
評価・換算差額等合計	2,528	498
純資産合計	340,037	746,514
負債純資産合計	3,399,713	3,632,969

(2)損益計算書

	(単位：千円)	
	第24期 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)	第25期 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	5,212,553	5,501,658
運用受託報酬	39,280	66,020
その他営業収益	322,292	239,738
営業収益合計	5,574,127	5,807,418
営業費用		
支払手数料	2,898,032	2,828,590
広告宣伝費	207,568	108,874
調査費	459,384	545,353
調査費	56,841	43,374
委託調査費	402,543	501,978
委託計算費	67,429	65,377
営業雑経費	526,385	397,290
通信費	291,586	190,936
保険料	5,458	4,334
印刷費	222,420	194,683
諸会費	6,919	7,335
営業費用合計	4,158,801	3,945,486
一般管理費		
給料	1,275,547	1,359,464
役員報酬	162,190	168,429
給料・手当	971,558	977,109
役員賞与	41,389	34,454
賞与	100,408	179,471
福利厚生費	191,728	182,419
退職給付費用	75,106	70,457
交際費	9,914	5,662
旅費交通費	39,269	33,323
不動産賃借料	215,350	214,021
修繕費	12,617	28,892
固定資産減価償却費	37,874	54,040
消耗器具備品費	49,031	18,892
専門家報酬	32,554	22,327
諸経費	52,741	49,844
一般管理費合計	1,991,735	2,039,345
営業損失（ ）	576,409	177,413
営業外収益		
受取利息	*1 1,700	9

雑収入	4,937	11,807
営業外収益合計	6,637	11,816
営業外費用		
為替差損	3,362	2,029
投資有価証券売却損	8,152	1,474
営業外費用合計	11,514	3,503
経常損失（ ）	581,286	169,099
特別損失		
固定資産除却損	1,062	1,090
前期損益修正	-	*1 24,134
違約金損失	*2 27,867	-
特別損失合計	28,929	25,224
税引前当期純損失（ ）	610,215	194,324
法人税、住民税及び事業税	272	2,291
法人税等追徴税額	12,092	-
法人税等調整額	176,809	399,935
法人税等合計	189,174	402,227
当期純損失（ ）	799,390	596,551

(3)株主資本等変動計算書

（単位：千円）

	第24期 （自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日）	第25期 （自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日）
株主資本		
資本金		
前期末残高	300,000	300,000
当期変動額		
新株の発行	-	500,000
資本金から準備金への振替	-	500,000
当期変動額合計	-	-
当期末残高	300,000	300,000
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	395,012	395,012
当期変動額		
新株の発行	-	500,000
資本金から準備金への振替	-	500,000
準備金から剰余金への振替	-	352,446
当期変動額合計	-	647,553
当期末残高	395,012	1,042,566
その他資本剰余金		
前期末残高	-	-
当期変動額		
準備金から剰余金への振替	-	352,446
欠損填補	-	352,446
当期変動額合計	-	-
当期末残高	-	-
資本剰余金合計		
前期末残高	395,012	395,012
当期変動額		
新株の発行	-	500,000
資本金から準備金への振替	-	500,000
準備金から剰余金への振替	-	-
欠損填補	-	352,446
当期変動額合計	-	647,553
当期末残高	395,012	1,042,566
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
前期末残高	446,944	352,446
当期変動額		

欠損填補	-	352,446
当期純損失（ ）	799,390	596,551
当期変動額合計	799,390	244,105
当期末残高	352,446	596,551
利益剰余金合計		
前期末残高	446,944	352,446
当期変動額		
欠損填補	-	352,446
当期純損失（ ）	799,390	596,551
当期変動額合計	799,390	244,105
当期末残高	352,446	596,551
株主資本合計		
前期末残高	1,141,957	342,566
当期変動額		
新株の発行	-	1,000,000
資本金から準備金への振替	-	-
準備金から剰余金への振替	-	-
欠損填補	-	-
当期純損失（ ）	799,390	596,551
当期変動額合計	799,390	403,448
当期末残高	342,566	746,015
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	3,675	2,528
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額 （純額）	1,146	3,027
当期変動額合計	1,146	3,027
当期末残高	2,528	498
評価・換算差額等合計		
前期末残高	3,675	2,528
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額 （純額）	1,146	3,027
当期変動額合計	1,146	3,027
当期末残高	2,528	498
純資産合計		
前期末残高	1,138,281	340,037
当期変動額		
新株の発行	-	1,000,000
資本金から準備金への振替	-	-
準備金から剰余金への振替	-	-
欠損填補	-	-

当期純損失（ ）	799,390	596,551
株主資本以外の項目の当期変動額 （純額）	1,146	3,027
当期変動額合計	798,243	406,476
当期末残高	340,037	746,514

重要な会計方針

項目	第24期 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)	第25期 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 子会社株式 移動平均法による原価法 (2) その他有価証券 時価のあるもの 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）	(1) その他有価証券 時価のあるもの 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 見積耐用年数に基づく定額法により償却しております。 (2) 無形固定資産（リース資産を除く） 見積耐用年数に基づく定額法により償却しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（3年）に基づいております。 (3) リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法により償却しております。 なお、リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 同左 (2) 無形固定資産（リース資産を除く） 同左 (3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法により償却しております。 なお、リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
------------------------	--	---

3. 引当金の計上基準	(1) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 なお、会計基準変更時差異（7,388千円）については、15年による均等額を費用処理しております。 (2) 賞与引当金 従業員の賞与の支払に備えて賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。 (3) 役員賞与引当金 役員の賞与の支払に備えて賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。	(1) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務（直近の年金財政計算上の責任準備金をもって退職給付債務とする簡便法）及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 なお、会計基準変更時差異（7,388千円）については、15年による均等額を費用処理しております。 (2) 賞与引当金 同左 (3) 役員賞与引当金 同左
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(1) 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	(1) 消費税等の会計処理 同左

会計処理方法の変更

第24期 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)	第25期 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)
(リース取引に関する会計基準) 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当事業年度より「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))が適用されたことに伴い、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。 なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。 これによる営業損失、経常損失及び税引前当期純損失に与える影響額は軽微であります。	-

表示方法の変更

第24期 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)	第25期 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)
前事業年度において「投資顧問料」として表示しておりましたものは、当事業年度から「運用受託報酬」として計上しております。	-

注記事項

（貸借対照表関係）

第24期 (平成21年3月31日)	第25期 (平成22年3月31日)
*1 関係会社に対する資産及び負債 区別掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは以下のとおりであります。 未収収益 53,765千円 *2 有形固定資産の減価償却累計額 建物付属設備 13,594千円 器具備品 38,053千円 リース資産 163千円	*1 関係会社に対する資産及び負債 区別掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは以下のとおりであります。 未収収益 19,874千円 *2 有形固定資産の減価償却累計額 建物付属設備 31,104千円 器具備品 67,876千円 リース資産 1,142千円

(損益計算書関係)

第24期 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)	第25期 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)
* 1 関係会社との取引 営業外収益 受取利息 1,671千円 * 2 違約金損失27,867千円は、貸室申込書の撤回にかかる違約金です。	* 1 前期損益修正24,134千円は、グループ会社の決算調整により発生した過年度の通信費です。

（株主資本等変動計算書関係）

第24期（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）

1．発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末 株式数 （株）	当事業年度 増加株式数 （株）	当事業年度 減少株式数 （株）	当事業年度末 株式数 （株）
発行済株式				
普通株式	23,200	-	-	23,200
合計	23,200	-	-	23,200

2．配当に関する事項

(1) 配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （千円）	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成19年6月28日 定時株主総会	普通株式	445,370	19,197円02銭	平成19年 3月31日	平成19年 6月29日

前期において未払となっていた配当金を支払ったものであります。

(2) 株主が受取の権利を放棄した配当金

当社の100%株主であるクレディ・アグリコル アセットマネジメント・エス・エーは、平成20年6月26日開催の定時株主総会において決議された剰余金の配当313,000千円の受取の権利を平成21年1月5日に放棄いたしました。なお、配当金の支払いがなかったことから、株主資本等変動計算書上は、配当金の支払いと放棄による戻し入れを相殺処理しております。

(3) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの
該当事項はありません。

第25期（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）

1．発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末 株式数 （株）	当事業年度 増加株式数 （株）	当事業年度 減少株式数 （株）	当事業年度末 株式数 （株）
発行済株式				
普通株式(注)	23,200	20,000	-	43,200
合計	23,200	20,000	-	43,200

（注）普通株式の発行済株式総数の増加20,000株は、平成21年6月30日の株主割当による新株の発行による増加であります。

2．配当に関する事項

該当事項はありません。

（リース取引関係）

第24期	第25期
（自 平成20年4月 1日	（自 平成21年4月 1日
至 平成21年3月31日）	至 平成22年3月31日）

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

有形固定資産

主として、投資顧問事業における事務用機器（器具備品）であります。

(2) リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「2.固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は以下のとおりであります。

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額 相当額	減価償却 累計額 相当額	期末残高 相当額
器具備品	千円 6,888	千円 1,836	千円 5,051

(注) 取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

(2) 未経過リース料期末残高相当額

1年内 1,377千円

1年超 3,673千円

合計	5,051千円
----	---------

(注) 未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

同左

(2) リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「2.固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は以下のとおりであります。

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額 相当額	減価償却 累計額 相当額	期末残高 相当額
器具備品	千円 6,888	千円 3,214	千円 3,673

(注) 取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

(2) 未経過リース料期末残高相当額

1年内 1,377千円

1年超 2,296千円

合計	3,673千円
----	---------

(注) 未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

(3) 支払リース料及び減価償却費相当額 支払リース料 1,377千円 減価償却相当額 1,377千円 (4) 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額 を零とする定額法によっております。	(3) 支払リース料及び減価償却費相当額 支払リース料 1,377千円 減価償却相当額 1,377千円 (4) 減価償却費相当額の算定方法 同左
---	--

[次へ](#)

（金融商品関係）

第25期（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）

（追加情報）

当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日）を適用しております。

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社では、投資一任契約及び投資信託委託業務に係る投資運用業、投資顧問業、他の事業者の投資顧問契約及び投資一任契約の締結の代理又は媒介、自社の設定した投資信託受益権の募集、私募等にかかる第二種金融商品取引業、関係会社の行う投資助言業・投資運用業等の委託代行業務、有価証券に関連する情報の提供又は助言などを行っております。

これらの事業運営上で必要な資金は主に自己資金によって行っており、資金運用につきましては、短期的な預金によるものであります。

デリバティブ取引につきましては、行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社が保有する投資有価証券は、事業推進目的で保有しております。これらはそれぞれ金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されております。

未収委託者報酬、未収収益の回収までの期間はおおむね短期であり、これらのリスクは非常に低いものであります。長期差入保証金は、オフィスなどの賃貸借契約に基づく敷金であり、貸主の信用リスクに晒されております。

未払金、未払費用は、そのほとんどが1年以内の支払期日です。これらは、支払期日にその支払を実行できなくなる流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社は、事業活動において存在するリスクを適格に把握し、リスク管理を適切に実行すべく、リスク管理基本規定を設けております。有価証券を含む投資商品の売買については、シードマネーガイドライン及びリスク管理基本規定に基づき決定され、担当部署において管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金・預金	1,391,318	1,391,318	-
(2) 未収委託者報酬	694,263	694,263	-
(3) 未収収益	66,270	66,270	-

(4) 投資有価証券	11,041	11,041	-
(5) 長期差入保証金	181,948	122,223	59,724
資産計	2,344,841	2,285,117	59,724
(1) 未払金	426,947	426,947	-
(2) 未払費用	272,678	272,678	-
負債計	699,626	699,626	-

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1) 現金・預金

これらの時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 未収委託者報酬、及び(3)未収収益

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

これらの時価について、投資信託は基準価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項（有価証券関係）をご参照下さい。

(5) 長期差入保証金

長期差入保証金の時価は、合理的に見積もった返還までの残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負債

(1) 未払金、及び(2)未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内（単位：千円）	1年超（単位：千円）
現金・預金	1,391,318	-
未収委託者報酬	694,263	-
未収収益	66,270	-
合計	2,151,852	-

（有価証券関係）

第24期

1. その他有価証券で時価のあるもの（平成21年3月31日）

	種類	取得原価 (千円)	貸借対照表 計上額 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	その他	23,300	19,036	4,263
合 計		23,300	19,036	4,263

（注）有価証券は期末時の市場価格に基づく時価法により計上しており、満期はありません。

2. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）

売却額（千円）	売却益の合計額（千円）	売却損の合計額（千円）
198,047	1,287	9,440

第25期

1. その他有価証券（平成22年3月31日）

	種類	貸借対照表 計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	その他	8,725	7,100	1,625
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	その他	2,315	3,100	784
合 計		11,041	10,200	841

2. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）

売却額（千円）	売却益の合計額（千円）	売却損の合計額（千円）
29,911	10	1,485

（デリバティブ取引関係）

第24期（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）

当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

第25期（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）

当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

（退職給付関係）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は平成3年11月より確定給付型の制度として税制適格年金を採用しておりましたが、平成18年1月に規約型企業年金に移行し、一部について確定拠出年金制度へ移行しました。

2. 退職給付債務及びその内訳

	第24期 (平成21年3月31日)	第25期 (平成22年3月31日)
(1) 退職給付債務(千円)	88,423	122,543
(2) 年金資産(千円)	46,732	84,895
(3) 未積立退職給付債務(1)+(2)(千円)	41,690	37,647
(4) 会計基準変更時差異の未処理額(千円)	2,955	2,462
(5) 貸借対照表計上額純額(3)+(4)(千円)	38,734	35,184
(6) 前払年金費用(千円)	-	-
(7) 退職給付引当金(5)+(6)(千円)	38,734	35,184

3. 退職給付費用の内訳

	第24期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	第25期 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
退職給付費用	75,106	70,457
(1) 勤務費用(千円)(注)	62,024	69,965
(2) 会計基準変更時差異の費用処理額(千円)	492	492
(3) 臨時に支払った割増退職金(千円)	12,590	0

(注) 確定拠出年金への掛金支払額を含んでおります。

4. 退職給付債務の計算基礎

退職給付の重要性が乏しいことから、退職給付に係る会計基準（「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会 平成10年6月16日））に定める簡便法による退職給付債務を用いて退職給付引当金及び退職給付費用を計上しているため、該当ありません。

（税効果会計関係）

第24期 （平成21年3月31日）	第25期 （平成22年3月31日）																												
1. 繰延税金資産発生的主要原因別内訳 <table> <tr> <td>繰延税金資産</td><td>（千円）</td></tr> <tr> <td>前受収益</td><td>1,010,267</td></tr> <tr> <td>繰越欠損金</td><td>173,408</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>64,458</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td><td>1,248,135</td></tr> <tr> <td>評価性引当額</td><td>289,373</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td><td>958,761</td></tr> </table> 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳 税引前当期純損失のため、記載を省略しております。	繰延税金資産	（千円）	前受収益	1,010,267	繰越欠損金	173,408	その他	64,458	繰延税金資産小計	1,248,135	評価性引当額	289,373	繰延税金資産合計	958,761	1. 繰延税金資産発生的主要原因別内訳 <table> <tr> <td>繰延税金資産</td><td>（千円）</td></tr> <tr> <td>前受収益</td><td>808,376</td></tr> <tr> <td>繰越欠損金</td><td>440,631</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>57,402</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td><td>1,306,410</td></tr> <tr> <td>評価性引当額</td><td>750,447</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td><td>555,962</td></tr> </table> 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳 税引前当期純損失のため、記載を省略しております。	繰延税金資産	（千円）	前受収益	808,376	繰越欠損金	440,631	その他	57,402	繰延税金資産小計	1,306,410	評価性引当額	750,447	繰延税金資産合計	555,962
繰延税金資産	（千円）																												
前受収益	1,010,267																												
繰越欠損金	173,408																												
その他	64,458																												
繰延税金資産小計	1,248,135																												
評価性引当額	289,373																												
繰延税金資産合計	958,761																												
繰延税金資産	（千円）																												
前受収益	808,376																												
繰越欠損金	440,631																												
その他	57,402																												
繰延税金資産小計	1,306,410																												
評価性引当額	750,447																												
繰延税金資産合計	555,962																												

（関連当事者情報）

第24期（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）

（追加情報）

当事業年度より、「関連当事者の開示に関する会計基準」（企業会計基準第11号 平成18年10月17日）及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第13号 平成18年10月17日）を適用しております。

なお、これによる開示対象範囲の変更はありません。

1. 関連当事者との取引

（1）財務諸表提出会社の親会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (千ユーロ)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	クレディ・アグリコル セットマネジメント・エー	フランス、パリ市	546,162	投資顧問業	被所有 直接100%	投資信託、投資顧問契約の再委任等 役員の兼任	情報提供、コンサルティング料(その他営業収益)の受取	249,637	未収収益	41,950

（注）取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 情報提供、コンサルティング料の受取については、両社間の契約書に添付された計算方法により決定しております。

（2）財務諸表提出会社の子会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	イースト・アジア・エスアイティエス株式会社	東京都千代田区	10,000	情報機器の保守管理業	所有 直接100%	コンピュータシステム等の運用・保守業務の委託等 役員の兼任	固定資産の譲受	118,233	-	-
							保証金の承継	34,477		
							資金の返済	210,000		
							通信費の支払	120,678		
							利息の受取	1,671		

（注）取引条件及び取引条件の決定方針等

1. イースト・アジア・エスアイティエス株式会社の解散に伴い固定資産の譲受、保証金の承継及び資金の返済を受けております。固定資産の譲受及び保証金の承継については、イースト

- ・アジア・エスアイティエス株式会社の算定した対価に基づき、交渉の上決定しております。
2. 通信費については、両者間の契約書に添付された計算方法により決定しております。

(3) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (千ユーロ)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社の子会社	クレディ・アグリコル・ストラクチャード・アセット・マネジメント・エス・エー	フランス、パリ市	78,077	投資顧問業	-	投資助言契約の再委任等	委託調査費等の支払	844,452	前払費用	640,301
									未払金	537

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

委託調査費等の支払については、ファンドの運用資産の割合に応じた一定の比率により決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

- クレディ・アグリコル エス・エー（ユーロネクスト パリに上場）
- クレディ・アグリコル アセットマネジメント・グループ・エス・エー（非上場）
- クレディ・アグリコル アセットマネジメント・エス・エー（非上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

重要な関連会社はありません。

第25期（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）

1. 関連当事者との取引

（1）財務諸表提出会社の親会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金（千ユーロ）	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社	アムンディ・エス・エー	フランス、パリ市	546,162	投資顧問業	被所有 直接100%	投資信託、投資顧問契約の再委任等 役員の兼任	投資顧問料の受取	51,464	未収収益	19,874

（注）取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 情報提供、コンサルティング料の受取については、両社間の契約書に添付された計算方法により決定しております。
2. クレディ・アグリコル・アセットマネジメント エス・エーは、平成22年1月1日に、アムンディ エス・エーに社名変更となりました。

（2）財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金（千ユーロ）	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社の子会社	アムンディ・インベストメント・ソリューションズ	フランス、パリ市	78,077	投資顧問業	-	投資助言契約の再委任等	委託調査費等の支払	675,794	前払費用	506,300
									未払金	1,115
親会社の子会社	セジェスパアイティサービス	フランス、パリ市	4,064	ITエンジニア業	-	ITサービスの提供	通信費の支払	80,042	未払費用	36,779

（注）取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 委託調査費等の支払については、ファンドの運用資産の割合に応じた一定の比率により決定しております。
2. クレディ・アグリコル・ストラクチャード・アセット・マネジメント・エス・エーは、平成22年1月1日に、アムンディ・インベストメント・ソリューションズに社名変更となりました。
3. 通信費については、両者間の契約書に添付された計算方法により決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

（1）親会社情報

クレディ・アグリコル エス・エー（ユーロネクスト パリに上場）

アムンディ・グループ・エス・エー（非上場）

アムンディ・エス・エー（非上場）

（注）

1. クレディ・アグリコル アセットマネジメント・グループ・エス・エーは、平成22年1月1日に、アムンディ・グループ・エス・エーに社名変更となりました。
2. クレディ・アグリコル アセットマネジメント エス・エーは、平成22年1月1日に、アムンディ・エス・エーに社名変更となりました。

（2）重要な関連会社の要約財務情報

重要な関連会社はありません。

（1株当たり情報）

第24期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)		第25期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	
1株当たり純資産額	14,656円80銭	1株当たり純資産額	17,280円42銭
1株当たり当期純損失	34,456円47銭	1株当たり当期純損失	15,588円78銭
1株当たり当期純損失の算定の基礎		1株当たり当期純損失の算定の基礎	
損益計算書上の当期純損失	799,390千円	損益計算書上の当期純損失	596,551千円
普通株式に係る当期純損失	799,390千円	普通株式に係る当期純損失	596,551千円
差額	-	差額	-
期中平均株式数		期中平均株式数	
普通株式	23,200株	普通株式	38,268株
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式の発行が無いため、記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式の発行が無いため、記載しておりません。	

（重要な後発事象）

第24期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	第25期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
（重要な新株の発行及び資本金の減少）	（重要な株式交換）

当社は、平成21年4月16日開催の取締役会において、株主割当による新株発行を決議しました。

(1)募集等の方法

株主割当による新株の募集。

(2)発行する株式の種類及び数

普通株20千株

(3)発行価格

1株につき50千円

(4)発行価額

1,000,000千円

(5)発行価額のうち資本金へ組入れる額

500,000千円

(6)発行価額のうち資本準備金へ組入れる額

500,000千円

(7)申込期日

平成21年4月30日

(8)払込期日

平成21年6月30日

(9)資金の使途

財務状態の強化。

当社は、SGAM ノースパシフィック株式会社（以下「NP」という）と平成22年4月30日に株式交換契約を締結し、平成22年5月20日開催の取締役会及び同日開催の臨時株主総会において同契約の締結の承認を得ております。

(1)目的

日本におけるアムンディグループの子会社の再編のため、NPを当社の完全親会社とし、当社をNPの完全子会社とする株式交換を行う予定です。

(2)株式交換の方法及び内容

本株式交換に際し、NPIは、新株発行として普通株式7,000株を発行し、当社の株主に対し、当社の発行済み普通株式総数43,200株につきNPの普通株式7,000株を割当交付する予定です。

(3)株式交換の効力発生日

平成22年7月1日

（重要な合併）

当社は、SGAM ノースパシフィック株式会社との間の株式交換契約の成立を停止条件として、ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社と平成22年4月30日に合併契約を締結し、平成22年5月

ただし、当社は、同日開催の取締役会において、資本金の減少を決議しました。先の新株発行により資本金に組入れられた500,000千円についても、平成21年6月30日付けで資本準備金への組入れを行いますので、平成21年6月30日以降の資本金の金額は、増資以前の300,000千円と変更はありません。

- (1) 資本金の減少の目的
資本金の金額を維持するため。
- (2) 資本金の減少の方法
発行済株式総数の変更を行わず、資本金の額のみを減少する。
- (3) 減少する資本金の額
500,000千円
- (4) 減資の日程
取締役会決議日
平成21年4月16日
債権者異議申述公告日
平成21年4月24日
債権者異議申述最終期日
平成21年5月24日
効力発生日
平成21年6月30日

20日開催の取締役会及び同日開催の臨時株主総会において同契約の締結の承認を得ております。

- (1) 合併する相手会社の名称
ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社（以下「SGAM」という）
- (2) 合併する相手会社の主な事業内容
投資顧問に関する業務
証券投資信託の委託会社としての業務
その他上記の業務に付帯する業務
- (3) 合併する相手会社の規模
平成22年3月31日現在
営業収益： 5,022,343千円
当期純利益： 184,379千円
総資産額： 8,185,607千円
総負債額： 1,873,149千円
純資産額： 6,312,459千円
- (4) 合併の効力発生日
平成22年7月1日
- (5) 合併の方法
SGAMを存続会社とし、当社を消滅会社とする吸収合併
- (6) 合併後の会社の名称
アムンディ・ジャパン株式会社
- (7) 財産の引継ぎ
当社は、平成22年3月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算書を基礎とし、これに合併の効力発生日前日までの増減を加除した一切の資産、負債及び権利義務を合併の効力発生日においてSGAMに引継ぐ予定です。
- (8) 目的
平成21年12月31日にクレディ・アグリコルS.A. とソシエテジェネラルの資産運用部門の統合により新会社アムンディグループが発足しました。日本のグループ会社である当社とSGAMは、お客様のニーズに合った優位性のある運用商品及びソリューションと良質のサービスを提供していくため合併することにしました。
- (9) 実施する会計処理の概要
本合併は、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成20年12月26日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日）に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行う予定です。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成21年6月25日

クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 男澤 顕
業務執行社員

指定社員 公認会計士 松木 克史
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているクレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第24期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（ ）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成22年 6月24日

クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 男 澤 顕 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているクレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第25期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

1. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、SGAM ノースパシフィック株式会社と平成22年4月30日に株式交換契約を締結し、平成22年5月20日開催の取締役会及び同日開催の臨時株主総会において同契約の締結が承認された。
2. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、SGAM ノースパシフィック株式会社との間の株式交換契約の成立を停止条件として、ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社と平成22年4月30日に合併契約を締結し、平成22年5月20日開催の取締役会及び同日開催の臨時株主総会において同契約の締結が承認された。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

(1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

		当中間会計期間末 (平成22年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金・預金		4,037,996
有価証券		1,303,084
前払費用		546,532
未収委託者報酬		1,531,717
未収運用受託報酬		959,411
未収投資助言報酬		26,986
未収収益		20,139
繰延税金資産		180,913
差入保証金		254,475
その他		53,183
流動資産合計		8,914,437
固定資産		
有形固定資産	*1	349,186
無形固定資産		20,917
投資その他の資産		
投資有価証券		319,845
関係会社株式		162,693
長期差入保証金		226,156
その他		8,774
貸倒引当金		8,000
投資その他の資産合計		709,469
固定資産合計		1,079,572
資産合計		9,994,008

（単位：千円）

	当中間会計期間末 (平成22年9月30日)
負債の部	
流動負債	
リース債務	6,831
預り金	168,204
未払償還金	14,285
未払手数料	617,018
その他未払金	381,893
未払費用	323,373
未払法人税等	10,659
前受収益	1,695,924
賞与引当金	430,103
役員賞与引当金	26,648
統合関連費用引当金	138,000
資産除去債務	60,000
その他	20,382
流動負債合計	3,893,319
固定負債	
リース債務	2,102
退職給付引当金	26,495
資産除去債務	57,901
固定負債合計	86,498
負債合計	3,979,817
純資産の部	
株主資本	
資本金	1,200,000
資本剰余金	
資本準備金	1,076,268
その他資本剰余金	1,342,567
資本剰余金合計	2,418,835
利益剰余金	
利益準備金	110,093
その他利益剰余金	
別途積立金	1,600,000
繰越利益剰余金	687,701
利益剰余金合計	2,397,794
株主資本合計	6,016,629
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	2,438
評価・換算差額等合計	2,438

純資産合計	6,014,191
負債・純資産合計	9,994,008

(2) 中間損益計算書

（単位：千円）

当中間会計期間 （自 平成22年4月 1日 至 平成22年9月30日）	
営業収益	
委託者報酬	3,147,936
運用受託報酬	1,019,834
投資助言報酬	35,212
その他営業収益	76,311
営業収益合計	4,279,293
営業費用	2,321,630
一般管理費	*1 2,050,656
営業損失（ ）	92,992
営業外収益	*2 14,639
営業外費用	*3 33,701
経常損失（ ）	112,054
特別損失	4,956
税引前中間純損失（ ）	117,010
法人税、住民税及び事業税	1,253
法人税、住民税及び事業税還付税額	391
法人税等調整額	16,027
法人税等合計	16,889
中間純損失（ ）	133,899

(3) 中間株主資本等変動計算書

（単位：千円）

当中間会計期間 （自 平成22年4月 1日 至 平成22年9月30日）	
株主資本	
資本金	
前期末残高	1,200,000
当中間期変動額	

当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	1,200,000
資本剰余金	
資本準備金	
前期末残高	1,076,268
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	1,076,268
その他資本剰余金	
前期末残高	-
当中間期変動額	
合併による増加	1,342,567
当中間期変動額合計	1,342,567
当中間期末残高	1,342,567
資本剰余金合計	
前期末残高	1,076,268
当中間期変動額	
合併による増加	1,342,567
当中間期変動額合計	1,342,567
当中間期末残高	2,418,835
利益剰余金	
利益準備金	
前期末残高	110,093
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	110,093
その他利益剰余金	
別途積立金	
前期末残高	1,600,000
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	1,600,000
繰越利益剰余金	
前期末残高	2,327,410
当中間期変動額	
合併による増加	1,025,810
剰余金の配当	480,000
中間純損失（ ）	133,899
当中間期変動額合計	1,639,709
当中間期末残高	687,701
利益剰余金合計	
前期末残高	4,037,503

当中間期変動額	
合併による増加	1,025,810
剰余金の配当	480,000
中間純損失（　）	133,899
当中間期変動額合計	1,639,709
当中間期末残高	2,397,794
株主資本合計	
前期末残高	6,313,771
当中間期変動額	
合併による増加	316,757
剰余金の配当	480,000
中間純損失（　）	133,899
当中間期変動額合計	297,143
当中間期末残高	6,016,629
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
前期末残高	1,313
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額 （純額）	1,125
当中間期変動額合計	1,125
当中間期末残高	2,438
評価・換算差額等合計	
前期末残高	1,313
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額 （純額）	1,125
当中間期変動額合計	1,125
当中間期末残高	2,438
純資産合計	
前期末残高	6,312,459
当中間期変動額	
合併による増加	316,757
剰余金の配当	480,000
中間純損失（　）	133,899
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純 額）	1,125
当中間期変動額合計	298,267
当中間期末残高	6,014,191

中間財務諸表作成の基本となる重要な事項

項 目	当中間会計期間 (自 平成22年4月 1日 至 平成22年9月30日)
1. 資産の評価基準及び評価方法	有価証券 子会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。 その他有価証券 時価のあるもの 当中間会計期間末の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)によっております。 時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。 2. 固定資産の減価償却の方法 (1) 有形固定資産 定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 10年～24年 器具備品 4年～20年 (2) 無形固定資産 定額法を採用しております。 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。 (3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当中間会計期間末における退職給付債務（直近の年金財政計算上の責任準備金をもって退職給付債務とする簡便法）及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 なお、会計基準変更時差異（7,388千円）については、15年による均等額を費用処理しております。 (追加情報) 当社は平成22年7月1日における旧クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社との合併に伴い、旧クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社における退職給付制度を継承し、上記の会計処理を採用しております。 (3) 賞与引当金 従業員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当中間会計期間に帰属する額を計上しております。 (4) 役員賞与引当金 役員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当中間会計期間に帰属する額を計上しております。 (5) 統合関連費用引当金 クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社との合併及び事務所移転等に備えるため、将来発生すると認められる統合関連費用を合理的に見積もり計上しております。
4. その他の中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(1) 消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は税抜方式によっております。 また、仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、流動負債の「その他」に含めて表示しております。 (2) 連結納税制度の採用 連結納税制度を採用しております。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

項 目	当中間会計期間 (自 平成22年4月 1日 至 平成22年9月30日)
1. 企業結合に関する会計基準等	企業結合に関する会計基準等の適用 当中間会計期間より、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成20年12月26日）、「研究開発費等に係る会計基準」の一部改正（企業会計基準第23号 平成20年12月26日）、「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成20年12月26日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日）を適用しております。
2. 資産除去債務に関する会計基準等	資産除去債務に関する会計基準等の適用 当中間会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日）を適用しております。これにより、当中間会計期間の営業損失、経常損失及び税引前中間純損失は、それぞれ1,140千円増加しております。

表示方法の変更

項 目	当中間会計期間 (自 平成22年4月 1日 至 平成22年9月30日)
中間損益計算書	(1) 「営業収益」について、その重要性に鑑み、当中間会計期間から、内訳項目を区分掲記しております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

当中間会計期間末 (平成22年9月30日現在)	
*1 有形固定資産の減価償却累計額	148,766 千円

(中間損益計算書関係)

当中間会計期間 (自 平成22年4月 1日 至 平成22年9月30日)

*1 減価償却実施額	
有形固定資産	19,002 千円
無形固定資産	2,330 千円
*2 営業外収益のうち主要なもの	
受取利息	4,445 千円
*3 営業外費用のうち主要なもの	
為替差損	26,628 千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

当中間会計期間（自 平成22年4月 1日 至 平成22年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	前事業年度末 (千株)	増加 (千株)	減少 (千株)	当中間会計期間末 (千株)
普通株式	2,400	-	-	2,400

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

配当金支払額

(決議)	株式の 種類	配当金の 総額(千円)	一株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成22年6月30日 定時株主総会	普通 株式	480,000	200	平成22年3月31日	平成22年7月1日

（リース取引関係）

当中間会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)

ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

（１）リース資産の内容

有形固定資産

器具備品

（２）リース資産の減価償却方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

（金融商品に関する注記）

当中間会計期間

（自 平成22年4月 1日

至 平成22年9月30日）

金融商品の時価等に関する事項

平成22年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注2）参照）。

（単位：千円）

	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
（１） 現金・預金	4,037,996	4,037,996	-
（２） 未収委託者報酬	1,531,717	1,531,717	-
（３） 未収運用受託報酬	959,411	959,411	-
（４） 有価証券及び投資有価証券	1,622,930	1,622,930	-
資産計	8,152,054	8,152,054	-
（１） 未払手数料	617,018	617,018	-
負債計	617,018	617,018	-

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬、及び(3) 未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、国債及び投資信託受益証券は、証券会社等からの時価情報によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項（有価証券関係）をご参照下さい。

負債

(1) 未払手数料

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

下記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。

区 分	中間貸借対照表計上額（千円）
関 係 会 社 株 式	162,693

（有価証券関係）

当中間会計期 (自 平成22年4月 1日 至 平成22年9月30日)																																																
1. 子会社株式 子会社株式（中間貸借対照表計上額162,693千円）は市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。 2. その他有価証券 <table> <tr> <th></th><th>種類</th><th>取得原価 (千円)</th><th>中間貸借対照表 計上額 (千円)</th><th>差額 (千円)</th></tr> <tr> <td rowspan="4">中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの</td><td>(1) 株式</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td></tr> <tr> <td>(2) 債券</td><td>305,685</td><td>306,540</td><td>855</td></tr> <tr> <td>(3) その他(注)</td><td>4,800</td><td>6,422</td><td>1,622</td></tr> <tr> <td>小計</td><td>310,485</td><td>312,962</td><td>2,477</td></tr> <tr> <td rowspan="4">中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの</td><td>(1) 株式</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td></tr> <tr> <td>(2) 債券</td><td>306,150</td><td>301,980</td><td>4,170</td></tr> <tr> <td>(3) その他(注)</td><td>1,010,404</td><td>1,007,988</td><td>2,417</td></tr> <tr> <td>小計</td><td>1,316,554</td><td>1,309,968</td><td>6,587</td></tr> <tr> <td colspan="2">合計</td><td>1,627,039</td><td>1,622,930</td><td>4,110</td></tr> </table> (注)投資信託受益証券であります。						種類	取得原価 (千円)	中間貸借対照表 計上額 (千円)	差額 (千円)	中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	-	-	-	(2) 債券	305,685	306,540	855	(3) その他(注)	4,800	6,422	1,622	小計	310,485	312,962	2,477	中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	-	-	-	(2) 債券	306,150	301,980	4,170	(3) その他(注)	1,010,404	1,007,988	2,417	小計	1,316,554	1,309,968	6,587	合計		1,627,039	1,622,930	4,110
	種類	取得原価 (千円)	中間貸借対照表 計上額 (千円)	差額 (千円)																																												
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	-	-	-																																												
	(2) 債券	305,685	306,540	855																																												
	(3) その他(注)	4,800	6,422	1,622																																												
	小計	310,485	312,962	2,477																																												
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	-	-	-																																												
	(2) 債券	306,150	301,980	4,170																																												
	(3) その他(注)	1,010,404	1,007,988	2,417																																												
	小計	1,316,554	1,309,968	6,587																																												
合計		1,627,039	1,622,930	4,110																																												

（デリバティブ取引関係）

当中間会計期間末 (平成22年9月30日現在)
当中間会計期間末の残高はありません。

（企業結合等関係）

当中間会計期間
（自 平成22年4月 1日
至 平成22年9月30日）

（共通支配下の取引等関係）

1. 対象となった企業の名称及びその事業の内容、企業結合日、企業結合の法的形式、結合後企業の名称及び取引の目的

（1）対象となった企業の名称

クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社

（2）事業内容

投資顧問に関する業務

証券投資信託の委託会社としての業務

その他上記の業務に付帯する業務

（3）企業結合日

平成22年7月1日

（4）企業結合の法的形式

吸収合併

（5）結合後企業の名称

アムンディ・ジャパン株式会社

（6）その他取引の概要に関する事項

平成21年12月31日にクレディ・アグリコル S.A. とソシエテジェネラルの資産運用部門の統合により新会社アムンディグループが発足しました。日本のグループ会社である当社とクレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社は、お客様のニーズに合った優位性のある運用商品及びソリューションと良質のサービスを提供していくため合併することにしました。

当社は、平成22年5月20日開催の臨時株主総会で承認を得、平成22年7月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社を消滅会社とする吸収合併が行われました。本吸収合併は、無対価とし合併に際し株式を発行しませんでした。また、クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社の資産、負債及び権利義務を当社に承継させました。

なお本吸収合併の効力発生日において当社及び旧クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社の株主はアムンディ・ジャパン ホールディング株式会社のみとなっており、本吸収合併に際して、当社はアムンディ・ジャパン ホールディング株式会社に対し株式その他の金銭等の対価を交付しておりません。

2. 実施した会計処理の概要

本取引は、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成20年12月26日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日）に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

（資産除去債務関係）

当中間会計期間末 （平成22年9月30日現在）		
資産除去債務のうち中間貸借対照表に計上しているもの 当中間会計期間における当該資産除去債務の総額の増減		
期首残高（注1）	120,000	千円
有形固定資産の取得に伴う増加額（注2）	57,617	千円
時の経過による調整額	284	千円
資産除去債務の履行による減少額	60,000	千円
その他増減額（は減少）	-	千円
当中間期末残高	117,901	千円

（注1）当中間会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用しているため、前事業年度の末日における残高に代えて、当中間会計期間の期首における残高を記載しております。

（注2）合併による有形固定資産の取得も含みます。

（セグメント情報等）

[セグメント情報]

当社は「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っております。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っております。当社は、投資運用業及び投資助言・代理業にこれらの附帯業務を集約した単一セグメントを報告セグメントとしております。

従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。

[関連情報]

当中間会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）

1. 製品およびサービスごとの情報

（単位：千円）

	投資運用業	投資助言・代理業	その他	合計
外部顧客への営業収益	4,167,770	35,212	76,311	4,279,293

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント名
アムンディ・チャインドネシア株投信	443,349	なし

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

当中間会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日 ）

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

当中間会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日 ）

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

当中間会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日 ）

該当事項はありません。

(追加情報)

当中間会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用しております。

(1株当たり情報)

当中間会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	
1株当たり純資産額	2,505円91銭
1株当たり中間純損失	55円79銭
(1) 潜在株式調整後1株当たり当期中間純利益金額については、1株当たり当期中間純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	
(2) 1株当たり中間純損失金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。	
中間純損失	133,899千円
普通株主に帰属しない金額	-
普通株式に係る中間純損失	133,899千円
期中平均株式数	2,400千株

(重要な後発事象)

当中間会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)
該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己又はその取締役若しくは執行役、監査役、その他役員に類する役職にある者又は使用人との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます)。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます)。
- (3) 通常の見積の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(3)(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

- (1) 定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項

委託会社は、平成22年7月1日付でクレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社と合併し、商号をアムンディ・ジャパン株式会社とするとともに、本店所在地を変更いたしました。同日、これらの変更にとまなう定款変更を行いました。

- (2) 訴訟事件その他の重要事項

本書提出日1年以内において、訴訟事件その他委託会社等に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名称 株式会社りそな銀行

資本金の額 平成22年9月末日現在：279,928百万円

関係業務の概要

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

名称 野村證券株式会社

資本金の額 平成22年9月末日現在：10,000百万円

関係業務の概要

金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社は以下の業務を行います。

信託財産の保管・管理

信託財産の計算

信託財産に関する報告書の作成

その他上記の業務に付随する一切の業務

受託会社は、ファンドにかかる信託事務の処理の一部について日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

(参考情報)

再信託受託会社の概要

名称	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社
資本金	平成22年9月末日現在 51,000百万円
資本構成	株式会社りそな銀行 33.33% 住友信託銀行株式会社 33.33% 中央三井トラスト・ホールディングス株式会社 33.33%
事業の内容	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づき信託業務を営んでいます。
再信託の目的	原信託契約にかかる信託事務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社（日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産の全てを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

(2) 販売会社は以下の業務を行ないます。

募集・販売の取扱い

受益者に対する一部解約請求に関する事務

受益者に対する一部解約金、収益分配金および償還金の支払い

受益者に対する運用報告書等の交付

その他上記の業務に付随する一切の業務

3【資本関係】

該当事項はありません。

第3【参考情報】

当計算期間において提出された、ファンドにかかる金融商品取引法第25条第1項各号に掲げる書類は以下の通りです。

平成22年 7月 1日 訂正有価証券届出書

独立監査人の監査報告書

平成21年6月16日

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社

取締役会

御中

監査法人 トーマツ

指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	後 藤 順 子	印
指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	鈴 木 吉 彦	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第28期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、当社が独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成23年 1 月25日

アムンディ・ジャパン株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 男澤 顕 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているアムンディ・チャインドネシア株投信の平成22年3月12日から平成22年12月10日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アムンディ・チャインドネシア株投信の平成22年12月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

アムンディ・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）1．上記は、当社が監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2．財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成23年 1 月25日

アムンディ・ジャパン株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 男澤 顕 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているアムンディ・チャインドネシア株投信マネーの平成22年3月12日から平成22年12月10日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アムンディ・チャインドネシア株投信マネーの平成22年12月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

アムンディ・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）1．上記は、当社が監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2．財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成22年6月14日

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社

取締役会

御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 鈴木吉彦 印

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 山田信之 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第29期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認め

る。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、当社はクレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社と平成22年4月30日に合併契約書を締結した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、当社が独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成22年12月21日

アムンディ・ジャパン株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員

業務執行社員

公認会計士 男澤 顕 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアムンディ・ジャパン株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第30期事業年度の中間会計期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、アムンディ・ジャパン株式会社の平成22年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。